

水源開拓問題全國連絡会 第9回総会資料

**2002年10月27日
新潟県中里村**

目 次

2001年12月以後の活動報告	1
5ダムも中止と今後のダム反対運動	6
政府党によるダム見直しの経過と結果	10
苦田ダム、徳山ダム、川辺川ダムの 強権的な事業推進に対して	24
ダム問題の法的制度に関する研究会のその後	26
水余りの時代における既設ダムの運用改善を求める	30
河川整備基本方針と河川整備計画の策定に対して 報告	37
水源連は川辺川ダム問題における住民討論集会に 専門家討論メンバーとして参加しています	66
世界ダム委員会(WCD)市民ガイド日本語版について	68
各地からの報告など	70

水源開発問題全国連絡会第9回総会

2001年12月以降の活動報告と討議事項

2001年11月25日に富山県宇奈月町で開かれた、第8回水源開発問題全国連絡会総会以後の水源連の主な活動の報告と、今回の総会の討議事項について記します。

I.概要

ダム計画の根拠の破綻が白日にさらされても、撤退に関する法的システムが存在していないことをよいことに、国は多くの国民から疑問視されている徳山ダム、苦田ダム、川辺川ダムに土地収用法を適用し、強権的に事業を遂行しています。

暴力的に土地強制収用がおこなわれた徳山ダム、土地収用裁定がおこなわれている苦田ダム、川辺川ダム、どこも起業者側はなりふり構わず事業推進を図っています。現地ではこのような強権的な事業推進に対して、事業認定取消訴訟をはじめとした粘り強い反対運動が進められています。

一方、各地のダム反対運動とそれによって形成された世論の盛り上がりと、その運動の中で訴えてきた水需要の鈍化が起業者側にとっても否定しがたい事実であったことなどから、紀伊丹生川ダム、渡良瀬第2貯水池、清津川ダム、長野県の浅川ダム・下諏訪ダムなどは中止が決定しました。

また、足羽川ダムは利水面での見直しがおこなわれ、福井県（工業用水）と福井市（水道用水）がダム計画の利水からの撤退を表明しましたが、近畿地方整備局は部子川ダムを代替案として正式に提示しています。九頭竜川水系流域委員会が設置され、この代替案が九頭竜川水系河川整備計画策定における最大の検討事項になっています。

このように、全国では起業者の強権的な事業推進と、ダム計画の休止・中止、利水予定者のダム計画からの撤退、と様々な動きがあります。紀伊丹生川ダム、渡良瀬第2貯水池、清津川ダムなど、国がつい最近まで建設に力を入れてきた大規模ダム計画を中止に追い込んだことは、私たちの運動による事実に基づく反論が正しかったことを証明したので、この一年間でこれまでにない多くの成果をあげたことは確かです。

しかしながら、まだまだ私たちの運動は大きな壁に突き当たっています。水源連事務局では昨年度の総会でも議論され、引き続き宿題となっている問題について「ダム問題の法制度に関する研究会」を継続し、検討を重ねてきました。その集大成としてこの7月に冊子「市民立法・公共事業三法案」を発行しました。

今総会はこれらを議論の中心テーマとしつつ、各地の運動の現状を報告し合うなかで、未だに強権的に進行しているダム事業をはじめ、根拠を喪失している数多くのダム計画を中止に追い込むための方策を見出したいと思います。

II.水源連（もしくは事務局）の活動

第8回総会以降、機関紙「水源連便り」の発行は3回しかできませんでした。機関紙発行時に、各地の皆さんの協力により各地の情報を寄せいただき、それらを掲載することにより、情報の共有をはかりました。

この一年間の事務局の活動は、

- ①3法案のまとめと冊子の作成、関係団体等への説明、
- ②「住民討論集会」への参加を初めとした、川辺川ダム問題対応、
- ③状況に応じた全国への呼びかけの発信とそれを背景とした要請書・抗議文の提出、
- ④ダム関係のODA問題に関連した、海外の反ダム運動との連携などでした。

II-1. 3法案のまとめと冊子の作成、関係団体等への説明

この7月に冊子「市民立法・公共事業三法案」を発行しました。

「この3法案の立法化を図る上で、ダム以外の公共事業分野の運動と連携すること」が昨年の総会で提起されました。「大規模林道問題全国ネットワーク」、「首都圏道路問題全国連絡会」、「静岡空港はいらない静岡県民の会」、「全日本水道労働組合」の方々に説明をし、意見交換をおこないました。10月14日には首都圏道路問題全国連絡会のご好意で、同会総会で3法案の説明と、立法化に向けての協力要請をさせていただきました。同会の全国組織は「道路公害反対運動全国連絡会」です。

II-2. 「住民討論集会」への参加をはじめとした、川辺川ダム問題対応

2001年11月、球磨川漁業協同組合が臨時総会で補償議案を否決した時点から、川辺川ダム問題は急展開を始めました。九州地方整備局は同年12月18日に熊本県収用委員会に漁業権等の収用裁定を申請しました。

II-2-1 川辺川ダム住民討論集会

熊本県は、漁協が補償議案を否決したことと、それに前後して川辺川研究会が「国いう基本高水流量を前提とした上でもダム以外の治水対策が可能」という主旨の調査・研究結果を発表したことを受け、国に説明責任を果たすことを求め、昨年12月9日に『川辺川ダム』を考える住民大集会を相良村体育館で開催しました。この大集会の参加者は3000名にのぼりました。

この集会は治水問題を中心に継続され、2月22日には八代市内で、6月22、23日には現地調査を含めて相良村体育館で、9月15日には熊本県庁内で、計4回開催されました。

水源連は第2回討論集会に先立ち、2月16日に八代市内で水源連としての調査・研究結果を記者発表しました。第2回目討論集会からは連続で参加しています。

この討論会では治水面からみて川辺川ダムが必要か否かについて議論を行っています。この討論の結果、「治水上ではダムが不要」となれば、川辺川ダムを中止に追い込めるでしょう。しかし、九州地方整備局はなりふり構わない反論をしており、決着はまだついてい

ません。

川辺川ダム計画当時、建設省は、80年に1回の洪水流量（基本高水流量）を人吉地点で $7000\text{m}^3/\text{秒}$ と設定し、河道の流下能力を $4000\text{m}^3/\text{秒}$ としました。その差を川辺川ダムと既設の市房ダムで調節するというのです。

しかし、私たちが森林生長の効果を考慮して基本高水流量を正しく計算すると、 $5500\text{m}^3/\text{秒}$ です。また、河道の流下能力は改修計画通りに河道整備を行えば、 $5400\text{m}^3/\text{秒}$ もあることが分かりました。既設の市房ダムで $200\text{m}^3/\text{秒}$ の調節が可能ですから、川辺川ダムは不要です。

人吉地点の基本高水流量と、計画通りの河道整備を行った場合の流下能力が今後の最大の争点になります。

II-2-2 国への要請書

水源連が「子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る東京の会」「同関西の会」「同福岡の会」と共に、2回に渡り全国に呼びかけ、国に対して「収用委員会への申請取り下げ」を要請しました。

II-3.現地集会などへの支援

2001年12月9日、和歌山県橋本市内において紀伊丹生川ダム問題に関するシンポジウムが開催されました。水源連事務局からは河川整備計画策定の全国の状況とその問題点について報告をしました。

2002年3月10日、岐阜県大垣市において、「徳山ダム裁判3周年集会」が開催されました。水源連事務局からもこの集会に参加し、全国の状況を報告しました。同集会では公共事業チェック議員の会会長である中村敦夫参議院議員が「目的のなくなった公共事業を進めても利益は生まれず、財政赤字と環境破壊を引き起こすだけ」という主旨の講演を行いました。集会終了後、市内をパレードし、徳山ダムの中止をアピールしました。

II-4.国際協力

フィリピンで開催されたRWE SA(ルイサ: Rivers Watch East and Southeast Asia)会議に水源連事務局から参加しました。

日本はODAと称して、開発途上国にダム建設を進め、各地で問題を引き起こしています。日本の状況を報告すると共に、各国の参加者から各々の状況の報告を受けました。

今回の会議では2001年11月にWCD(世界ダム委員会)が発行した、世界中のダム開発についての詳細な調査報告と、今後のダム開発に向けての提言・勧告をアジアにおいてどのように活かしてゆくのかの戦略が練られました。

現時点では、この「市民ガイド」日本語版を作成しています。

III. 総会での報告・討議事項

5ダムの中止と今後のダム反対運動

「ダム計画中止」をどのようにして勝ち取ったのか、また、中止に至った理由は何処にあるのかなどについて、全国の今後の運動に活かすための議論をおこないます。

詳細は 6 ページを参照してください。

苦田ダム、徳山ダム、川辺川ダムの強権的な事業推進に対して

土地収用法が適用され、強権的に事業が進められている川辺川ダム、苦田ダム、徳山ダムについて闘うための方策を検討します。

詳細は 24 ページを参照してください

「市民立法・公共事業三法案」とその活用

ダム問題の法制度研究会で作成した公共事業三法案を今年の7月に冊子としてまとめました。この冊子を基本としてその立法化をはかるための戦術を検討します。

ダム問題の法制度研究会では昨年の総会後も議論を重ね、行政手続法への計画確定手続きの導入などについても検討を行いました。その検討結果は 26 ページのとおりです。

水余りの時代における既設ダムの運用改善を求める運動(住民の手によるダム総点検①)

既設ダムの水余りを調査した結果を報告し、既設ダムの運用改善を求める運動の進め方を検討します。

詳細は 30 ページを参照してください。

河川整備基本方針および河川整備計画の策定への対応

河川整備基本方針と河川整備計画の策定状況および流域委員会の設置状況を報告し、それに基づいて今後私たちが取り組むべき課題について検討します。

河川整備基本方針と河川整備計画の策定状況および流域委員会の設置状況は 37 ページを参照してください

紀伊丹生川ダム計画は紀の川水系河川整備計画策定の段階で、公募枠で流域委員となつたダム反対派の方々を中心とした活躍が功を奏し、中止となりました。しかし、国は「利水面で採算が取れなくなったから中止した」とあたかも流域委員会の審議とは無関係であるかのような言い方をしています。

豊川流域河川整備計画策定においては、ダム反対派を締め出した形で審議が行われ、強引に設楽ダム建設を盛り込んだ計画が策定されました。

足羽川ダムについては近畿地方整備局が代替案として部子川ダムを提示し、九頭竜川河川整備計画策定過程で検討するとしています。この流域委員会には公募枠で足羽川ダム反

対運動体から二名が委員として参加しています。

河川整備計画を住民参加で策定したとしている多摩川関係では、京浜工事事務所が計画に盛り込まれている事業を住民との連携をおろそかにした形で進めようとしています。河川整備計画策定と同様に、その後の事業化にも住民が直接関わることが大切です。

河川整備計画の策定に住民が参画することは重要なことですが、きちんと勉強し、常に自分も河川の責任者である、という意識を持たないと、紀伊丹生川のような成果を得ることは難しいといえます。

現在本体工事着工中、もしくはその寸前、というところでは、河川整備計画の策定を行わず、過去の工事実施基本計画に依拠して事業を続けています。ダム中止を獲得するための一つの手法として、住民参加を保証した河川整備計画策定を獲得するための流域総体の運動が必要です。

公共事業チェック地方議員の会設立に向けて

各地方自治体はその部局ごとに事業再評価委員会的を設置し、事業の見直しを行っています。しかしそれはあまりに不透明で、事業の追認を行っているだけです。この問題が地方議会において取り上げられているとの情報も聞かれません。

地域から公共事業を正していくことが必要です。「首都圏のダム問題を考える市民と議員の会」、「川辺川ダムを考える流域議員の会」の活動を報告していただき、地方議会にも公共事業チェック議員の会を発足させるための論議を行います。

世界ダム委員会（WCD）市民ガイド日本語版について

一昨年にWCDが発行した報告書には、ダム事業計画についてのチェック事項が討議され、合意に至った勧告が記載されています。東アジア・東南アジアでダム開発問題に取り組む連絡会（RWE SA）へは、水源連事務局からも複数のメンバーが出席しました。この合意事項について日本からの出席者を中心に日本語版を作成しています。

日本国内では新規のダム計画は事実上困難となってきている現状では、海外援助と称して開発途上国に新規ダム建設にこれまで以上に力を入れるであろうことは、公害輸出をしてきた日本の常套手段です。ダム公害輸出を止めさせる、という視点を意識し、国際連帯を図る上で、この日本語版の活用方法を考えます。

これからの課題の検討

水源連の今後のあり方

水源連会員の拡大。

機関紙の発行回数を年に4回、ホームページの充実、Eメール網の確立など。

財政基盤の確立。特に団体会費の納入改善。

5 ダムの中止と今後のダム反対運動

1. 平成15年度からの中止がきまったダム事業

2002年10月段階で平成15年度からの中止がきまったダム事業は別紙1のとおり、8ダムである。そのうちの5ダムは、反対運動の成果として中止を勝ち取ったものである。

渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業（渡良瀬第二貯水池建設事業）

清津川ダム

紀伊丹生川ダム

浅川ダム

下諏訪ダム

2. ダム中止をもたらしたもの

① 諦めることのない粘り強い反対運動、様々な戦術を駆使した反対運動

（例。渡良瀬第二貯水池の場合は12年間にわたる長い運動の結果であった。）

② 客観的な状況

（水需要の頭打ち・漸減による利水予定者の撤退、治水計画における過大な基本高水流量設定の露呈など）

③ 知事の英断

（浅川ダムと下諏訪ダムは長野県知事の英断で中止がきまった。）

その他に、事業の進捗状況もあるが、浅川ダムの場合は2002年度の事業費での進捗率は50%になっており、必ずしも進捗状況の問題ではない。

3. 今後のダム反対運動への反映

（1）客観的な状況

他のダムも客観的な状況は上記の5ダムと同じであり、ダムが不要になった事実を世に広く知らせていく。

1) 水需要の動向と利水予定者の撤退

水需要はすでに頭打ちか漸減の傾向になっている。そして、近い将来には人口の漸減とともに、確実に減少方向に向かう。

利水予定者は水需要の低迷で財政が逼迫しており、本心ではダム事業からの撤退を望んでいるはずである。

もし利水予定者が撤退し、新規利水がなくなれば、（たとえ、治水面の必要性が残っても）多目的ダムの計画は根底から崩れる。特に直轄ダムや公団ダムの場合は特定多目的ダム法や水資源開発公団法に基づくダムではなくなり、ダム計画は白紙になる。

また、最近は、財政逼迫に陥った利水予定者が受水水利権の一部削減をダム事業者に対して公然と求めるようになっており、その要求を更に拡大させることができれば、ダム計画が中止の方向に向かう可能性がある。

2) 治水面での不要性

治水面でダムが必要だという計画はまやかしである。

- ① きわめて過大な基本高水流量が設定されている。
- ② 河道整備を計画どおり行えば、大きな洪水への対応も可能であるのに、河道整備がなおざりにされてきている。
- ③ ダムは下流の洪水対策に役立たないことが多い。

（2）知事の姿勢

長野県知事のダム中止の英断は素晴らしいものであり、知事の姿勢がきわめて重要である。少なくとも、川辺川ダムのように知事がダムに対して懐疑的な姿勢を示せば、ダム事業の進展に大きなブレーキがかかる。

財政逼迫の問題も絡めて、知事に対してダム問題への姿勢を追及していくことが必要である。

4. 全国でなお進められる数多くのダム建設

全国で建設または計画が推進されているダム計画は別紙3のとおりで、直轄ダムが87、公団ダムが8、補助ダムが93で、合計で188事業である。この他に、貯水容量100万m³未満の生活貯水池が60事業あるから、合わせて約250のダム事業が進められている。

今まで中止になったダムは別紙2のとおり、生活貯水池も含めて80事業であり、もともとあったダム計画の1/4にすぎず、また、中小規模のものが多い。

しかし、水需要の減退でダムの必要性はますます希薄となってきており、私たちのダム反対運動の一層の展開と拡大が必要である。

別紙1

平成15年度からの中止事業(国土交通省の事業評価)

事業名	事業主体	決定理由	方針	経緯	備考
【直轄事業】					
浅良瀬遊水池総合開発 (II期)事業(栃木県等)	関東地方整備局	治水の必要性は高いものの現段階において利水予定者の事業参画の意思表示がないため、特多目的ダム事業としての同事業を中止する。なお、治水対策については別途検討が妥当。		H 7.10.12 第1回事業審議委員会 H 7.11.30 第2回事業審議委員会 H 8.1.21 公聴会	
清津川ダム建設事業(新潟県)	北陸地方整備局	「治水面では、信濃川流域における治水安全度の向上が必要かつ重要であるが規模な水資源開拓を行なう緊急性は薄い」と考えられるところから、清津川ダムの実施に際しては中止することが適当である」という清津川ダム専門委員会の答申を最大限尊重し、清津川ダム実施計画調査の中止は妥当。		H 8.3.4 第3回事業審議委員会 H 8.6.20 第4回事業審議委員会 H 8.8.8 第5回事業審議委員会 H 8.12.24 第6回事業審議委員会(中間答申) H 14.8.6 第7回事業審議委員会(答申) H 14.8.今後の進め方にについて報告事業評価監視委員会には別途報告)	H 59.実測着手時28.5m ³ /sから、H11.時点で13.725m ³ /sに減少している。そのうち都市用水は、13.5m ³ /sから2.113m ³ /sに減少している。
紀伊丹生川ダム建設事業(和歌山県)	近畿地方整備局	治水・利水上の必要性はあるものの、社会経済情勢の変化に伴う水需要計画の変更によりスケールメリットが低下することも、環境面に配慮し、総合的に判断して事業を中止する。		H 12.8.28 与党三党による公共事業見直し中止勧告 H 12.9.27 H 1.2第1回事業評価監視委員会 H 12.11.26 H 1.2第2回事業評価監視委員会 H 13.7.12 第1回事務委員会～H 14.7.5 第12回事務委員会 H 14.7.29 H 14.第1回事業評価監視委員会	紀伊丹生川ダムからの水需要が縮小(和歌山市は撤退、大阪府は減少)
中山川ダム建設事業(愛媛県)	愛媛県	利水者が事業に不参加の意向となり、ダム事業の緊急性が薄れたことから、国庫補助が事業中止が妥当。		H 14.6.26 第1回事業評価監視委員会 H 14.7.11 対応方針・案提出 H 14.8.9 愛媛県公共事業再評価委員会 H 14.8.13 対応方針・案提出	水道事業は撤退、農業用水の受益者等は参加困難との意向

【参考】事業評価で中止の判断がされたかった問題事業【直轄事業】

事業名	事業主体	決定理由	方針	経緯	備考
足羽川ダム建設事業(福井県)	近畿地方整備局	平成9年9月の足羽川ダム建設事業審議委員会の意見を受けて、現在の計画を修正すべく調査検討を進めてきており、今年7月6日には、力頭・竪川水系流域委員会において「今後、箭子川のダムサイトを足羽川ダム計画として提案していくに更い旨、近畿地方整備局から報告したことであり、対応方針案の策定までに更なる検討が必要であるため。		H 14.5.9 第1回流域委員会 H 14.6.11 第2回流域委員会 H 14.7.6 第3回流域委員会 H 14.8.6 第4回流域委員会	
山鳥坂ダム建設事業(愛媛県)	四国地方整備局	当初計画に盛り込まれた都市用水等の流域外への分水計画について議論があり、事業が膠着状態にあつたが、H12年度委員会以降、分水を受ける側がから事業推進困難と回答されたことから、肱川流域の治水・利川環境のための計画として再構築し、地域に提示した。肱川流域の治水・利川環境、費用対効果等の観点から必要性も高く、また、当該計画案は地元貢献金、流域市町村機会、流域市町村長で構成した協議会からも了解を受けたところであり、このようない点を総合的に判断した結果、事業継続が必要。		H 12.8.28 与党三党による公共事業見直し中止勧告 H 12.11.21 第3回事業評価監視委員会 H 13.11.16 第1回事業評価監視委員会 H 14.8.1 第1回事業評価監視委員会 H 14.8.1 対応方針・案提出	

新聞ニュースで平成15年度からの中止が決定した事業

中止事業名	事業主体	中止理由	中止理由
栗原川ダム(群馬県)	水資源開発公社	下流都県からの利水参加の意思なし。治水面の対応は別途検討	
浅川ダム(長野県)	長野県	治水、利水とも代替策が可能な	
下飯防ダム(長野県)	長野県	治水、利水とも代替策が可能	
大原川生活貯水池(岡山県)	群馬県	利水の必要性が消失	

平成14年度からの中止事業

中止事業名	事業主体	中止理由	中止理由
外面ダム	福島県	利水は、当面、ダムによる水資源確保の必要性がなくなり、治水面は、災害の発生に伴い河川改修事業が進められため、事業の緊急性が薄れていることから中止が妥当	
百瀬ダム	富山県	地質調査の結果、事業費が増大すること等から、他の治水代替案が経済的に有利となつたため、国庫補助中止が妥当	
宮川内谷川総合開発	岐阜県	ダムによる水供給の必要性がなくなり、また、地質調査の結果、事業費が増大したため他の治水代替案が経済的に有利となつたため中止が妥当	
雄川生活貯水池	群馬県	地質調査の結果、事業費が増大し、治水について、費用にみあつた効果が得られないことから中止が妥当	
雀子生活貯水池	山梨県	社会情勢の変化により利水面での必要性が薄くなり、また、地質調査の結果、事業費が増大したことなどから、他の治水代替案が経済的に有利となることを受け、生活貯水池事業も中止が妥当	
片川生活貯水池	三重県	共用事業である農地防災ダム事業の継続が困難な状況となり中止となることを受け、生活貯水池事業も中止が妥当	
美里生活貯水池	和歌山县	利水上、当面ダムによる水資源の確保の必要性がなくなり、事業の緊急性が薄れているため、国庫補助中止が妥当	
黒谷生活貯水池	徳島県	ダムによる水供給の必要性がなくなり、また、地質調査の結果、事業費が増大したため他の治水代替案が経済的に有利となつたため中止が妥当	

別紙3 現在、工事中または計画中のダム(国土交通省関係)

直轄ダム

F: 洪水調節 A: かんがい W: 水道用水 I: 工業用水 P: 発電 N: 不特定利水 S: 消流雪用水

	ダムの名称	建設(予定)地	事業主体	目的	総貯水量(km ³)	集水面積(km ²)	水没予定期間	完成予定期間	現在の事業段階	事業費(億円)	備考
1	夕張シユーバードダム	北海道夕張市	北海道開発局	A、F、N、W、P	433,000	433	15.1	289	2004	29	建設中 1,470
2	留萌ダム	北海道留萌市	北海道開発局	F、N、W	23,300	42	2.2	26	2009	未確定	建設中 検討中
3	新桂沢ダム	北海道三笠市	北海道開発局	F、N、W、I、P	147,300	151.2	6.66	0	2004	25	建設中 700
4	三笠ほんべつダム	北海道三笠市	北海道開発局	F、N、I	26,600	35.4	1.14	0	2002	93	建設中 140 事業進ちょく率及び総事業費は、両ダムの合計である。
5	大野ダム	北海道大野町	北海道開発局	A、W	1,600	5.4	0.12	0	2010	25	建設中 412
6	徳富ダム	北海道樺戸郡新十津川町	北海道開発局	F、N、A、W、P	36,100	65.3	1.59	0	検討中	未確定	建設中 検討中
7	忠別ダム	北海道上川郡東川町、東神楽町	北海道開発局	F、N、W、P	93,000	238.9	3.72	26	検討中	未確定	建設中 検討中
8	サンルダム	北海道上川郡下川町	北海道開発局	F、N、W、P	73,000	182.5	4.5	13	2008	26	建設中 530
9	幌進ダム	北海道虻田郡幌延町	北海道開発局	A	1,000	2.8	0.12	0	2008	4	建設中 142
10	生田原ダム	北海道生田原町	北海道開発局	A	1,200	11.1	0.1	0	2008	0	建設中 114
11	雄武ダム	北海道紋別郡雄武町	北海道開発局	A	3,700	16.9	2.2	0	2006	83	建設中 142
12	平取ダム	北海道平取町	北海道沙流郡新得町	F、N、I、P	45,800	234	3.1	17	2004	87	建設中 920 事業進ちょく率及び総事業費は、既設の二風谷ダムとの合計である。
13	美唄ダム	北海道中川郡幕別町	北海道開発局	A	4,600	30	0.35	0	2008	0	建設中 216
14	幕別ダム	北海道幕別町	北海道開発局	A	2,300	9.1	0.29	0	2004	80	建設中 176
15	小川原湖総合開発	青森県三沢市、上北郡	東北地方整備局	F、N、A、W、I	153,800	805.4	65.58	0	検討中	40	建設中 589
16	津堅ダム	青森県中津軽郡西目屋村	東北地方整備局	F、N、A、W、I、P	142,300	172	5.1	178	2003	17	建設中 1,450

17	世増ダム	青森県三戸郡南郷村	東北農政局	A、F、N、W	36,500	398	1.8	71	2003	89	建設中 630
18	胆沢ダム	岩手県胆沢郡胆沢町	東北地方整備局	F、N、A、W、P	143,000	186	4.4	42	2013	26	建設中 2,440
19	大志田ダム	岩手県二戸郡一戸町	東北農政局	A	11,300	75.7	0.91	14	2004	92	建設中 292
20	田川第一ダム	岩手県加美郡宮崎町	東北地方整備局	A	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	実施計画未確定
21	田川第二ダム	岩手県加美郡宮崎町	東北農政局	A	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	実施計画未確定
22	ニッ石ダム	宮城県玉造郡鳴子町	東北農政局	A	13,480	10.1	0.69	0	2006	57	建設中 456
23	岩堂沢ダム	宮城県栗原郡一迫町	東北農政局	A	9,720	23.4	0.81	16	2005	90	建設中 344 事業進ちょく率及び総事業費は、既設の荒砥ダムとの合計である。
24	小田ダム	秋田県由利郡郡森吉町	東北地方整備局	F、N、A、W、P	78,100	248	3.2	141	2011	49	建設中 752
25	鳥海ダム	秋田県由利郡鳥海町	東北地方整備局	F、N、A、W、P	78,700	68.1	2.26	0	2017	3	建設中 1,750 事業進ちょく率及び総事業費は、既設の荒砥ダムとの合計である。
26	成瀬ダム	秋田県雄勝郡東成瀬村	東北地方整備局	F、N、A、W、P	51,000	101.2	1.4	1	2010	41	建設中 1,530
27	長井ダム	山形県長井市	東北地方整備局	F、N、I、P	24,600	113.1	1.55	38	検討中	未確定	建設中 1,600
28	横川ダム	山形県西置賜郡小国町	東北地方整備局	F、N、I、P	153,000	160	4.6	178	2006	85	建設中 1,955
29	智上川ダム	福島県福島市	東北農政局	A	10,320	40.7	0.46	58	2004	89	建設中 219
30	新宮川ダム	福島県大沼郡会津高田町	東北農政局	A	4,500	10	0.3	1	2008	0	建設中 640
31	田の沢ダム	福島県西白河郡大信村	東北農政局	A	7,200	23.3	0.5	4	2008	73	建設中 263
32	御前山ダム	茨城県東茨城郡御前山村	関東農政局	F、N、A、W、I	99,000	102	2.86	85	2011	54	建設中 880
33	湯西川ダム	栃木県塩谷郡栗山村	関東農政局	F、N、A、W、I	107,500	707.9	3.04	354	2010	62	建設中 2110

36	市野新田ダム	新潟県柏崎市北陸農政A局	1,690	1.2	0.2	1	2008	13	建設中	123
37	柄ヶ原ダム	新潟県刈羽郡北陸農政A局	2,470	2.3	0.2	0	2006	33	建設中	145
38	後谷ダム	新潟県刈羽郡北陸農政A局	1,150	0.7	0.2	0	2008	12	建設中	132
39	小倉ダム	新潟県佐渡郡北陸農政A局	4,450	5.7	0.3	3	2004	71	建設中	347
40	外山ダム	新潟県東礪波整備局	3,700	7.7	0.3	4	2004	38	建設中	120
41	利賀ダム	富山県東礪波整備局	31,100	95.9	1.1	3	2008	15	建設中	900
42	足羽川ダム	福井県足羽郡近畿地方整備局	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	建設中	未確定
43	柳谷ダム	福井県南条郡今庄町農政F、N、A、W、I局	25,000	10.2	0.89	0	2005	88	建設中	777
44	美和ダム(再開発)	長野県上伊那郡高遠町、長野県上伊那郡長谷村農政F、N、I、P整備局	34,300	311.1	1.79	0	検討中	29	建設中	1,080
45	戸草ダム	岐阜県恵那郡上矢作町農業整備局	61,000	137.1	1.4	17				事業進ちょく率及び総事業費は、両ダムの合計である。
46	上矢作ダム	岐阜県恵那郡近畿地方整備局	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	実施計画調査中	未確定
47	説業ダム	愛知県北設楽郡設楽町農業整備局	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	実施計画調査中	未確定
48	大戸川ダム	滋賀県大津市近畿地方整備局	25,700	29.4	1	0	2014	0	建設中	165
49	第二ダム	京都府宇治市近畿地方整備局	26,280	352	1.88	0	検討中	16	建設中	330
50	天ヶ瀬ダム(再開発)	京都府宇治市近畿地方整備局	17,600	5	0.7	0	2005	68	建設中	500
51	余野川ダム	大阪府箕面市近畿地方整備局	84,000	258	2.51	399	2002	95	建設中	3,210
52	大滝ダム	奈良県吉野郡川上村農業整備局	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	建設中	未確定
53	紀の川大堰	和歌山县和歌山市農業整備局	5,100	1620	2.05	0	2009	68	建設中	1,110
54	殿ダム	鳥取県岩美郡国府町農業整備局	12,400	38.1	0.64	22	検討中	未確定	建設中	検討中

55	小田殿ダム	鳥取県東伯郡東伯町農政局	2,000	1.5	0.1	0	2006	80	建設中	338
56	船上山ダム	鳥取県東伯郡中國四国農政局	720	6.5	0.1	0	2006	92	建設中	364
57	尾原ダム	鳥取県大原郡木次町農政局	60,800	289	2.3	69	検討中	未確定	建設中	検討中
58	志津見ダム	島根県飯石郡頓原町農地整備局	50,600	213.8	2.3	78	2010	54	建設中	1,450
59	柳井原堰	岡山県倉敷市、浅口郡船越町農業整備局	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	建設中	未確定
60	苦田ダム	岡山県苦田郡奥津町農業整備局	84,100	217.4	3.3	460	2004	91	建設中	1,940
61	灰塚ダム	広島県双三郡三良坂町農業整備局	52,100	217	3.54	274	2006	81	建設中	1,800
62	土器川総合開拓	香川県仲多度郡琴南町農業整備局	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	実施計画調査中	未確定
63	志河川ダム	愛媛県周桑郡丹原町農業整備局	1,200	17.2	0.1	0	2007	15	建設中	121
64	山鳥坂ダム	愛媛県喜多郡肱川町農業整備局	40,800	64.7	1.15	35	2004	10	建設中	1,070
65	横瀬川ダム	高知県宿毛市四国地方整備局	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	建設中	未確定
66	嘉瀬川ダム	佐賀県佐賀郡富士町農業整備局	71,000	128.4	2.72	178	2002	62	建設中	1,180
67	城原川ダム	佐賀県神埼郡神埼町、脊振町農業整備局	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	実施計画調査中	未確定
68	藤ノ平ダム	佐賀県東松浦郡玄海町農業整備局	3,518	15.6	0.2	6	2002	97	建設中	359
69	本明川ダム	長崎県諾早市九州地方整備局	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	建設中	未確定
70	大蘇ダム	熊本県阿蘇郡蓮山村農業整備局	4,300	13.5	0.3	0	2005	82	建設中	432
71	七瀧ダム	熊本県上益城郡御船町農業整備局	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	実施計画調査中	未確定
72	川辺川ダム	熊本県球磨郡相良村農業整備局	133,000	470	3.91	549	2008	66	建設中	2,650
73	大分川ダム	大分県大分郡野津原町農業整備局	27,500	38	1.1	35	2010	31	建設中	760

74	浜ノ瀬ダム 計画木村、小 局	宮崎県西諸県 九州農政A	10,300	54.5	0.6	0	2006	13	建設中	324	
75	木之内ダム 計画内ダム	宮崎県北諸 郡山田町 九州農政局	6,270	5.1	0.4	0	2009	55	建設中	381	
76	切原ダム 計画	宮崎県川南町 九州農政局	2,000	3.1	0.1	0	2007	13	建設中	210	
77	輝北ダム 計画	鹿児島県曾於 郡輝北町 九州農政局	8,200	23	0.7	44	2005	76	建設中	187	
78	谷川内ダム 計画	鹿児島県曾於 郡財部町 九州農政局	2,170	4.9	0.1	0	2006	8	建設中	128	
79	中岳ダム 計画	鹿児島県曾於 郡末吉町 九州農政局	4,310	1.3	0.3	0	2005	66	建設中	382	
80	荒瀬ダム 計画	鹿児島県肝属 郡高山村 九州農政局	2,600	7.9	0.2	0	2008	9	建設中	286	
81	徳之島ダム 計画	鹿児島県大島 郡天城町 九州農政局	8,520	28.6	0.7	3	2007	22	建設中	226	
82	羽地ダム 計画	沖縄県名護市 事務局	F、N、A、 W	19,800	10.9	1.15	20	2004	94	建設中	700
83	真喜屋ダム 計画	沖縄県名護市 事務局	F、N、A、 W	1,470	4.2	0.16	0	2006	61	建設中	251
84	大保ダム 計画	沖縄県国頭郡 大宜味村 事務局	F、N、A、 W	20,050	13.3	0.89	0	検討中	未確定	建設中	検討中
85	奥間ダム 計画	沖縄県国頭郡 国頭村 事務局	F、N、A、 W	3,550	4.8	0.23	0	未確定	未確定	実施計画調査中	未確定
86	座津津武ダム 計画	沖縄県国頭郡 国頭村 事務局	F、N、A、 W	7,600	14.6	0.61	0	検討中	未確定	建設中	検討中
87	億首ダム 計画	沖縄県国頭郡 金武町 事務局	F、N、A、 W							事業進ちょく率及び総事業費 は、既設の漢那ダムとの合計で 直轄の水源開発事業としては、以上に次の流域調整河川事業がある。	

電業	茨城県 霞ヶ浦導水事 業	茨城県 関東地方 整備局
筑後川佐賀導 水事業	佐賀県	関東地方 整備局

公団ダム

ダムの名称 (予定地)	事業主体	目的 量(千m ³)	総貯水容 積(km ²)	灌水面積 (km ²)	戸数	完成予定期 限年度	事業段階 (%)	事業進捗率 (%)	総事業費 (億円)	備考
1 南摩ダム 計画	栃木県鹿沼 市 水資源開 発公団	F、N、W 51,000	12.4	2.1	78	2010	14	建設中	1,850	
2 戸倉ダム 計画	群馬県利根 郡片品村 水資源開 発公団	F、N、W 69,000	72.5	2	0	2008	21	建設中	1,230	
3 滝沢ダム 計画	埼玉県秩父 郡大滝村 水資源開 発公団	F、N、W 63,000	108.6	1.45	70	2007	66	建設中	2,100	
4 徳山ダム 計画	岐阜県揖斐 郡藤橋村 水資源開 発公団	F、N、W 660,000	254.5	13	432	2007	85	建設中	2,540	
5 川上ダム 計画	三重県名張 郡青山町 水資源開 発公団	F、N、W 33,000	54.7	1.06	40	2004	48	建設中	850	
6 丹生ダム 計画	滋賀県伊香 郡余吳町 水資源開 発公団	F、N、W 150,000	93.1	3.5	40	2010	44	建設中	1,100	
7 小石原川ダム 計画	福岡県甘木 市 水資源開 発公団	F、N、W 19,600	33.6	0.6	20	2006	30	未確定	未確定	実施計画調査中
8 大山ダム 計画	大分県日田 郡大山町 水資源開 発公団	F、N、W 19,600	33.6	0.6	20	2006	30	建設中	1,400	

補助ダム

	ダムの名称	建設(予定)地	事業主体	目的	総貯水容量(千m ³)	集水面積(km ²)	溢水面積(km ²)	水没予定期(年)	完成予定期(年)	現在の事業段階	事業進捗率	事業費(億円)	備考
1	当別ダム	北海道石狩郡当別町	F、N、A、W	78,400	231.1	6	58	2012	26	建設中		723	
2	上ノ国ダム	北海道檜山郡上ノ国町	F、N、A、W	3,730	17.5	0.22	0	2002	95	建設中		308	
3	大櫻ダム	北海道留萌郡小平町	F、A、W	1,729	10.2	0.18	0	2002	93	建設中		71	
4	厚幌ダム	北海道勇払郡厚幌町	F、N、A、W	47,400	105.3	3.03	7	2010	10	建設中		340	
5	旗路ダム	北海道白糠郡白糠町	F、N、I	36,500	145.6	2.35	0	2004	91	建設中		293	
6	指久保ダム	青森県十和田市	A	2,922	28.4	0.24	0	2011	46	建設中		136	
7	相馬ダム	青森県中津川郡青森町	F、A	6,560	25.9	0.54	0	2002	99	建設中		226	
8	奥戸ダム	青森県下北郡青森市	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	建設中		未確定	
9	築川ダム	岩手県盛岡市	F、N、A、W、P	22,000	117.2	1.1	25	2006	38	建設中		340	
10	鷹生ダム	岩手県大船渡市	F、N、W	9,680	17	0.39	8	2006	62	建設中		325	
11	金越沢ダム	岩手県東磐井郡	A	1,160	1.97	0.14	2	2003	99	建設中		73	
12	津付ダム	岩手県奥州市	F、N、W	1,100	3.8	0.17	0	2003	100	建設中		78	
13	△ 惣の関第一ダム	宮城県宮城郡利府町	F、N、A	27,200	42.4	1.04	0	2002	8	建設中		340	
14	箇砂子ダム	宮城県加美郡小野田町	F、N、W	8,650	17	0.44	0	2003	96	建設中		49	
15	宿の沢ダム	宮城県栗原郡富城町	A	1,210	1.3	0.22	0	2002	51	建設中		50	
16	花山ダム(再開発)	宮城県栗原郡花山村	F、N、W	36,600	126.9	2.4	0	2010	29	建設中		215	
17	砂子沢ダム	秋田県小坂町	F、N、W	8,650	17	0.44	0	2004	70	実施計画	未確定	430	
18	真木ダム	秋田県仙北郡太田町	F、N、W	9,550	40.5	0.49	9	2002	51	建設中		586	
19	綱木川ダム	山形県米沢市	山形県	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	実施計画	未確定		
20	新田川ダム	福島県原町市	F、N、W	9,550	40.5	0.49	9	2003	100	建設中			
21	山入ダム	福島県安達郡安達町	A	1,266	0.3	0.14	0	2004	92	建設中		142	
22	今出ダム	福島県石川郡石川町	F、N、W	14,400	23.8	0.8	0	2011	2	建設中			

23	木戸ダム	福島県双葉郡檜原町	F、N、W	18,470	224.8	0.63	0	2007	38	建設中		404	
24	滝川ダム	福島県双葉郡富岡町	A	5,945	31.2	0.27	0	2009	44	建設中		318	
25	小山ダム	茨城県高萩市	F、N、W	16,600	79.7	0.87	15	2005	70	建設中		460	
26	藤井川ダム(再開発)	茨城県東茨城郡常陸北町	F、N、A、W	4,462	70	0.4	0	2005	56	建設中		61	
27	東大芦川ダム	栃木県鹿沼市	F、N、W	9,830	23.4	0.42	4	2009	8	建設中		310	
28	倉渦ダム	群馬県群馬郡倉渦村	F、N、W	11,600	20.7	0.39	0	2009	37	建設中		400	
29	増田川ダム	群馬県群馬郡増田川町	F、N、W	6,600	11.1	0.33	5	2006	6	建設中		399	
30	合角ダム	群馬県秩父郡埼玉町	F、N、W	10,250	32.1	0.56	72	検討中	100	建設中		471	
31	大多喜ダム	千葉県夷隅郡大多喜町	F、N、W	2,100	3.6	0.22	1	2003	44	建設中		145	
32	胎内川ダム(再編成)	新潟県北蒲原郡村上川村	F、N、W	17,100	72.2	0.68	0	2013	35	建設中		330	事業進ちょく率及び総事業費は、建設中の要旨との合計である。
33	佐梨川ダム	新潟県北魚沼郡湯之谷村	F、N、W	29,500	27.9	1.1	1	2004	6	建設中		650	休止
34	柿崎川ダム	新潟県中頸城郡柿崎町	F、N、W	5,000	12.5	0.39	2	2003	93	建設中		406	
35	入川ダム	新潟県佐渡郡新潟市	F、N、W	5,000	12.5	0.39	2	2003	94	建設中			
36	新保川ダム(再開発)	新潟県佐渡郡新潟市	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	実施計画	未確定		
37	湯道丸ダム	富山県小矢部市	F、N、P	10,000	58.7	0.41	0	2002	94	建設中			
38	久婦須川ダム	富山県婦負郡八尾町	S	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	実施計画	未確定		
39	九谷ダム	石川県江沼郡石川町	F、W、P	24,900	71	1.21	73	2005	80	建設中		500	
40	北河内ダム	石川県小矢部市	F、N、W	2,860	10.6	0.23	4	2006	21	建設中		178	
41	吉野瀬川ダム	福井県武生市	F、N、I	8,300	24	0.54	37	2010	12	建設中		280	
42	淨土寺川ダム	福井県勝山市	F、N、W	2,160	7.7	0.1	1	2008	37	建設中		330	
43	河内川ダム	福井県遠敷郡福井村	F、N、A、W	8,000	14.5	0.37	35	2011	33	建設中		415	
44	深城ダム	山梨県大月市	山梨県	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	実施計画	未確定		
45	琴川ダム	山梨県東山梨郡笛吹町	F、N、W	6,440	41.2	0.32	27	2005	75	建設中		399	
46	小仁熊ダム	長野県東筑摩郡本城村	F、N、W	1,930	4.9	0.27	2	2003	88	建設中		290	
47	角間ダム	長野県下高井郡山ノ内町	F、N、W	2,610	24.1	0.12	0	2005	6	建設中		250	

48	大島ダム	岐阜県高山市	岐阜県	F、N、W	4,800	24. 1	0.29	5	2013	10	建設中	200
49	水無瀬ダム	岐阜県加茂郡岐阜県 川辺町	岐阜県	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	建設中	未確定
50	丹生川ダム	岐阜県大野郡丹生川村	岐阜県	F、N、W	6,200	23	0.32	13	2005	77	建設中	150
51	太田川ダム	岐阜県周智郡静岡町	岐阜県	F、N、W	11,600	20	0.56	3	2008	40	建設中	385
52	男川ダム	愛知県額田郡蟹田町	愛知県	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	実施計画調査中	未確定
53	伊勢路川ダム	三重県度会郡度会町	三重県	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	実施計画調査中	未確定
54	南丹ダム	京都府船井郡京都市左京区	京都府	F、N、W	2,060	21. 8	0.22	0	2003	33	建設中	40
55	姫川ダム	京都府宇治市	大阪府	F、N、W	22,900	52. 2	0.92	49	2008	30	建設中	836
56	安威川ダム	兵庫県赤穂郡宍粟町	兵庫県	F、N、W	6,300	11. 5	0.27	0	2006	36	建設中	190
57	金出地ダム	兵庫県三原郡山東町	兵庫県	F、N、W	4,050	5. 1	0.19	0	検討中	100	建設中	285
58	八鹿ダム	兵庫県養父郡八鹿町	兵庫県	F、N、W	1,090	4. 4	0.06	0	2006	11	建設中	97
59	与布土ダム	兵庫県朝来郡山東町	兵庫県	F、N、W	1,080	5. 1	0.06	0	2007	13	建設中	120
60	成相ダム	兵庫県三原郡三原町	兵庫県	F、N、W	1,300	1. 7	0.07	0	事業進ちょく率及び総事業費は、両ダムの合計である。			
61	北富士ダム	和歌山県日高郡印南町	和歌山県	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	建設中	未確定	未確定
62	切目川ダム	和歌山県日高郡印南町	和歌山県	F、N、W、P	8,200	22. 6	0.31	2	2004	83	建設中	170
63	禪原ダム	鳥取県岩美郡八頭町	鳥取県	A	1,210	4. 6	0.09	1	2006	66	建設中	96
64	大長見ダム	島根県那賀郡三刀屋町	島根県	F、N、W	19,270	106. 2	0.9	12	2003	97	建設中	425
65	三室川ダム	岡山県阿哲郡岡山市	岡山県	F、N、W、P	8,000	22. 6	0.31	2	2004	83	建設中	170
66	福富ダム	広島県賀茂郡三次市	広島県	F、N、W	10,900	53. 8	0.7	33	2008	52	建設中	430
67	三河ダム	島根県那賀郡三河町	島根県	A	1,660	6. 3	0.22	0	2004	75	建設中	60
68	吉原ダム	山口県下松市	山口県	W、I	1,870	2. 2	0.12	0	2005	29	建設中	49
69	大河内川ダム	山口県長門市	山口県	F、N、W	4,330	4	0.23	3	2011	38	建設中	165
70	平瀬ダム	山口県玖珂郡山口町	山口県	F、N、W、P	29,500	336. 2	1.33	37	2011	67	建設中	530
71	阿惣ダム	山口県大津郡大津町	山口県	A	1,320	2. 9	0.1	0	2003	96	建設中	93
72	白鳥ダム	香川県大川郡白鳥町	香川県	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	実施計画調査中	未確定	未確定

73	内海ダム(再開発)	香川県小豆郡内海町	香川県	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	建設中	未確定
74	桝川ダム	香川県香川郡塩野町	香川県	F、N、W	10,560	8. 7	0.38	20	2006	3	建設中	480
75	福智山ダム	福岡県直方市	福岡県	F、N、W	2,710	4. 7	0.13	0	2002	87	建設中	215
76	清瀧ダム	福岡県古賀市	福岡県	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	実施計画調査中建設中	未確定
77	五ヶ山ダム	福岡県筑紫郡那珂川町	福岡県	F、N、W	40,200	18. 9	1. 3	51	2010	8	建設中	850
78	鳴瀬ダム	福岡県糟屋郡篠栗町	福岡県	F、N、W	4,400	6. 8	0.19	3	検討中	100	建設中	388
79	伊良原ダム	福岡県京都郡山口町	福岡県	F、N、W	28,700	36. 8	1.22	86	2010	8	建設中	585
80	都川内ダム	佐賀県伊万里市	佐賀県	F、N、I	1,130	0.5	0.12	0	2002	94	建設中	95
81	井手口川ダム	佐賀県伊万里市	佐賀県	F、N、W	2,180	4. 3	0.16	11	2006	8	建設中	171
82	中木庭ダム	佐賀県唐島市	佐賀県	F、N、W	6,800	13. 5	0.31	25	2006	46	建設中	350
83	有田ダム(再開発)	佐賀県西松浦郡有田町	佐賀県	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	実施計画調査中建設中	未確定
84	中尾ダム	長崎県長崎市	長崎県	F、N、W	1,580	3. 6	0.11	0	2010	57	建設中	775
85	笛吹ダム	長崎県松浦市	長崎県	F、N、I	2,010	2. 7	0.1	0	2004	34	建設中	245
86	村松ダム	長崎県西彼杵郡琴海町	長崎県	F、N、W	2,740	25. 3	0.27	41	2003	11	建設中	174
87	石木ダム	長崎県東彼杵郡川棚町	長崎県	F、N、W	6,740	9. 3	0.38	50	2008	21	建設中	297
88	駄過院ダム	熊本県下益城郡中央町	熊本県	F、N、W	2,740	25. 3	0.27	41	2003	11	建設中	174
89	路木ダム	熊本県天草郡大野町	熊本県	F、N、W	2,290	6. 8	0.14	0	2013	22	建設中	90
90	木浦内ダム	大分県大野郡大分町	大分県	A	1,681	4. 2	0.6	4	2009	16	建設中	25
91	吹山ダム	宮崎県西都市	宮崎県	F、N、W	5,800	21. 2	0.24	0	2008	19	建設中	128
92	川辺ダム	鹿児島県川辺町	鹿児島県	F、N、W、I	2,920	30. 2	0.23	0	2002	99	建設中	250
93	金峰ダム	鹿児島県日置市金峰町	鹿児島県	A	2,570	13. 9	0.15	0	2004	94	建設中	126

吉田ダム、徳山ダム、川辺川ダムの強権的な事業推進に対して

1. 事業認定のまやかしを追及する活動

各ダムの反対運動団体では、土地収用法の事業認定の取消訴訟を展開している。それぞれの裁判で明らかになりつつある事業認定のまやかし、誤りの具体的な事実を集めて、それらを事業認定機関である国土交通省に突きつけ、事業認定のまやかしを追及していく。

事業認定の際に出された住民の意見に対する事業者の回答は、膨大なものであるけれども、その内容は欺瞞に満ちていることが裁判の過程で明らかになりつつある。その回答を鵜呑みにして事業認定を行った事実を明らかにしていきたい。

そして、この活動によって、事業認定の際にその是非を公開の場で議論することができない現行の土地収用法を改正する道を開いていきたい。

2. 行政事件訴訟法改正に向けての活動

事業認定の取消訴訟を提起し、ダム事業の是非を裁判で争っているにかかわらず、ダム事業の工事は休むことなく、進行していく。

現行の行政事件訴訟法では執行不停止の原則がとられているため（第25条）、裁判の継続中に事業が取り返しのつかないところまで進行してしまう。執行の停止を申し立てても、裁判所が執行停止を判断することはほとんど期待できないし、仮に、裁判所が執行停止の判断を下しても、内閣総理大臣の異議によって裁判所の判断が覆ることになっている（第27条）。これは、三権分立を侵す憲法違反の規定である。

ドイツの行政裁判法では、執行停止の原則を採用し、例外的に、①公租公課および費用の請求、②警察執行官の猶予することのできない命令および措置、③連邦法律で規定するその他の場合、④緊急執行が公益または関係人の重要な利益のため、行政行為をした官庁

等により特に命ぜられている場合は執行停止ができないと定められている。

訴訟で争っている間にダム工事がどんどん進行してしまうという、まことにおかしな現状を変えるため、行政事件訴訟法を次のように改正する運動を展開していきたい。

行政事件訴訟法

第25条 処分の取消の訴えがあった場合は執行を停止するものとする。

ただし、緊急の必要があるときは、裁判所は申立てにより続行を命ずることができる。

第27条（内閣総理大臣の異議に関する規定）

→（三権分立を侵す規定であるので、削除）

なお、行政事件訴訟法を上記のように改正するにあたっては、次の事項を検討する必要があることが法制局から指摘されており、それらの検討を行った上で、行政事件訴訟法を執行停止の原則にあらためるように法改正の運動を進めていきたい。

①例えば、悪質業者に対する営業停止命令の場合等、公共の福祉を著しく害する恐れのある事例も存在するため、執行停止の原則にしたとしても、一部の例外は認める必要がある。そのような例外に該当する処分を網羅する必要がある。

②処分庁からの申立てにより、執行停止の効力を取り消すことができる処分の要件を類型化する必要がある。

③処分庁の申立てが却下された場合の即時抗告の手続きについて規定を整備する必要がある。

ダム問題の法制度に関する研究会のその後

—「ダム事業の審査への住民参加が可能となる法制度」の比較検討—

1. ダム事業の審査への住民参加が可能となる法制度

・ 行政手続法への計画確定手続の導入

行政処分の手続きを透明化するために制定された行政手続法（1993年制定）に「公共事業等の計画を定める際の手続き」を導入して住民の参加を可能にする。

例えば、ドイツの行政手続法には住民参加の計画確定手続きが明記されている。

・ 個別事業法の改正

河川法等を改正して計画策定期階への住民参加を可能にする。

・ 公共事業審査法

2. 行政手続法

(1) 対象になる計画

行政手続法に計画確定手続が導入されると、（集中効として）個別の事業法による計画はすべて行政手続法の計画確定手続で処理されることになる（行政手続法研究会第一次報告）。

ただし、計画と一口にいっても、次のようにいくつかの段階がある。そのうち、行政手続法で対象とする計画は、許認可を伴う個別事業の実施計画（例えば、ダムの基本計画）であって、それより上位計画は行政手続法の対象にならない。

- i 複数の事業等を総合した地域全体の開発計画（例えば総合開発計画）
- ii 事業そのものを決定するものではないが、事業量の総枠を規定する計画（例えば、各種五カ年計画）
- iii 個々の事業に直接結びつかないが、事業の内容を拘束する計画（例えば、土地利用計画、河川整備基本方針）
- iv 個々の事業についての全体的な基本計画（例えば、高速道路の基本計画、河川整備計画）
- v 許認可を伴う個別事業の実施計画（例えば、ダムの基本計画（直轄ダム）、事業実施計画（公団ダム）、全体計画（補助ダム））

(2) 行政手続法の計画確定手続への住民参加

行政手続法研究会第一次報告（行管管理庁、1983年）

「計画確定裁決官は、計画案を公衆の縦覧に供するとともに、利害関係人に書面で

意見を述べる機会を与える。更に、意見を申し出た者につき聴聞を行う。」

「計画確定裁決において、他人の権利への不利益な影響を避けるために必要な予防手段を講じ、または関係人に補償を行うべきことを示さなければならないものとする。」

ドイツの行政手続法

「異議申立期間の経過後、聴聞官庁は、適時に申し立てられた計画に対する異議および計画についての官庁の意見決定を、企画の主体、官庁、関係人ならびに異議を申し立てた者とともに審議しなければならない。」

「聴聞官庁は、聴聞手続の結果について意見を述べ、および審議の終結後、1カ月以内に、計画、官庁の意見および解決されていない異議とともに、計画確定官庁に送付する。」

「計画確定裁決において、計画確定官庁は、聴聞官庁での審議の際、合意の得られなかった異議について決定する。」

行政手続法研究会第一次報告で考えられている住民参加は書面による意見提出と従来の公聴会程度のものであり、住民参加として非常に不十分なものである。

行政手続法に計画策定期階を導入する場合は、ドイツのように、事業者と異議申立者が徹底した議論が行えるプロセスを含むべきである。

(3) 行政手続法の計画確定手續で対象となる事業段階

ダムには次の事業段階がある

〔予算段階〕

予備調査（対象ダムの予算は付いていない。）

↓

実施計画調査（対象ダムの予算が付く）

↓

建設段階（事業採択）

〔事業実施計画の策定〕

直轄ダムの場合

特定多目的ダム法第4条による基本計画の決定

（関係行政機関と協議し、関係都道府県とダム使用権予定者の意見を聞く）

水資源開発公団ダムの場合

水資源開発公団法第20条により、事業実施計画の認可を国土交通大臣から受ける。

（その前に第19条により、国土交通大臣が事業実施方針を公団に指示する。）

補助ダムの場合

河川法第79条により、ダム設置者は国土交通大臣の認可を受ける。
(ダム設置者はダムの全体計画を策定する。)

行政手続法の計画確定手続の対象となるのは、上記の事業実施計画の策定期階である。

八ッ場ダムを例にとれば、

予備調査開始年 : 1964年
実施計画調査開始年 : 1967年
建設段階開始年 : 1970年
基本計画の決定 : 1986年であり、行政手続法の計画確定手続の対象になるのは最終場面の基本計画の策定期である。

また、行政手続法の対象となるのは新規の公共事業であり、再評価は行えない。

3. 個別事業法の改正で考えられること

[河川法]

・河川整備基本方針の策定

長期的な河川整備の方針として必要なダム(群)の規模を定める。ただし、個別のダムの設置場所、規模までは定めない。

現行法では、基本方針は河川審議会(一級河川の場合は社会资本整備審議会)の意見を聞くだけで策定され、住民参加の道が全くない。

そこで、現行法を改正して、次の河川整備計画と同様に、住民(公募)参加の流域委員会で基本方針の審議を行うようにする。

・河川整備計画の策定

今後20~30年間に行う河川整備の計画を定める。ダム計画を含む場合はダムの設置場所、規模も定められる。

現行法では、住民参加に関しては「公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるための措置を講じなければならない。」と記されているだけであるので、公聴会だけで終わらせている河川が多い。ただし、一部の一級河川(主に近畿地方整備局内)では流域委員会への参加を一般住民から公募している。

そこで、流域委員会の参加を一般住民から公募してその流域委員会で整備計画を審議するように現行法を改正する。

・補助ダムの全体計画(国土交通大臣の認可)

行政手続法計画確定手続と同様に、認可の前に異議申立てを受け、事業者と異議申立て者が徹底した議論を行えるようにする。

[特定多目的ダム法]

・直轄ダムの基本計画(国土交通大臣の決定)

行政手続法計画確定手続と同様に、決定の前に異議申立てを受け、事業者と異議申立て者が徹底した議論を行えるようにする。

[水資源開発公団法]

・公団ダムの事業実施計画(国土交通大臣の認可)

行政手続法計画確定手続と同様に、認可の前に異議申立てを受け、事業者と異議申立て者が徹底した議論を行えるようにする。

4. 公共事業審査法案

「公共事業審査法案」において住民参加による審査を行える事業段階は次のとおりである。ダム事業が具体化する初期の段階から、一定年数が経過した段階まで、審査を繰り返し行うことができる。

[ダム事業の予算段階]

① 予備調査(対象ダムの予算は付いていない。)
② 実施計画調査(対象ダムの予算が付く) → 新規事業として審査を実施

③ 建設段階(事業採択)

↓
5年経過して未着工の場合
は再審査を実施

↓
10年間経過して継続中の場合は再審査を実施

↓
実施計画調査のままで5年間経過した場合は再審査を実施

5. まとめ

以上のように、行政手続法の計画確定手続きは、ダム計画が確定する直前の段階で住民参加が可能となるのに対して、「公共事業審査法」の場合は、ダム事業が具体化する初期の段階から、一定年数が経過した段階まで住民参加による審査が繰り返し行われる。

また、個別事業法を改正する場合も、個別のダム事業に関して住民参加が可能となるのは、行政手続法と同様に計画が確定する直前の段階である。

水余りの時代における既設ダムの運用改善を求める運動（住民の手によるダム総点検①）

1. 既設ダムの未配分の水利権

参議院中村敦夫議員の質問主意書に対する政府答弁書により、別紙のとおり、既設ダムに大量の余剰水利権（未配分の水利権）があることが判明した。農業用水を除く未配分水利権の直轄ダム、公団ダム、補助ダムの全国合計は約75m³/秒であり、一日水量に換算すると、約650万m³になる。この水量は東京都水道の一日最大配水量約540万m³を大きく上回っている。

これは未配分の水利権だけの数字であり、配分はされたが、実際に使用されていない水利権も入れると、これよりはるかに大きな数字になる。

この大量の余剰水利権は水余りの時代に入り、新たなダム建設が不要になってきたことを如実に示している。

2. 総務省の工業用水道の余剰水利権対策

総務省は余剰水利権を抱える工業用水道事業に対して、水利権の転用（水道への転用または利水容量の治水への転用）を促すため、今年度から工業用水道事業未稼働資産等整理経営健全化対策を創設した。（未稼働資産は余剰水利権を意味する。）

余剰水利権の転用が、工業用水道の経営上、非常に重要な課題になってきたからであるが、この転用によって新規ダムの不要性はますます明白になっていく。

3. 霞ヶ浦の水位操作凍結

霞ヶ浦では約43m³/秒の新規水利権を生み出す霞ヶ浦開発事業（ダム湖のように水位操作を行えるようにする事業）が1995年度に終了して、翌年度から水位操作が開始されたが、その水位変動によって水生植物群落が大きな打撃を受け、アサザの群落は4年間に1/10に激減した。

霞ヶ浦ではアサザ基金（飯島博代表）が流域の小学校40校の生徒と一緒に、アサザを育てて湖に返す事業、アサザプロジェクトを進めており、水位操作でこのプロジェクト自体の続行が困難になってきた。アサザプロジェクトの活動は霞ヶ浦周辺では大きな広がりをもっており、国土交通省に対して批判が集中した。その結果、2000年の冬から霞ヶ浦の水位操作を凍結することになった。

この背景には霞ヶ浦でも大量の水が余っていて、水位操作を行う必要性がなくなっていることがあり、この例は、開発が終わっても水余りを踏まえた運用の改善で自然への影響

を少なくすることができることを示している。

なお、今年10月になって、国土交通省の霞ヶ浦工事事務所は突然、水位操作凍結中止を発表した。しかし、再び、世論の反発を受け、国土交通省は飯島氏たちと円卓会議を開いて今後の進め方を協議することになった。

4. 既設ダム、既設貯水池の運用改善を！

水余りの時代に入って、既設ダムや既設貯水池を規定どおりに運用する必要性はなくなっている。ダムや貯水池の運用を自然への影響が極力少ない方法に変えていくべきある。

たとえば、

宇奈月ダム：利水のための貯水をやめて、排砂ゲートを常時全開すれば、堆積土砂の人為的な排出による悪影響をなくすことができる。

渡良瀬貯水池：利水のための貯水をなくして、水位の人為的な操作をやめ、コンクリート護岸を剥がせば、水生植物群落が繁茂する湖に変えることが可能となる。

他のダムでも、水利権の見直しによる運用の改善を求めていくべきである。

霞ヶ浦導水縮小へ

霞ヶ浦導水の事業計画が県の将来的な「水余り」懸念に基づく施設規模の縮小要望を踏まえ、変更される見通しになった。国土交通省は、早ければ年内にも改定に踏み切る。国の大規模開発事業が地元自治体の方針転換を受けて建設途上で見直されるのは全国初。事業費は総額千九百億円で変わらないが、県の説明によるところ、国と県の費用分担の方針転換を受けた実質で百二十億円超の負担減で、名目でも数十億円軽減される見込み。

霞ヶ浦と川の水を行き交わすことで相互の水質浄化や湯水に備える狙いがある。茨城、東京、千葉、埼玉の各都県も導水事業により新たな都市用水を確保するため、建設費を分担している。一九八五年に着工。二〇一〇年度完成を目指している。

県が事業計画の見直しを求める発端となつたのは、県の将来人口推計の見直し。二〇二〇年時点の総人口を従来の約三百

利根川、那珂川を地下水路で結ぶ国交省の事業。霞ヶ浦と川の水を行き交わすことによって、水質浄化や湯水に備える狙いがある。茨城、東京、千葉、埼玉の各都県も導水事業により新たな都市用水を確保するため、建設費を分担している。一九八五年に着工。二〇一〇年度完成を目指している。

霞ヶ浦導水は霞ヶ浦と利根川、那珂川を地下水路で結ぶ国交省の事業。霞ヶ浦と川の水を行き交わすことによって、水質浄化や湯水に備える狙いがある。茨城、東京、千葉、埼玉の各都県も導水事業により新たな都市用水を確保するため、建設費を分担している。一九八五年に着工。二〇一〇年度完成を目指している。

霞ヶ浦導水は霞ヶ浦と利根川、那珂川を地下水路で結ぶ国交省の事業。霞ヶ浦と川の水を行き交わすことによって、水質浄化や湯水に備える狙いがある。茨城、東京、千葉、埼玉の各都県も導水事業により新たな都市用水を確保するため、建設費を分担している。一九八五年に着工。二〇一〇年度完成を目指している。

国交省は二月までに原の要望を踏まえた変更計画案をまとめ、最終調整に入っている。県企画部によると、関係都県は既に変更案を内諾しており、改定は確実な見通し。

県企画部の説明によるところ、建設費の本県負担分は従来計画では九百八億円とされてきたが、新計画では確保水量の削減や

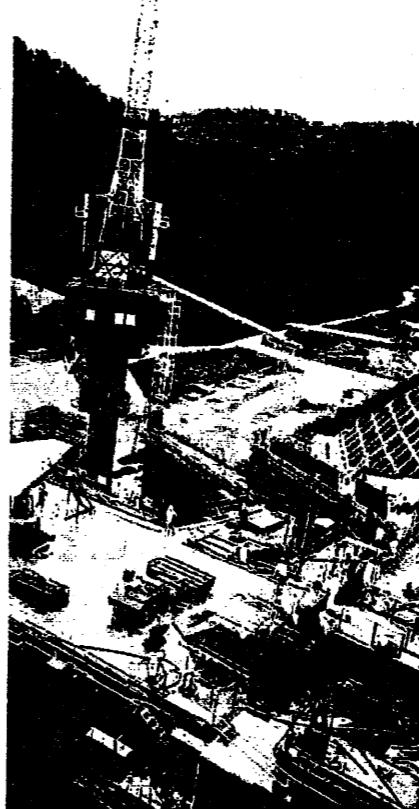
県負担、120億超減 地元要請で初の見直し

巨大ダムでも見直し 自治体、水需要減で「反乱」

全国で建設・計画中の大規模ダムで、上水道や工業用水の需要の低迷を背景に計画を見直す自治体が相次いでいる。岡山県の苦田ダムでは、最大の需要先の岡山市が利水計画を全面縮小する方針を固めた。地元町村の「反乱」で、事業の必要性に疑問符がつく状況になつていて。

岡山が縮小へ

苦田ダムは上水道に日利利用される。総事業費15町1村3企業団)で、量40万トンを送るほか、発電や灌漑、工業用水にも61%、県や自治体(4市



から日量1万6千トンを受水し、年間約7億円を支払っている。苦田ダム完成後の05年度に受水量を

くる広域水道企業団が37%を負担する。企業団の負担分は、国の補助金や自治体の出資、企業団の起債でもかない。

岡山市は現在、企業団から日量1万6千トンを受水し、年間約7億円を支払っている。苦田ダム完

成後

の05年度に受水量を

くる広域水道企業団が37%

を負担する。企業団の

負担分は、国の補助金や

自治体の出資、企業団の

起債でもかない。

岡

未配分の水利権がある既設ダム

公団ダム（長良川河口堰を除く）

補助ダム

ダムの名称	利水者名	水利権量 (m ³ /秒)	ダムの名称	利水者名	水利権量 (m ³ /秒)
	配分済み	未配分		配分済み	未配分
定山渓ダム 札幌市社	北海道電力株式会社	10	茨城県水	茨城県（水道用2,429 水）	0
定山渓ダム 札幌市社	北海道電力株式会社	1,082	東京都水	東京都（水道用1,5 水）	0
江別市水	北海道電力株式会社	150	九十九里水道企 業团	九十九里水道企 業团	0.865
中空知広域水道企 業团	北海道電力株式会社	0.202	小豆川広域水道企 業团	小豆川広域水道企 業团	0.133
農林水産省	農林水產省	6,512	鎌子市水	鎌子市（水道用0.39 水）	0.023
電源開発株式会社	電源開発株式会社	23.5	潮来町水	潮来町（水道用0.062 水）	0
桂沢ダム 農林水產省	桂沢水道企業团	0.998	霞ヶ浦開発 東町水	霞ヶ浦開發 東町（水道用水）	0.009
美利河ダム 農林水產省	農林水產省	17,593	千葉県水	千葉県（工業用0 水）	0
北海道電力株式会 社	北海道電力株式会社	12.6	茨城県水	茨城県（工業用12,288 水）	4,312
今金町水	今金町（農業用0.001 水）	0	農林水產省水	農林水產省	15,117
北空知広域水道企 業团	北空知広域水道企 業团	0.273	茨城県水	茨城県（農業用1.314 水）	1,404
沿田ダム 農林水產省	農林水產省	8,047	群馬県水	群馬県（発電）	78
北海道水	北海道（発電）	36	埼玉県水	埼玉県（水道用0.54 水）	0
士別市水	士別市（水道用0.114 水）	0	東京都水	東京都（水道用5.68 水）	0
岩尾内ダム 農林水產省	岩尾内ダム（工業用0 水）	0.742	桐生市水	桐生市（水道用0.52 水）	0
上士別土地改良区 水	上士別土地改良区	1,364	佐野市水	佐野市（水道用0 水）	0.3
北見市水	北見市（水道用0.523 水）	0	群馬県水	群馬県（工業用0.6 水）	0
訓子府町水	訓子府町（水道用0.015 水）	0	東京都水	東京都（工業用0 水）	0.3

鹿ノ子ダム 水	鹿ノ子町（水道用0.028 水）	0	栃木県水	栃木県（農業用4.17 水）	0	0	漆沢ダム 水	松島町（水道用0.018 水）	0
常呂町水	常呂町（水道用0.038 水）	0.004	東京電力保満会社 水	東京電力保満会社	300	0	富士城県水	富士城県（工業用0.433 水）	0.261
北海道水	北海道（農業用0 水）	0.467	群馬県水	群馬県（水道用2.35 水）	0.559	0	秋田県水	秋田県（発電）	5.5
留辺蘿町水	留辺蘿町（農業用0 水）	0.179	東京都水	東京都（水道用4 水）	0	0	能代市水	能代市（水道用0.081 水）	0
北海水力発電株式会 社水	北海水力発電株式会 社水	35	高崎市水	高崎市（水道用0.176 水）	0	0	東北電力株式会社 水	田代町（水道用0.023 水）	0
平取町水	平取町（水道用0.006 水）	0.024	茨木沢ダム 水	茨木沢ダム	0.116	0	七北田ダム 水	仙台市（水道用0.637 水）	0
二風谷ダム 水	二風谷町（水道用0 水）	0.032	農林水產省水	農林水產省	1.667	0	南川ダム 水	七北田ダム（水道用0 水）	0
北海道水	北海道（農業用0 水）	0.406	茨城県水	茨城県（水道用0.179 水）	0	0	大松川ダム 水	秋田県（発電）	12
電源開発株式会社 水	電源開発株式会社	16	群馬県水	群馬県（水道用2.064 水）	0.016	0	神室ダム 水	秋田県（農業用0.538 水）	0
札内川ダム 水	十勝中部広域水道企 業团	0.38	埼玉県水	埼玉県（水道用0.951 水）	0	0	田沢川ダム 水	山形県（水道用0.105 水）	0.057
浅瀬石川ダム 水	東北電力株式会社	24	千葉県水	千葉県（水道用1.328 水）	0	0	東山ダム 水	秋田県（水道用0.075 水）	0
御所ダム 水	津軽広域水道企業 團	1.19	東京都水	東京都（水道用2.07 水）	0	0	大沢川ダム 水	秋田県（水道用0.638 水）	0
湯田ダム 水	日重水力株式会社	0.278	印旛郡市水	印旛郡市（農業用0.505 水）	0	0	四時ダム 水	山形県（水道用0.226 水）	0.035
嵯峨町水	嵯峨町（水道用0.116 水）	0.634	大間々笠懸上水道企 業团	大間々笠懸上水道企 業团	0.25	0	福島ダム 水	福島県（水供給企業 團）	0.302
奈良俣ダム 水	岩手県水	60	北千葉広域水道企 業团	北千葉広域水道企 業团	0.2	0	東山ダム 水	会津若松市（水道用0.394 水）	0.069
御所ダム 水	岩手県（発電）	42	九十九里地域水道企 業团	九十九里地域水道企 業团	0.135	0	いわき市水	白河地方広域水道 用水	0.174
湯田ダム 水	日重水力株式会社	18	長門川水道企業 團	長門川水道企業 團	0.1	0	福島ダム 水	福島県（水道用0.485 水）	0.815
嵯峨町水	嵯峨町（水道用0 水）	7,702	東経広域水道企 業团	東経広域水道企 業团	0.122	0	真野ダム 水	相馬地方広域水 道企業團	0.297
宮城県水	宮城県（工業用3.472 水）	0.298	高崎市水	高崎市（水道用0.115 水）	0	0	藤井川ダム 水	福島県（工業用0.431 水）	0.26
七ヶ宿ダム 水	宮城県（農業用1.485 水）	0	神崎町水	神崎町（水道用0.02 水）	0	0	日立市水	常北町（農業用0.073 水）	0.077
柴田町水	宮城県（農業用0.853 水）	0.607	群馬県水	群馬県（工業用0.65 水）	0	0	日立市水	日立市（水道用0.111 水）	0
		0.724	千葉県水	千葉県（農業用0 水）	0.5	0			0

ダムの名称	利水者名	水利権量 (m ³ /秒)	ダムの名称	利水者名	水利権量 (m ³ /秒)
	配分済み	未配分		配分済み	未配分
朝里ダム 水	小樽市水	0.281	美唄市水	美唄市（工業用0.035 水）	0.081
栗山ダム 水	栗山町水	0.075	豊山町水	豊山町（水道用0.116 水）	0
栗山ダム 水	栗山町（水道用0.133 水）	0	当麻町水	当麻町（水道用0.032 水）	0.002
栗山ダム 水	鎌子市水	0.028	鷹栖町水	鷹栖町（水道用0.037 水）	0.003
栗山ダム 水	佐原市水	0.023	比布町水	比布町（水道用0.021 水）	0.003
栗山ダム 水	潮来町水	0.062	愛別町水	愛別町（水道用0.03 水）	0
栗山ダム 水	東町水	0.009	久吉ダム水	久吉ダム（水道用0.079 水）	0.043
栗山ダム 水	千葉県水	0	網取ダム水	網取ダム（水道用0.35 水）	0.02
栗山ダム 水	茨城県水	0	岩手県水	岩手県（蓄電）	3.6
栗山ダム 水	農林水產省水	0	入畠ダム水	入畠ダム（水道用0.44 水）	0
栗山ダム 水	水資源開発公司水	21.747	岩手中部広域水	岩手中部広域水	0.234
栗山ダム 水	茨城県水	0	七北田ダム水	七北田ダム（水道用0.637 水）	0
栗山ダム 水	群馬県水	0	南川ダム水	南川ダム（水道用0.224 水）	0.239
栗山ダム 水	足利市水	0	東北電力株式会社 社水	東北電力株式会社 社水	0

漆沢ダム 水	漆沢ダム	0	山瀬ダム 水	山瀬ダム	0	大沢川ダム 水	大沢川ダム	0	田沢川ダム 水	田沢川ダム	0
漆沢ダム 水	松島町水	0.018	山瀬ダム 水	能代市水	0.081	大沢川ダム 水	秋田県水	0.023	田沢川ダム 水	秋田県水	0.105
漆沢ダム 水	富士城県水	0.433	山瀬ダム 水	能代市水	0.057	大沢川ダム 水	秋田県水	0.075	田沢川ダム 水	秋田県水	0.057
漆沢ダム 水	秋田県水	0.261	山瀬ダム 水	秋田県水	0	大沢川ダム 水	秋田県水	0.057	田沢川ダム 水	秋田県水	0
漆沢ダム 水	秋田県水	5.5	山瀬ダム 水	能代市水	0	大沢川ダム 水	秋田県水	0.057	田沢川ダム 水	秋田県水	0
漆沢ダム 水	秋田県水	0	山瀬ダム 水	秋田県水	0	大沢川ダム 水	秋田県水	0	田沢川ダム 水	秋田県水	0
漆沢ダム 水	秋田県水	0	山瀬ダム 水	秋田県水	0	大沢川ダム 水	秋田県水	0	田沢川ダム 水	秋田県水	

	東北電力株式会社	6	0	九十九里地域水道 0.8	0	
仙台市(水)	仙台市(水道用) 2.548	0	0	南房総流域水道企 業団	0.5 0	
川崎町(水)	川崎町(水道用) 0.032	0.013	0	長野県(発電)	4.7 0	
宮城県(工業用) 0.637	0.52	0	0	水資源開発公 司	2.769 0	
秋田県(水)	秋田県(水道用) 40	0	0	岐阜県(水道用)	0.2 0.1	
雄和町(水)	秋田市(水道用) 0.562	0.73	0	名古屋市(水道用) 水	0.5 0	
玉川ダム(水)	秋田県(工業用) 0.027	0	0	水資源開発公 司(工業用水)	0.731 0	
秋田市(水)	秋田県(工業用) 3.284	1.954	0	岐阜県(水道用)	0.404 0.396	
雄和町(水)	秋田県(農業用) 0.171	0	0	水資源開発公 司(工業用水)	1.102 0	
玉川ダム(水)	秋田県(工業用) 62.5	0	0	中部電力株式会社	335 0	
仙北郡黒倉郷土地区改 良区(水)	山形県(水道用) 1.88	0	0	水資源開発公 司(水道用)	1.75 0.24	
雄和町中央土地改 良区(水)	山形県(水道用) 1.246	1.525	0	岐阜県(水道用)	0.4 0.38	
農林水産省(水)	山形県(農業用) 5.9	0	0	愛知県(水道用) 水	7.22 0	
東北電力株式会社(水)	山形県(農業用) 2.024	0	0	名古屋市(水道用) 水	11.94 0	
寒河江ダム(水)	山形県(発電)	20	0	水資源開発公 司(工業用水)	10.96 3.54	
白川ダム(水)	山形県(工業用) 0.116	0.25	0	岐阜県(工業用)	0 3.13	
農林水産省(水)	山形県(水道用) 7.793	1.671	0	水資源開発公 司(農業用水)	0 0	
月山ダム(水)	東北電力株式会社(水)	13	0	岐阜県(農業用)	0.65 0.65	
白川ダム(水)	山形県(水道用) 1.12	0.26	0	水資源開発公 司(水道用)	0 0.668	
農林水産省(水)	電源開発株式会社(水)	262	0	水資源開発公 司(農業用水)	0.131 0.063	
大川ダム(水)	東北電力株式会社(水)	46	0	水資源開発公 司(農業用水)	6.99 0	
金浦浩松地方水道(水)	福島県(工業用) 0.318	0	0	奈良市(水道用) 水	1.08 0	
農林水産省(水)	金浦浩松地方水道(水)	0.839	0	山添村(水道用) 水	0.008 0	
		布目ダム(水)	1.646	0.894	都祁村(水道用) 水	0.016 0.03

	郡山市(水道用) 0.493	0.517	宮城県(発電)	4 0	黒磯市(消流雪) 用水	0 0.636
白沢村(水)	白沢村(水道用) 0	0.024	宮城ダム	鏡山川上水道企 業団	0.46 0.06	
三春町(水)	三春町(水道用) 0.083	0.057		鏡山川工業用水企 業団	1.48 0	
二春ダム(水)	日本化學工業株式会社(水)	0.024	0	愛媛県(発電)	8 0	
	日本化學工業株式会社(水)	0.024	0	四国電力株式会社	6 0	
農林水産省(水)	船引町(水道用) 0.062	0.006		電源開発株式会社	65 0	
				水資源開発公 司(水道用)	3.48 0.39	
福島県(水)	福島県(農業用) 0.65	0.459		徳島市(水道用)	1.572 0	
柏木県(水)	柏木県(水道用) 0.47	0		鳴門市(水道用)	0.543 0.012	
				高知市(水道用)	0.73 0	
千葉県(水)	千葉県(水道用) 0.62	0		松茂町(水道用)	0.139 0.088	
宇都宮市(水)	宇都宮市(水道用) 1.244	0		北高町(水道用)	0.159 0.008	
				土成町(水道用)	0.081 0.001	
藤原町(水)	藤原町(水道用) 0.3	0		美馬町(水道用)	0.011 0.01	
川治ダム(水)	柏木県(工業用) 1.273	0.657		三野町(水道用)	0.012 0.011	
				早明浦ダム	0.026 0	
千葉県(水)	千葉県(工業用) 2.066	0.694		三好町(水道用)	0.011 0	
農林水産省(水)	水資源開発株式会社(水)	1.44		池田町(水道用)	0.053 0	
				山城町(水道用)	0.012 0	
柏木県(水)	柏木県(農業用) 0	1.02		三加茂町(水道用)	0.027 0.011	
千葉県(水)	千葉県(農業用) 1.27	0		鶴山川上水道企 業団(水道用)	0.23 0	
宮ヶ瀬ダム(水)	神奈川県内広域水	14.526		水資源開発公 司(工業用水)	0 0.63	
宇奈月ダム(水)	関西電力株式会社(水)	70		滋賀県(工業用)	2.03 6	
				高知県(工業用)	4.96 0	
大町ダム(水)	富山県(水道用) 0	0.68		高知県(水道用) 水	0 0.5	
				農林水産省	3.854 0	
手取川ダム(水)	電源開発株式会社(水)	180	0	滋賀県(水道用)	0 0.93	
				鳥根県(水道用)	10 0	
石川県(水)	石川県(水道用) 4.83	0.616		鳥根県(発電)	0.314 0.022	
石川県(水)	石川県(工業用) 0	0.619		八戸ダム	0 0.28	
東京電力株式会社(水)	東京電力株式会社(水)	25	0	高知県(工業用)	2.499 0	
長野市(水)	長野市(水道用) 0.357	0.801		岡山県(発電)	5.5 0	

	金砂郷町(水道用) 0.035	0	竜神ダム	水府村(水道用) 水	0.018 0.017
常陸太田市(工業用) 0.075	0.103		常陸太田市(工 業用) 0	日立市(水道用) 水	0.142 0.193
			十王町(工業用) 水	十王町(水道用) 水	0.051 0
			十王町(工業用) 水	足利市(水道用) 水	0.006 0.008
			松田川ダム	茨木町(水道用) 水	0.023 0
			東荒川ダム	塙谷町(水道用) 水	0.11 0.006
			桐生川ダム	葛原町(水道用) 水	0.054 0.027
			道平川ダム	下仁田町(水道用) 水	0.035 0
			四万川ダム	甘楽町(水道用) 水	0.092 0.002
			四万川ダム	中之条町(水道用) 水	0.238 0.006
			四万川ダム	群馬県(水道用) 水	0.07 0.165
			高瀬ダム	下仁田町(水道用) 水	1.1 0
			高瀬ダム	市原市(水道用) 水	0.266 0.234
			大谷ダム	三条地域水道用 水供給企業団	0.661 0.115
			布施川ダム	魚津市(消流雪) 用水	0 0.093

高瀬川流域水道企業 團	0	0.208
長島ダム	2.71	3.29
農林水産省	3.046	0
三重県(発電) 水)	9	0
三重県(水道用 水)	1.719	0.281
兵庫県(水道用 水)	2.929	0.542
農林水産省	5.020	0
兵庫ダム	0	0.354
農林水産省	4.324	0
岡山市(水道用 水)	0.116	0
瀬戸町(水道用 水)	0.093	0
熊山町(水道用 水)	0	0.035
岡山県流域水道企 業団	0.486	0
昌久牛窓水道企 業団	0.148	0
東備水道企業団	0.069	0
財務省印刷局(工 業用水)	0.046	0
麒麟麦酒株式会社	0.077	0
(工業用水)	0.081	0
山陽紙工業株式 会社(工業用水)	0.006	0
福山市(水道用 水)	1.157	0
府中市(水道用 水)	0.069	0
神辺町(水道用 水)	0.116	0
新市町(水道用 水)	0.046	0
福山市(工業用 水)	0.579	0
中国電力株式会社	10	0

発電と農業用水を除く合計

22.295

愛媛県(農業用 水)	0.64	0
水資源開発公司	11.3	0
井川町(農業用 水)	0.044	0
島柳市(水道用 水)	1.727	0
佐賀東部水道企 業団	1.007	0
水資源開発公司	0.139	0
寺内ダム及び江川 ダム	0.777	0
福岡県南流域水道 企業団	0	0
江川ダム	0	0
福岡県(農業用 水)	2	0
水資源開発公司	1.158	0
水資源開発公司	0.173	0
(工業用水)	0	0
高瀬川ダム	0	0
中国電力株式会社	12	0
社	0	0
佐島県(水道用 水)	1.03	0
三原市(水道用 水)	0.139	0
庄島県(工業用 水)	0.591	0.208
荒谷ダム	0	0
庄城水道企業団	0	0
山口県(水道用 水)	0.638	0.404
末武川ダム及 び吉原ダム	0	0
下松市(水道用 水)	3.6	0
山口県(工業用 水)	0.335	0.128
生見川ダム	0	0
山口県(水道用 水)	0.103	0.06
中山川ダム	0	0
光城城庄城水道 企業団	0.193	0.187
徳島県(発電)	10	0
徳島県(工業用 水)	0	0.8
正木ダム	0	0.8

(直轄ダム)

佐賀県(水道用 水)	0.695	0.705
北九州市(水道用 水)	0.825	0
遠賀川河口 堰	0	0
北九州市(工業用 水)	0.939	0.236
九州電力株式会社	140	0
唐津市(水道用 水)	0	0
多久市(水道用 水)	0	0
厳木町(水道用 水)	0	0
相知町(水道用 水)	0.047	0
唐津市(工業用 水)	0.078	0.038
熊本県(発電)	55	0
緑川ダム	0	0
熊本県(農業用 水)	5.5	0
大分県(発電)	5	0
北九州市(水道用 水)	0	0
中津市(水道用 水)	0.116	0
京築地区水道企 業団	0.116	0
大分県(工業用 水)	0	0
沖縄県(水道用 水)	0.179	0
辺野古ダム	0	0
沖縄県(工業用 水)	0	0.064
福地ダム	0	0
沖縄県(水道用 水)	1.052	0
沖縄県(工業用 水)	0.244	0.07
沖縄県(水道用 水)	0.133	0
沖那ダム	0	0.139
四国電力株式会社	45	0
大渡ダム	0	0

発電と農業用水を除く合計
32.749

発電と農業用水を除く合計
19.936

河川整備基本方針と河川整備計画の策定に対して

ダムに関しては

河川整備基本方針（長期的な河川整備の方針）で、

- ・基本高水流量（〇〇〇年に1回の最大洪水流量）と計画高水流量（河道整備で流下可能となる最大洪水流量）がきまり、必要なダム（群）の規模が決定される。
- ・しかし、実際には数十年前に策定された工事実施基本計画の基本高水流量の値がそのまま踏襲されており、河川整備基本方針を新たに策定される意味が失われている。

河川整備計画（20～30年間の整備計画）で

- ・整備計画で目標とすべき最大洪水流量が設定され、それに応じて具体的なダム建設画の場所、規模が定められる。
- ・河川整備計画が実際の河川整備の具体的な内容を定めるものであるので、その目標流量がダム建設の是非に関わる数字になっており、その設定がきわめて重要な意味をもっている。

1. 河川整備基本方針および河川整備計画の策定状況

現在、新河川法に基づく河川整備基本方針と河川整備計画の策定作業が、国土交通省各地方整備局と各都道府県で行われている。この作業は当初の予定より大幅に遅れていて、今まで基本方針が策定された河川は1級河川で13水系、2級河川で152水系（8月5日現在）である。全国で1級河川が109、2級河川が約2700あるので、基本方針が策定された河川はほんの一部である。ただし、2級河川のすべてに基本方針が策定されるわけではない。

また、河川整備計画が策定された河川は1級河川が7水系、2級河川が57水系だけであり、基本方針より更に策定作業が遅れている。

現時点で整備基本方針や整備計画が策定された河川は、別表のとおりである。

2. 1級河川の河川整備基本方針の内容

1級河川9水系の基本方針の内容をみると、旧河川法時代につくられた工事実施基本計画の基本高水流量、計画高水流量の数字がそのまま踏襲されている。

本来は基本方針を策定するにあたり、計算の方法を根本から改めて基本高水流量等を一

から検討し直し、新たな数字を策定することになっていたはずであるが、実際の策定作業が開始されると、工事実施基本計画の数字をそのまま使うことになってしまった。

工事実施基本計画は多くの河川では今から25～35年前に策定されたものであり、その後、雨量データと流量データが随分と蓄積され、計算手法の検討もされてきたのであるから、新しいデータと新しい手法に基づいて基本高水流量等の再計算が行われて然るべきである。ところが、治水計画の変更があってはならないということで同じ数字がそのまま使われている。

1級河川の場合は、流量確率評価〔注〕と既往最大流量の2点からみて既定の基本高水流量が妥当か否かのチェックが一応されているけれども、実際には妥当という結論が得られるように、いろいろな工夫がされており、チェックにはくなっていない。

要するに、工事実施基本計画から河川整備基本方針に変わっても、基本高水流量などの基本的なことは何も変わらず、ダム建設の必要性を盛り込むようになっている。

〔注〕工事実施基本計画の基本高水流量のほとんどは雨量確率法で求められている。しかし、雨量確率法は最終値を求めるまでに計算者の判断要素が入る余地がいくつもあるため、客観的な計算手法とはいえない。それに対し、流量確率法は統計計算だけによるものであるので、使用データと統計手法の選択に誤りがなければ、その計算値は客観的なものである。河川法改正直後においては、河川整備基本方針の基本高水流量を設定するのに際し、当時の建設省内部で流量確率法を中心とした算出方法を採用することが検討されていた。しかし、その後、工事実施基本計画の基本高水流量を河川整備基本方針でも変えない方針が出されたため、流量確率法で基本高水流量を再計算することは見送られることになった。

今回、1級河川では一応、流量確率方式による評価が行われているけれども、その実態はきわめて形式的なものである。実測流量の代わりに推定実績流量を使ったり、或いは過大な値が算出される統計手法をわざわざ入れることによって、基本高水流量が妥当だという結論が得られるようにしている。

雨量確率方式：最初に〇〇〇年に1回の降雨量を降雨量実績データから統計計算し、次にその降雨量を過去のいくつかの洪水に当てはめて洪水流出モデルで洪水流量を計算する。その計算結果の中から〇〇〇年に1回の洪水ピーク流量を選択する。

流量確率方式：流量実績データから〇〇〇年に1回の洪水ピーク流量を直接、統計計算で求める。

3. 1級河川の河川整備計画の内容

1級河川で河川整備計画が策定されたのは7河川である。計画原案が示された2河川も含めて、9河川の整備計画の目標流量をみると、基本高水流量の数字とは別に、それぞれ

の河川の状況に合わせた数値が採用されている。多摩川や由良川の場合はその目標流量は基本高水流量の半分近い数字である。多摩川の場合、基本方針ではダムを建設することになっているが、その適地がないため、整備計画は現実に合わせてダム建設を前提としない内容になっている。

これをみると、河川整備における洪水目標流量は不動のものではなく、それぞれの状況によって適当に変わりうるものであって、基本高水流量は現実性のない、いわば飾りの数字に過ぎないことが分かる。

この点で、私たちは、河川整備基本方針による基本高水流量の設定に対してその科学的根拠を問い合わせるとともに、河川整備計画の策定段階において「ダム建設を前提としない」現実的な目標流量を設定するように主張していくことが必要である。

基準点	①基本高水流量	②整備計画目標流量	②/①
留萌川（北海道）大和田	1300m³/秒	1050m³/秒	0.81
多摩川（東京都等）石原	8700m³/秒	4500m³/秒	0.52
大野川（大分県等）白滝橋	11000m³/秒	9500m³/秒	0.86
豊川（愛知県）石田	7100m³/秒	4650m³/秒	0.65
沙流川（北海道）平取	5400m³/秒	4300m³/秒	0.80
最上川（山形県）両羽橋	9000m³/秒	7600m³/秒	0.84
中筋川（高知県）磯ノ川	1200m³/秒	1000m³/秒	0.83
由良川（京都府）福知山	6500m³/秒	3700m³/秒	0.57
白川（熊本県）代継橋	3400m³/秒	2300m³/秒	0.68

表 1 級河川の河川整備基本方針と河川整備計画の目標流量 (2002年10月現在)

(1) 河川整備基本方針の目標流量 (工事実施基本計画の値をそのまま使用)

計画規模	基準点	基本高水流量	計画高水流量	ダム等の洪水調節量	工事実施基本計画策定期間
沙流川（北海道）	1/100 平取	5400m³/秒	3900m³/秒	1500m³/秒	1978年
留萌川（北海道）	1/100 大和田	1300m³/秒	800m³/秒	500m³/秒	1988年
最上川（山形県）	1/150 両羽橋	9000m³/秒	8000m³/秒	1000m³/秒	1974年
多摩川（東京都等）	1/200 石原	8700m³/秒	6500m³/秒	2200m³/秒	1975年
大野川（大分県等）	1/100 大仁	4000m³/秒	4000m³/秒	0m³/秒	1968年
豊川（愛知県）	1/150 石田	7100m³/秒	4100m³/秒	3000m³/秒	1971年
沙流川（北海道）	1/100 福知山	6500m³/秒	5600m³/秒	900m³/秒	1966年
最上川（山形県）	1/100 白滝橋	11000m³/秒	9500m³/秒	1500m³/秒	1974年
中筋川（高知県）	1/100 裏山	1070m³/秒	810m³/秒	260m³/秒	1991年
由良川（京都府等）	1/100 代継橋	3400m³/秒	3000m³/秒	400m³/秒	1980年
大野川（大分県等）	1/100 二ヶ井	9200m³/秒	8200m³/秒	1000m³/秒	1973年
本明川（長崎県）	1/100 花立	8000m³/秒	6500m³/秒	1500m³/秒	1968年
白川（熊本県）	1/150 上島	5100m³/秒	4500m³/秒	600m³/秒	1976年

(2) 河川整備計画の目標流量

基準点	計画目標流量	想定洪水	ダム等洪水調節量	ダム等 (下線は既設)
留萌川（北海道）	1050m³/秒	既往第二位	250m³/秒	留萌ダム、大和田遊水地
多摩川（東京都等）	4500m³/秒	既往最大		
大野川（大分県等）	9500m³/秒	既往最大		
豊川（愛知県）	4650m³/秒	既往最大	550m³/秒	設楽ダム
沙流川（北海道）	4300m³/秒	既往最大	1000m³/秒	二風谷ダム、平取ダム
最上川（山形県）	7600m³/秒	による想定最大洪水	600m³/秒	塞河江ダム、白川ダム、長井ダム
中筋川（高知県）	1000m³/秒	既往最大	360m³/秒	中筋川ダム、横瀬川ダム
(中筋川の基本高水流量)	1200m³/秒	計画規模	1/100	

(3) 河川整備計画原案の目標流量

基準点	目標流量	想定洪水	ダム等洪水調節量	ダム等
由良川（京都府等）	福知山 3700m³/秒	既往第四位		
白川（熊本県）	代継橋 2300m³/秒	1/20～1/30洪水	300m³/秒	立野ダム、黒川遊水池群

○二級河川河川整備基本方針・河川整備計画の同意状況

都道府県名	水系名	整備計画	都道府県名	水系名	整備計画	都道府県名	水系名	整備計画
北海道 しょう	麻路川	○	静岡県 おきつ	奥津川	○	香川県 かわ	瀬川	
北海道 さくらん	上古丹川		静岡県 おおと	瀬戸川	○	愛媛県 びや	須賀川	○
北海道 うじま	歌島川		静岡県 おおた	太田川	○	愛媛県 きた	北川	
北海道 おり	折川		静岡県 ちの	青野川	○	愛媛県 せんじ	洗地川	
北海道 かづな	勝納川		静岡県 ひづね	八木沢大川	○	愛媛県 みやこ	宮前川	
北海道 ほんべつ	ポンベツ川		静岡県 ひづね	松原川	○	高知県 しんかわ	新川川	○
北海道 ちの	乳呑川		三重県 ひだり	椈山路川		高知県 わじ	和食川	○
北海道 はさ	波恵川		京都府 おお	大手川	○	高知県 いとう	以布利川	
北海道 ひに	美國川		京都府 おお	播磨川		福岡県 はるい	祓川	
北海道 さくさ	草津部川		大阪府 おお	大津川	○	福岡県 みなん	瀬川	
北海道 あづ	厚真川	○	大阪府 かしい	桜井川		福岡県 なか	那珂川	
北海道 すない	静内川		大阪府 さか	佐野川	○	佐賀県 かしま	鹿島川	○
北海道 うりべつ	知利別川		大阪府 つだ	津田川		佐賀県 さし	佐志川	
北海道 じんべつ	吉丹別川		大阪府 おお	東川	○	佐賀県 たかは	玉島川	○
北海道 まつり	泊川		大阪府 いし	石津川		佐賀県 ありた	有田川	
北海道 ほりふね	屋舟川		兵庫県 しんか	新瀬川	○	佐賀県 じさ	志佐川	○
北海道 ほむとり	春様川		兵庫県 おお	大津川		長崎県 あいとう	相浦川	
北海道 くわぐ	萬部川		兵庫県 とき	富島川		長崎県 うかみ	浦上川	○
北海道 こひらべ	小平瀬川		兵庫県 にしき	西浜川		長崎県 えの	江之浦川	
北海道 じんべつ	頃別川		兵庫県 こうせん	華山谷川		長崎県 こぞ	小佐々川	○
北海道 たぢか	田沢川		和歌山県 まり	切目川	○	長崎県 おこ	佐護川	
北海道 くじま	福島川		和歌山県 ひだか	日高川		長崎県 じし	舟志川	
北海道 じゅせ	望来川		和歌山県 ひだか	左金津川		長崎県 こうどう	飼道川	○
北海道 じらせい	白老川		和歌山県 かめの	龜の川		長崎県 とき	時津川	
北海道 かとう	大樽川		和歌山県 みなべ	南部川		長崎県 なしま	中島川	○
青森県 いわせ	鹽崎川		鳥取県 しろみ	塩見川		長崎県 になんだ	二反田川	
青森県 おにこ	裏戸川		鳥取県 ゆらか	由良川		長崎県 やまと	山手川	○
青森県 ごのへ	五戸川		島根県 はせ	浜田川	○	長崎県 ふじ	よし川	○
青森県 しゃく	新城川		島根県 み	美田川	○	長崎県 いさり	伊木力川	○
青森県 なな	田名部川		島根県 ひ	益田川	○	長崎県 こう	小浦川	○
青森県 つづか	境川		島根県 し	神戸川		熊本県 いわした	岩下川	○
青森県 なかじ	中村川		岡山県 じ	幸崎川		熊本県 おざや	大鷲川	
岩手県 けん	氣仙川	○	岡山県 こう	美田川		熊本県 こう	上津浦川	○
宮城県 いとう	伊里前川	○	岡山県 ひ	瀬川		熊本県 たかはま	高浜川	
福島県 木戸川	○	広島県 せ	八幡川	○	熊本県 とうじ	唐人川		
福島県 せう	夏井川	○	広島県 ひ	黒瀬川	○	熊本県 とう	路木川	○
茨城県 せう	鎌上川		広島県 ひ	尾崎川		大分県 う	白杵川	○
千葉県 ひ	平久里川		広島県 せ	賀茂川		大分県 じ	武蔵川	○
新潟県 せき	石川	○	広島県 て	手姫川		宮崎県 ひろと	庄瀬川	
新潟県 ひない	胎内川	○	山口県 あ	有帆川	○	宮崎県 みみ	耳川	
新潟県 せき	前川	○	山口県 そりと	切戸川	○	宮崎県 いしづか	石勝川	
新潟県 くく	国府川	○	山口県 ほ	横野川		宮崎県 いちきかわ	市木川	
新潟県 ひらばく	蓬坂川		山口県 みすみ	三瀬川	○	鹿児島県 やまと	大和川	○
富山県 お	小川	○	山口県 おおうち	大内川		沖縄県 せ	種間川	○
富山県 くら	黒瀬川		山口県 かんば	勧場川		沖縄県 じなごう	謝名堂川	○
富山県 かたかい	片貝川		山口県 まじめ	眞緒川		沖縄県 じし	白比川	○
石川県 かわら	河原田川		香川県 かや	綾川	○	沖縄県 なかの	中の川	○
石川県 じみ	米町川		香川県 じとう	香東川		沖縄県 まきやおな	真喜屋大川	
石川県 じんり	新瀬川		香川県 おお	大東川		沖縄県 や	屋部川	
石川県 くら	朝野川		香川県 たかさ	高瀬川		沖縄県 たい	大保川	
石川県 みぞ	御藏川		香川県 べうとう	別当川	○			

基本方針： 152 水系

整備計画： 57 河川

河川整備計画策定状況（2002年10月17日現在）

各地方整備局ごとに記します。

北海道開発局；留萌川、沙流川は策定済み

十勝川、釧路川、千歳川は準備中。

すべて、流域委員会もしくはそれに該当するものへの住民公募はない。

東北；策定済みなし。

地方自治体、学識経験者の意見を聞きながら素案を作っている。

水系によっては、公募を考えている所もある。

関東；策定済みは多摩川のみ

北陸；荒川は基本方針策定 基本高水流量、計画高水流量は工実と同じ数値。

荒川、関川で河川整備計画策定準備。ともに公募はない。

中部；策定済みは豊川のみ（設楽ダム推進）

準備中は天竜川と庄内川。天竜川は一部を公募

近畿；策定済みはなし

九頭竜川、揖保川、紀の川、淀川は流域委員を一部公募。策定中。

由良川は公募なしで策定中。

中国；斐伊川 基本方針策定済み。基本高水、計画高水とも工実と同じ数値（5,100 と 4,500）。建設中（付け替え道路工事段階）の尾原ダムで調整。河川整備計画は未着手。

四国；四万十川支川中筋川；基本計画なしで整備計画策定（中村工事事務所の HP 参照してください）

中村市の水道と、2年に1回の洪水への対応のため、四万十川の基本方針に先駆けて策定した。

建設費段階の計画ダムである横瀬川ダム（直轄）で洪水調節。

九州；白川は2/7/23に整備計画策定 公募なし。

目標流量 2300 トン/秒（戦後第2位）。2000 トンを河道で。300 トンは建設中の館野ダム（直轄）と黒川の遊水池群（県事業）で調節。

<http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto/kasen/seikei/indexkei.html> を参照してください。

沖縄総合事務局；すべて2級河川

基本方針策定済みが3水系、整備計画策定済みは4水系

河川整備計画策定状況集計表

2002年10月時点

地方整備局名	水系名	設問	回答	備考
北海道開発局	留萌川	1...河川整備計画の策定状況	策定済み	平成13年10月18日に策定 留萌ダム、大和田遊水地等の整備、河川沿いや堤防沿いの樹木の整備と保全、洪水時の危機管理のための施設整備、環境教育の整備等
		2.流域委員会の構成と選任方法など		
		1).委員の名前と所属または専門分野別紙 2).委員選定における公募の有無 3).住民参加の方式	なし その他	地元説明会、葉書、チラシによる意見募集、公聴会をおこなった。
		3.河川整備基本方針策定の実務について	従来と同	
沙流川		1...河川整備計画の策定状況	策定済み	平成14年7月19日に策定 平取ダム、河川整備、治水の社の整備など
		2.流域委員会の構成と選任方法など		
		1).委員の名前と所属または専門分野別紙 2).委員選定における公募の有無 3).住民参加の方式	なし 未定	
		3.河川整備基本方針策定の実務について	従来と同	
石狩川、尻別川、 後志利別川、鶴 川、十勝川、網走 川、常呂川、湧別 川、天塩川		1...河川整備計画の策定状況	委員会準備中	
		2.流域委員会の構成と選任方法など		
		1).委員の名前と所属または専門分野別紙 2).委員選定における公募の有無 3).住民参加の方式	なし 未定	
		3.河川整備基本方針策定の実務について	データ収集中	
東北地方整備局	最上川	1...河川整備計画の策定状況	策定中	策定目標年月日は平成13年度中。
		2.流域委員会の構成と選任方法など		
		1).委員の名前と所属または専門分野別紙 2).委員選定における公募の有無 3).住民参加の方式	なし 未定	流域委員会を公開し、地域住民、報道関係者に傍聴。流域委員会の内容・資料をインターネットで公開。地域説明会の開催を検討中。
		3.河川整備基本方針策定の実務について	従来と同	
		4.河川整備計画の策定状況	未策定	
		5.流域委員会の構成と選任方法など		
		1).委員の名前と所属または専門分野別紙 2).委員選定における公募の有無 3).住民参加の方式	なし 未定	
		6.河川整備基本方針策定の実務について	算定中	
関東地方整備局	多摩川	1...河川整備計画の策定状況	策定済み	2001/3/30
		2.流域委員会の構成と選任方法など		
		1).委員の名前と所属または専門分野別紙 2).委員選定における公募の有無 3).住民参加の方式	なし 未策定	①多摩川流域懇談会主催の流域セミナーに参加、そ の他の ②沿川自治体が主体となり実施し たふれあい巡回 ③ホームページによる 意見聴取など
		3.河川整備基本方針策定の実務について	従来と同	河川整備基本方針は2000年12月19日策定
		4.河川整備計画の策定状況	未策定	
		5.流域委員会の構成と選任方法など		
		1).委員の名前と所属または専門分野別紙 2).委員選定における公募の有無 3).住民参加の方式	なし 未策定	
		6.河川整備基本方針策定の実務について	データ収集中	
		7.河川整備計画の策定状況	策定中	「狩野川流域委員会」で意見をお聞きして いるところ
中部地方整備局	狩野川	1...河川整備計画の策定状況	策定中	
		2.流域委員会の構成と選任方法など		
		1).委員の名前と所属または専門分野別紙 2).委員選定における公募の有無 3).住民参加の方式	なし 未策定	
		3.河川整備基本方針策定の実務について	従来と同	
		4.河川整備計画の策定状況	策定済み	2001/11/28 設楽ダム建設容認
		5.流域委員会の構成と選任方法など		
		1).委員の名前と所属または専門分野別紙 2).委員選定における公募の有無 3).住民参加の方式	なし 未策定	
		6.河川整備基本方針策定の実務について	従来と同	

地方整備局名	水系名	設問	回答	備考	
				策定中	阿部川流域懇談会」で安部川の河川整備のあり方にについて幅広い視点から意見交換をおこなっているところ。「流域委員会」という名称の委員会を設置するか否
中部地方整備局	安部川	1..河川整備計画の策定状況	策定中	「阿部川流域懇談会」で安部川の河川整備のあり方にについて幅広い視点から意見交換をおこなっているところ。「流域委員会」という名称の委員会を設置するか否	
		2.流域委員会の構成と選任方法など			
		1).委員の名前と所属または専門分野別紙 2).委員選定における公募の有無 3).住民参加の方式			
		3.河川整備基本方針策定の実務について	策定中	データ収集	
天童川		1..河川整備計画の策定状況	策定中	未策定	
		2.流域委員会の構成と選任方法など			
		1).委員の名前と所属または専門分野別紙 2).委員選定における公募の有無 3).住民参加の方式			
		3.河川整備基本方針策定の実務について	策定中	データ収集	
北陸地方整備局	関川	1..河川整備計画の策定状況	策定中	未策定	河川整備の検討のため、学識経験者等による懇談会、委員会を開催している。
		2.流域委員会の構成と選任方法など			
		1).委員の名前と所属または専門分野別紙 2).委員選定における公募の有無 3).住民参加の方式			
		3.河川整備基本方針策定の実務について	策定中	データ収集	
荒川		1..河川整備計画の策定状況	策定中	未策定	河川整備の検討のため、学識経験者等による懇談会、委員会を開催している。
		2.流域委員会の構成と選任方法など			
		1).委員の名前と所属または専門分野別紙 2).委員選定における公募の有無 3).住民参加の方式			
		3.河川整備基本方針策定の実務について	策定中	未策定	
近畿地方整備局	由良川	1..河川整備計画の策定状況	策定中	未策定	2002年3月目標。2000年3月15日第1回。2001年3月30日、第4回流域委員会で「由良川水系河川整備計画(たたき台)」提示し、現在審議中。
		2.流域委員会の構成と選任方法など			
		1).委員の名前と所属または専門分野別紙 2).委員選定における公募の有無 3).住民参加の方式			
		3.河川整備基本方針策定の実務について	策定中	未策定	
淀川		1..河川整備計画の策定状況	策定中	未策定	2002年5月、中間とりまとめ。9月から最終提言作業部会設立
		2.流域委員会の構成と選任方法など			
		1).委員の名前と所属または専門分野別紙 2).委員選定における公募の有無 3).住民参加の方式			
		3.河川整備基本方針策定の実務について	策定中	未策定	
紀ノ川		1..河川整備計画の策定状況	策定中	未策定	流域委員会12回
		2.流域委員会の構成と選任方法など			
		1).委員の名前と所属または専門分野別紙 2).委員選定における公募の有無 3).住民参加の方式			
		3.河川整備基本方針策定の実務について	策定中	未策定	
揖保川		1..河川整備計画の策定状況	策定中	未策定	流域委員会4回
		2.流域委員会の構成と選任方法など			
		1).委員の名前と所属または専門分野別紙 2).委員選定における公募の有無 3).住民参加の方式			
		3.河川整備基本方針策定の実務について	策定中	未策定	
九頭竜川		1..河川整備計画の策定状況	策定中	未策定	流域委員会6回 平成15年度末策定を目指す。
		2.流域委員会の構成と選任方法など			
		1).委員の名前と所属または専門分野別紙 2).委員選定における公募の有無 3).住民参加の方式			
		3.河川整備基本方針策定の実務について	策定中	未策定	
丸山川		1..河川整備計画の策定状況	策定中	未策定	流域委員会準備中
		2.流域委員会の構成と選任方法など			
		1).委員の名前と所属または専門分野別紙 2).委員選定における公募の有無 3).住民参加の方式			
		3.河川整備基本方針策定の実務について	策定中	未策定	

地方整備局名	水系名	設問	回答	備考
中国地方整備局	大和川、加古川、新宮川、北川	1...河川整備計画の策定状況 2.流域委員会の構成と選任方法など	委員会準備中	意見を聴取する学識経験者を検討中
		1).委員の名前と所属または専門分野 2).委員選定における公募の有無 3).住民参加の方式		
四国地方整備局	斐伊川	3.河川整備基本方針策定の実務について 1.河川整備計画の構成と選任方法など 2.流域委員会の構成と選任方法など	算定中 未策定.	(5,100と4,500) 建設中(付け替え道路工事段階) の尾原ダムで調整
		1).委員の名前と所属または専門分野 2).委員選定における公募の有無 3).住民参加の方式		
		3.河川整備基本方針策定の実務について	算定済み	基本高水、計画高水とも工事と同じ数値(5,100と4,500) 建設中(付け替え道路工事段階) の尾原ダムで調整
千代川、天神川、斐伊川、日野川、斐伊川、高津川、江の川、吉井川、旭川、高梁川、芦田川、太田川、小瀬川、佐治川、那賀川	1...河川整備計画の策定状況 2.流域委員会の構成と選任方法など	未策定.	流域委員会等の設置については検討中	
		1).委員の名前と所属または専門分野 2).委員選定における公募の有無 3).住民参加の方式		
		3.河川整備基本方針策定の実務について	算定中	那賀川流域の河川整備計画の原案骨子を住民参加でつくる「那賀川流域フーラム2030」の運営方法などを検討する「那賀川流域運営会議」の第3回会合
九州地方整備局	物部川	1...河川整備計画の策定状況 2.流域委員会の構成と選任方法など	策定中 未策定.	流域委員会の準備はしていない。
		1).委員の名前と所属または専門分野 2).委員選定における公募の有無 3).住民参加の方式		
		3.河川整備基本方針策定の実務について	データ収集	算定中
中筋川	1...河川整備計画の策定状況 2.流域委員会の構成と選任方法など	策定済み	2001/12/27 9月から12月までの3回の審議で横瀬川ダム(利水と洪水調節)建設容認の計画を策定	
		1).委員の名前と所属または専門分野 2).委員選定における公募の有無 3).住民参加の方式		
		3.河川整備基本方針策定の実務について	データ収集	流域委員会の準備はしていない。
吉野川、仁淀川、渡川、肱川、重信川、土器川	1...河川整備計画の策定状況 2.流域委員会の構成と選任方法など	未策定.	流域委員会の構成と選任方法など	
		1).委員の名前と所属または専門分野 2).委員選定における公募の有無 3).住民参加の方式		
		3.河川整備基本方針策定の実務について	データ収集	算定中
大野川	1...河川整備計画の策定状況 2.流域委員会の構成と選任方法など	策定済み	平成12年11月27日	
		1).委員の名前と所属または専門分野 2).委員選定における公募の有無 3).住民参加の方式		
		3.河川整備基本方針策定の実務について	従来と同	地区別住民説明会を開催し、意見を聴取した。河川整備計画(案)を縦覧した。 平成11年12月1日
白川	1...河川整備計画の策定状況 2.流域委員会の構成と選任方法など	策定済み	2002/7/23 目標流量 2300トン/秒(戦後第2位)。2000トンを河道で、300トンは建設中の館野ダム(直轄)と黒川の遊泳池群(県事業)で調節。	
		1).委員の名前と所属または専門分野 2).委員選定における公募の有無 3).住民参加の方式		
		3.河川整備基本方針策定の実務について	従来と同	平成12年12月19日
本明川	1...河川整備計画の策定状況 2.流域委員会の構成と選任方法など	未策定.	河川整備計画策定に向けて準備中	
		1).委員の名前と所属または専門分野 2).委員選定における公募の有無 3).住民参加の方式		
		3.河川整備基本方針策定の実務について	従来と同	平成12年12月19日
遠賀川、山国川、大分川、蕃匠川、五ヶ瀬川、小丸川、大淀川、川内川、球磨川、绿川、菊池川、矢都川、筑後川、六角川、松浦川、嘉瀬川、	1...河川整備計画の策定状況 2.流域委員会の構成と選任方法など	未策定.		
		1).委員の名前と所属または専門分野 2).委員選定における公募の有無 3).住民参加の方式		
		3.河川整備基本方針策定の実務について	従来と同	平成12年12月19日

留萌川河川整備委員会委員一覧表

委員	石川信夫	北方鳥類研究所代表
委員	井上 聰	(社)北海道栽培漁業振興公社常勤技術顧問
委員	梅田安治	北海道大学名誉教授(農村空間研究所長)
委員	今野敏一	留萌漁業協同組合代表理事組合長
委員	対馬真澄	留萌市環境審議会副会長
委員	土田悦也	2001年委員会
委員	中尾克美	留萌市農業協同組合代表理事
委員	長沼憲彦	留萌市長
委員	樋口 隆	留萌土地改良区理事長、留萌市議會議長
委員	福田弘巳	北海道大学大学院地球環境科研究科助教授
委員	室本直俊	(社)留萌青年会議所理事長
委員	山口 甲	北海学園大学工学部教授
委員	渡辺義公	北海道大学工学部教授

事務局

北海道開発局留萌開発建設部治水課

沙流川流域委員会委員メンバー構成

委員	新谷 融	北海道大学教授
委員	井上 聰	(社)北海道栽培漁業振興公社常勤技術顧問
委員	長南史男	北海道大学教授
委員	梶川 博	門別町漁業協同組合代表理事組合長
委員	川奈野惣七	北海道ウタリ協会平取支部長
委員	郡司 啓	門別町長
委員	阪元兵三	(社)北海道治山協会副会長
委員	藤間 聰	室蘭工業大学教授
委員	中道喜光	平取町長、沙流土地改良区理事長
委員	西尾 正	日高町長
委員	松原俊幸	沙流川サケ・マス文化研究会会长
委員	矢野静枝	門別町富川農業協同組合女性協議会部長
委員	渡辺研一	平取町商工会青年部長

最上川水系流域委員会委員(平成13年5月23日現在)

	専門分野	現職
大久保 博	河川環境学、農業水利学	山形大学農学部助教授
大津 高	動物生理学、動物分類学	山形大学名誉教授、東北芸術工科大学名誉教授
佐藤五郎	陸水学、地球科学、水質	学校法人椎野学園米沢中央高等学校教諭
高野公男	デザイン工学	東北芸術工科大学デザイン工学部助教授
仲野 浩	日本古代史、遺跡保存	東北芸術工科大学名誉教授
前川勝郎	水工学、農業水利学	山形大学農学部教授
柳原 敦	砂防工学	山形大学農学部助教授
村山 隆	青年代表	(社)日本青年会議所東北地区山形地区ブロック協議会1999年会長
押切六郎	河川観光	全国河川旅客船協会会长
鈴木伝四郎	商工業代表	山形県商工会議所連合会会长、山形商工会議所会頭
高橋安則	漁業代表	最上川を守る漁協連絡協議会会长、県内水面漁協連合会代表理事会長
戸田駒次	農業代表	山形県土地改良事業団体連合会会长
阿部康子	婦人代表、他	水と暮らしを考える下水道の会会长、県婦人問題研究会理事
大沢八洲男	自然保護	山形県自然保護団体協議会(日本野鳥の会山形県支部副支部長)
大滝亞夫	マスコミ	山形新聞社論説委員長
小形英敏	マスコミ	河北新報山形総局長
水戸部浩子	マスコミ	県総合開発審議委員、莊内日報社論説委員
本間満義		県町村金会長、温海町長
大谷忠志		山形県町村議会議長会会长、遊佐町議會議員
竹田一夫		県市議会議長会会长、山形市議會議長
高橋幸翁		県市長会会长、米沢市長
坂本貴英雄		県議會議員(建設常任委員長)

多摩川流域委員会名簿

分類	No.	氏名	専門分野	所属	役職
市民	1	荒木 稔		たまがわネット	事務局長
	2	井田安弘		川崎・水と緑のネットワーク	代表
	3	神谷 博		水みち研究会	代表
	4	柴田隆行		多摩川の自然を守る会	代表
	5	田中喜美子		多摩川と語る会	代表
	6	山本由美子		浅川勉強会	代表
	7	横山十四男		多摩川センター	代表
7名					
学識経験者	8	玉井信行	河川工学	東京大学大学院工学系研究科	教授
	9	福岡捷二	河川工学	広島大学工学部第4類水工学研究室	教授
	10	大垣眞一郎	水環境	東京大学大学院工学系研究科	教授
	11	大西 隆	都市計画	東京大学大学院工学系研究科	教授
	12	北村眞一	景観工学	山梨大学工学部循環システム工学科	教授
	13	新藤静夫	水循環	千葉大学名誉教授	名誉教授
	14	奥田重俊	植物生態学	横浜国立大学環境科学研究センター	教授
	15	水野信彦	動物生態学	愛媛大学名誉教授	名誉教授
	16	太田猛彦	林学	東京大学大学院農学部生命科学研究科	教授
	17	小倉紀雄	地球化学	東京農工大学大学院農学研究科	教授
	18	中山幹康	地球環境	東京農工大学大学院連合農学研究科	教授
	19	島田 清	農学	東京農工大学農学部地球生態システム学科	教授
	20	岡島成行	環境教育	(社)日本環境教育フォーラム	常務理事
	21	小幡純子	行政法	上智大学法学部法律学科	教授
	22	島村勇二	文化財	聖徳大学人文学部児童学科	教授
	23	細田衛士	環境経済学	慶應義塾大学経済学部	教授
	24	岩田光正	水産資源	東京都水産試験場	場長
17名					
地方公共団体	25	高橋紀男	河川行政	東京都建設局河川部計画課	課長
	26	藤江賢治	都市計画	東京都都市計画局施設計画部施設計画課	課長
	27	尾崎 勝	水道行政	東京都水道局経営計画部計画課	課長
	28	湯本敏夫	水道行政	重京都水道局水源管理事務所技術課	課長
	29	秋元篤司	農林行政	東京都労働経済局農林水産部農地緑生課	課長
	30	柿沼潤一	環境行政	東京都環境局環境改善部計画課	課長
	31	伊藤 博	下水道行政	東京都下水道局計画部施設計画課	課長
	32	伊藤哲朗	河川行政	神奈川県県土整備部河港課	課長
	33	広瀬武仁	河川行政	山梨県土木部河川課	課長
	34	内村正吾	河川行政	川崎市建設局土木建設部河川課	課長
	35	網野弘夫	建設行政	府中市都市建設部	部長
11名					

安倍川流域懇談会委員会名簿

氏名	所属
石川たか子	シズオカ文化クラブ代表幹事
板井隆彦	静岡県立大学 食品栄養科学部教授
遠藤一紀	静岡商工会議所専務理事
遠藤幸雄	静岡市水防団副団長
大杉 祐	中部農林事務所 農山村整備部技監
大坪 檍	静岡産業大学学長
川村美智	静岡新聞出版局編集部副部長
小嶋善吉	静岡市長
齋藤 異	東海大学海洋学部教授
高木敦子	アムズ環境デザイン研究所
高橋 裕	建設企画コンサルタント総合顧問
竹内礼子	「静岡の文化」編集長
篠地勝美	安倍川フォーラム会長
土屋 智	静岡大学農学部教授
湯浅保雄	静岡大学農学部助手

狩野川流域委員会名簿

氏名	
小菅 晋	東海大学海洋学部海洋土木工学科教授
田中博通	東海大学海洋学部海洋土木工学科教授
板井隆彦	静岡県立大学食品栄養科学部栄養学科助教授
土 隆一	静岡大学名誉教授
杉山恵一	静岡大学教育学部教授
野村敏明	静岡県東部農林事務所長
室野克昌	狩野川漁業協同組合長
野口智子	ゆとり研究所長
下山忠男	「狩野川俱楽部」会長
宇田倭次子	伊豆湯ヶ島温泉「白壁荘」専務取締役
山田俊男	修善寺町長
望月良和	大仁町長
大川清仁	伊豆長岡町長
渡辺解太郎	韮山町長
芹澤伸行	函南町長
斎藤 衛	沼津市長
小池政臣	三島市長
平井弥一郎	清水町長
柏木忠夫	長泉町長
大橋俊二	裾野市長

豊川の明日を考える流域委員会名簿

氏名	役職
かみののぶお 神野信郎	豊橋商工会議所特別顧問
くつかけとしお 沓掛俊夫	愛知大学教授
ごとうよねはる 後藤米治	設楽町長
しぶやひろゆさ 濱谷弘幸	前「母なる豊川」活動推進委員会委員長
すぎもと 杉本かつ	前とよはし女性フォーラム会長
なかむらけいいち 中村敬一	豊橋創造大学短期大学部教授
なかむらしゅんろく 中村俊六	豊橋技術科学大学教授
はやかわまさる 早川勝	豊橋市長
ふじたよしひさ 藤田佳久	愛知大学教授
みつおかしろう 光岡史郎	食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会専門委員
わたなべけいじ 渡邊啓司	前豊川市消防(水防)団長

天竜川流域委員会(仮称)委員一般公募要綱

国土交通省中部地方整備局は、天竜川水系河川整備計画の策定にあたり学識経験者・流域住民の方等からご意見をお聴きするため「天竜川流域委員会(仮称)」を設置します。その設置にあたり、委員会の部会員を公募することとしました。

応募にあたっては、応募要領をご確認の上、応募用紙を印刷しご記入後、下記にあります応募先へ郵送して下さい。

会(仮称)部会の部会員公募

概 要

1. 概要

今後20年から30年の天竜川の河川整備計画を策定検討する「天竜川流域委員会(仮称)」の各部会(上流部会・下流部会)について構成者15名程度のうち5名程度(計10名程度)を公募します。

2. 応募条件

- ①「天竜川流域及び想定氾濫区域」に居住されている方で、今後の天竜川の整備について関心があり、河川整備計画の策定検討にご協力頂ける方。
 - ②天竜川に関して専門的な知識・学識をお持ちの方や深い関わりのある方もしくは天竜川に関する研究や活動を行っている方。
- 以上、2点両方を満たす方。自薦他薦は問いません。
なお、詳細については「応募要領」をご覧下さい。

3. 応募方法

天竜川上流工事事務所・浜松工事事務所およびその出張所にて配布している専用の応募用紙に必要事項を記入し、「5. 問合せ・応募先」へ郵送してください。
応募用紙はホームページから印刷されたものを使用されても結構です。

4. 応募期間

平成14年8月5日(月)～9月27日(金)【当日消印有効】

5. 問合せ 応募先

- ①長野県内の市町村からの応募先及び問い合わせ先
国土交通省 天竜川上流工事事務所 調査課
〒399-4190 長野県駒ヶ根市上穂南7番10号
(TEL) 0265-81-6415 / (FAX) 0265-81-6421
ホームページアドレス <http://www.cbr.mlit.go.jp/tenjyo/index.htm>
- ②愛知県及び静岡県内の対象市町村からの応募先及び問い合わせ先
国土交通省 浜松工事事務所 調査第一課
〒430-0811 静岡県浜松市名塚町266番地
(TEL) 053-466-0116 / (FAX) 053-466-0122
ホームページアドレス <http://www.cbr.mlit.go.jp/hamamatsu>

荒川流域委員会委員名簿(五十音順)

氏名	専門分野	所属
伊豆田嘉裕	報道関係	山形新聞置賜総支社長
磯部忠三郎	関係水利	荒川沿岸土地改良区理事長
岩橋正雄	関係漁業	県内水面漁業協同組合連合会専務理事
遠藤和壽	関係漁業	小国町漁業協同組合組合長
大熊 孝	河川工学	新潟大学工学部教授
大滝清二	自然環境	新潟県鳥獣保護員・山科鳥類研究所鳥類 標識調査者
大津 高	自然環境	山形大学名誉教授・東北芸術工科大学名 誉教授
岡崎篤行	社会環境	新潟大学工学部講師
小野精一	地域代表	小国町長(1期)
加藤勝久	報道関係	新潟日報社村上支局長
金子三十美	NPO	[社]いわふね青年会議所直前理事長
鈴木久司	地域代表	関川村長(3期)
中倉虎治	関係漁業	荒川漁業協同組合組合長
仁科清實	文化財	小国町選管委員長
平田大六	歴史文化	大洋酒造(株)取締役会長
本間利雄	社会環境	本間利雄建築設計事務所
三沢眞一	関係水利	新潟大学大学院助教授

敬称略

関川流域委員会 委員名簿

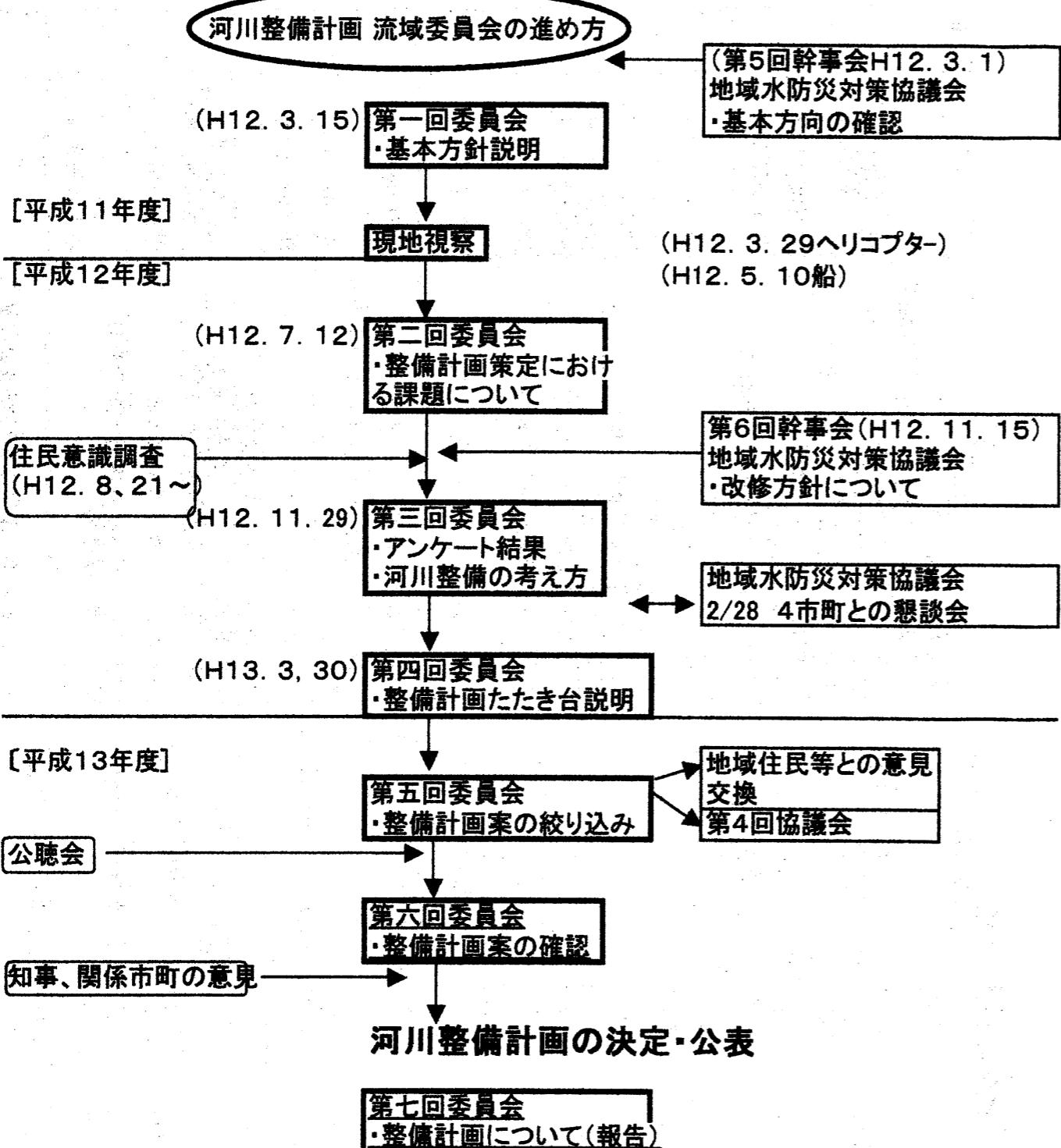
氏名	所属	備考
赤羽 孝之	上越教育大学教授	
梅澤 圓了	災害支援ネットワーク上越 理事長	
大場 崇夫	頸城村自治会長協議会長	
木原 清助	上越市消防団長	
久保田 好郎	上越市史編さん室長	
小池 俊雄	東京大学大学院教授	委員長
木浦 正幸	上越市長	
小林 正夫	関川水辺クラブ代表	
杉林 義信	有田地区町内会長協議会長	
清田 知之	新潟日報社上越支社報道部長	
関田 武雄	頸城村長	
大悟法 滋	上越教育大学教授	
田中 弘邦	上越商工会議所 会頭	
西條 春一	上越ブロック指導農業士会長	
早川 嘉一	新潟大学助教授	
保坂 桂子	上越市景観審議会委員	
細山田 得三	長岡技術科学大学助教授	
本間 義治	新潟大学名誉教授	
矢沢 まゆみ	直江津ロータリーアクトクラブ	
横田 清士	(財)上越環境科学センター 検査一課	

由良川水系流域委員会名簿

氏名	所属
芦田和男	京都大学名誉教授
池田博之	元 加佐ふるさと塾長
井上和也	京都大学防災研究所教授
梅本政幸	歴史街道丹後の語り部 丹後地方史研究員
尾崎つかさ	舞鶴市水道部長
川合 茂	舞鶴工業高等専門学校教授
ごとうさだし 後藤定司	京都新聞社 北部総局長
塙見正光	元(財)福知山市都市緑化植物園長
篠田正俊	元 京都府立海洋センター所長
中西洋二	天橋立観光協会由良支部理事
横村久子	奈良県立商科大学教授
まちいかつまさ 町井昌	由良川流域ネットワーク世話人
三野 啓	京都大学大学院教授
村上政市	大江町日本の鬼の交流博物館館長
目崎節子	福知山市連合婦人会会长

由良川 「河川整備計画策定に向けて」

○流域委員会



1. 淀川水系流域委員会の構成

(1)組織構成

淀川水系は広範囲に及び地域によって河川を取り巻く状況が大きく異なるので、地域別の詳細な検討が必要であり、また、上下流、河川間のバランスも含めた検討も必要であることから、淀川水系流域委員会は、委員会とその下部組織である地域別部会により構成することとした。

地域別部会としては、琵琶湖、淀川、猪名川の3部会を設置することとするが、より詳細に地域別の議論を行う必要が生じた場合には部会の細分割を行う。

(2)委員会及び部会の位置付け

各部会は、委員会の指示による議論及び部会独自に必要性があると判断した議論を委員会の丁承を得て、個別に行い、委員会に報告するものとし、委員会は、淀川水系が全体として一体的な管理を求められることから、全体の議論、審議、調整を行い、意思決定を行うものとする。

(3)規模・構成

河川をとりまく要素としては様々なものがあり、審議に必更な専門性も多岐に渡ることになり、多数の専門家を必要とすることになるが、実質的な議論を行うためには少人数にした方がよい。

このような考え方から、委員會は15~20人程度とし、大部分は各部会の構成員を兼務する。各部会は10~15人程度とする。

(4)審議期間

緊急を要する事業も想定されるので、できるだけ早く審議を行うことが重要であるが、一般に十分に認知させるための時間、審議に必要な各種の調査をするための時間も必要であることから、審議期間は2001年1月~2002年6月の1年半を目安とする。

また、河川事業をとりまく社会経済環境の変化も想定されることから、次期継続も考慮する。

(5)開催頻度

実質的かつ積極的な審議を行うためにできるだけ多く開催することとし、委員会は年4回程度、部会は年4~6回程度とする。

(6)構成委員

河川工学以外に、河川に関わる分野をできるだけ幅広くとらえることとし、委員会及び部会の委員としては、多様な専門性をもつものを選定した。

委員会及び部会の委員としては、治水、利水、環境、人文、その他の分野について準備会議委員や河川管理者の推薦に加え一般からの公募の候補者から選出した。ただし、それぞれ、4人以上の地域の特性に詳しい者を含ませた。また、居住地は限定しなかった。

(7)委員の追加

準備会議においては必要最小限の委員を選定しているが、流域委員会では、審議の必要に応じて、委員の追加を行うものとする。

(8)庶務

河川管理者と一線を画し、流域委員会委員の意思を積極的に支援する中立的立場で民間企業が行うこととする。

No	氏名	対象分野	所属等	備考	公募
1	芦田和男	河川環境一般	京都大学名誉教授 財団法人 河川環境管理財団 研究顧問	-	
2	池澤周一	水資源「水文学、水資源工学」 洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学防災研究所所長	猪名川部会兼任	
3	今本博隆	経済	京都大学防災研究所教授	淀川部会兼任	
4	檀田和弘	河道変動	京都大学経済学部教授		
5	江頭進治	地域まちづくり(環境社会学、文化人類学、住民参加論)	立命館大学理工学部教授	琵琶湖部会兼任	O
6	嘉田由紀子	文化人類学、住民参加論	京都精華大学教授	琵琶湖部会兼任	
7	川上 聰	環境保全ネットワーク・市民活動)	滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	○	
8	川那部浩哉	生態系	近畿水の整 幹事	淀川部会兼任	
9	倉田 亨	農林漁業	京都大学農学部教授	琵琶湖部会兼任	
10	宗官 功	水質(水質工学)	京都大学大学院工学研究科教授	琵琶湖部会兼任	
11	谷田一三	動物(河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部教授	淀川部会兼任	
12	塚本明正	地域の特性に詳しい委員(当方オーラムづくりおよび広い分野の人とのネットとそのコーディネイト)	川どまちのフォーラム・京都 世話役	淀川部会兼任	
13	寺川庄蔵	地域の特性に詳しい委員(自然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク代表	琵琶湖部会兼任	O
14	寺田武彦	法律	弁護士・日弁連公害対策・環境保全委員会 元委員長	淀川部会兼任	
15	中村正久	水環境(環境政策、環境ビジネス テム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長	琵琶湖部会兼任	
16	尾藤正二郎	マスクゴミ	神戸親和女子大学文学部教授		
17	柳屋 正	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム事務総長	淀川部会兼任	
18	水山高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科教授	琵琶湖部会兼任	
19	三田村緒佐武	環境教育(水環境教育、生物・地球化学)	滋賀県立大学環境科学部教授	琵琶湖部会兼任	
20	吉田正人	自然保護(自然保護、生態学)	財団法人日本自然保護協会常務理事		
21	米山俊直	水文化	京都大学名誉教授	猪名川部会兼任	
22	驚谷いづみ	植物(植物生態学、保全生態学)	東京大学大学院農学生命科学研究科教授	-	

注:対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

九頭竜川流域委員会委員

(五十音順、敬称)

	氏名	専門分野	所属等	備考	公募
1	池淵周一	治水(水循環)	京都大学防災研究所付 属水資源研究センター 長	九頭竜川流域委員 会準備会議議長 委員長	—
2	上木泰男	環境(鳥類)	日本野鳥の会福井県支 部会員 福井県愛鳥教 育研究会		—
3	上杉京子	人文(地域活動)	勝山女性ネットワーク会 員		—
4	岡敏弘	環境(環境経済)	福井県立大学大学院経 済経営学研究科教授		—
5	奥村充司	環境(都市環境)	福井工業高等専門学校 環境都市工学科助教授		—
6	川上賢正	人文(法律)	川上・野坂・安藤法律事 務所 弁護士	九頭竜川流域委員 会準備会議委員	—
7	菊澤正裕	利水(農業水利)	福井県立大学情報セン ター教授		—
8	酒井與郎	治水(地域活動)	さかい動物病院		○
9	清水賢涼	利水(上水道)	福井市企業局浄水課淨 水管理事務所主任		—
10	角哲也	治水(河川工学)	京都大学大学院工学研 究科助教授		—
11	田中保士	人文(親水・交流、 河川文化遺産)	日野川流域交流会推進 委員長 環境文化研究 所代表		—
12	土山弥一郎	人文(マスコミ)	福井テレビ報道制作局 付局長		—
13	中田忠則	利水(内水面漁 業)	福井県内水面漁業協同 組合連合会専務理事		—
14	中廣明子	人文(青少年教育)	福井市子ども会育成連 合会理事		—
15	福原輝幸	治水(環境水理)	福井大学工学部建築建 設工学科教授		—
16	藤田武志	人文(地域活動)	部子川ダム対策委員會 会長		○
17	三谷政敏	人文(地域活動)	ドラゴンリバー交流会会 長 敦賀セメント(株)取 締役相談役		○
18	森下郁子	環境(河川環境)	(社)淡水生物研究所 所長	九頭竜川流域委員 会準備会議委員	—
19	山内フミ子	環境(地域環境)	元県連合婦人会副会長 元勝山市連合婦人会会 長		—
20	吉田公一郎	利水(水力発電)	北陸電力(株)福井支店 技術部土木建築チーム 統括課長		—
21	米村輝子	環境(地域活動)	大野の水を考える会 大野市市會議員		○
22	渡辺定路	環境(植物)	福井市自然史博物館館 長		—
23	清水清一	環境(地域活動)	美山町ダム絶対反対期 成同盟会会長	委員会推薦 第3 回目から	—

注1:公募欄の○は、一般公募により選ばれたことを示しています。

1. 紀の川流域委員会委員候補の選定

○選定対象者

- ・大学や研究機関笛の研究者(経験者を含む)に限定しないこととした。
- ・一般からの公募により紀の川流域で活動されている方で地域の特性に詳しい者を加えることとした。
- ・居住地による制限は行わないものとした。
- ・選出方法は治水・利水・環境・人文・その他に関する委員は主に準備会議委員からの推薦、河川管理者からの推薦によるものとし、地域活動で紀の川に関心のある方を主として一般からの公募(自薦・他薦問わず)によるものとした。
- ・公募の一般への周知は、和歌山・奈良県内を対象とした新聞広告及び和歌山工事事務所等のホームページで行うこととした。

○選定基準

- ・委員会の規模は、委員会の運営面(実質的な議論を行う)から20人程度とした。
- ・紀の川に関する調査研究等を通じて紀の川の特性を理解している方。
- ・河川に関する各分野で、専門家として活動している方。・紀の川の水防・環境保全・美化・啓蒙活動などで活動している方。
- ・紀の川上流、中流、下流といった地域性を配慮した。
- ・年齢的なバランスを配慮した。

Q選定結果

- ・自薦・他薦による推薦人数121名の中から委員会委員候補として23名を選定した。その内訳は治水3名、利水4名、環境5名、人文4名、その他(マスコミ、随筆家)2名、地域活動として一般からの公募者5名。

Q委員候補者の確定

- ・選定者に準備会議が委員候補内諾の依頼を行った。その際、河川管理者も同行した。
- ・その結果、選定者23名全員から内諾が得られ、別表-1のとおり委員候補者が確定した。

紀の川流域委員会委員候補

No.	氏名	対象分野	所屬等	備考
1	安藤精一	人文(歴史・文化) 治水・利水(水資源、水文循環工学、渴水災害、水文学)	和歌山大学 名誉教授 京都大学防災研究所所長	○
2	池淵周一	地域の特性に詳しい委員	元高校教員	○
3	今中佳春	人文(法律)	岩橋健法律事務所 弁護士	紀の川流域委員会準備会議委員
4	岩橋 健	地域の特性に詳しい委員	Wind TWA会員 和歌山市水道局水質試験室長	○
5	岩畠正行	利水く水道原水)	立命館大学理工学部 教授	○
6	上本博康	その他(隨筆家)	和歌山大学システム工学部 助教授	○
7	梅田恵以子	治水(砂防・土石流、河床変動)	21世紀のまちづくり懇談会[五條市長委嘱]	○
8	江頭進治	治水・利水・環境(治水、水資源、水質)	JC五條青年会議所 所属	○
9	江種伸之	地域の特性に詳しい委員	紀伊丹生川ダム建設を考える会 副代表	○
10	大谷誠一	地域の特性に詳しい委員	和歌山大学経済学部 教授	紀の川流域委員会準備会議委員
11	小川和子	地域の特性に詳しい委員	和歌山大学システム工学部 助教授	○
12	小田 章	人文(経済)	和歌山大学システム工学部 助教授	○
13	神吉紀世子	利水・人文・(親水、水文化、地域、まちづくり)	和歌山大学システム工学部 助教授	紀の川流域委員会準備会議委員
14	玉井清夫	環境(哺乳類・爬虫類・両丘三類)	元和歌山県立熊野高等学校校長	○
15	土岐頼三郎	環境(鳥類)	(財)日本野鳥の会和歌山県支部長	○
16	中川博次	治水・環境(河川工学、河床変動、水質)	立命館大学理工学部 教授	紀の川流域委員会準備会議委員
17	濱中秀司	利水(漁業)	和歌山県内水面漁場管理委員会 会長代理	○
18	古田 皓	その他(マスコミ)	テレビ和歌山取締役報道局長	○
19	牧 岩男	環境(魚類)	大阪教育大学教育学部 教授	○
20	まとば いさお	環境(陸上昆蟲類)	和歌山県立自然博物館学芸員	○
21	三野 敏	利水(農業)	京都大学 教授	紀の川流域委員会準備会議委員
22	やぶしのぶ 養父志乃夫	環境(植物、自然環境修復技術)	和歌山大学システム工学部 教授	○
23	湯崎真梨子	地域の特性に詳しい委員	テクライツ社長	○

注1:対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

注2:公募欄の○は、一般公募により選ばれたことを示しています。

「揖保川水系河川整備計画」の策定に向けて

「揖保川水系流域委員会」を設置するにあたっての意見募集

国土交通省では、平成9年の河川法改正に伴い、河川毎に「河川整備基本方針」「河川整備計画」を策定することとなりました。

近畿地方整備局では、今後20~30年間の具体的な河川整備の内容を示す「揖保川水系河川整備計画」(直轄管理区間)を策定するにあたり、学識経験者から意見を頂くための、「揖保川水系流域委員会」を設置することにしました。

この委員会は、揖保川流域の国が管理する区間を対象に具体的な河川整備の目標及び河川整備の内容について意見を聴く場として設置するものです。

「揖保川水系流域委員会」では、治水、利水、環境、人文(歴史・文化・広報)、経済、地域活動等(まちづくり、川に関するNPO・NGOや住民活動など)で揖保川に関心のある方々により構成し審議を進めて行く予定です。

つきましては、今回の「揖保川水系流域委員会」の設置に当たってご意見等がありましたら下記によりお寄せ下さい。

1. 締め切り: 平成13年6月5日(火)まで
2. 提出方法: FAX、e-mailによる
3. 提出先: 国土交通省近畿地方整備局姫路工事事務所

調査第二課 諸留課長、上田係長

住所:〒670-0947姫路市北条1-250

電話: 0792-82-8211 FAX: 0792-82-8663

ホームページアドレス://www.himeji.kkr.mlit.go.jp/

紀の川流域委員会委員候補

No.	氏名	対象分野	所属等	備考	公募
1	安藤精一	人文(歴史・文化) 治水・利水(水資源、水文循環工学、渇水災害、水文学)	和歌山大学 名誉教授		
2	池淵周一	地域の特性に詳しい委員	京都大学防災研究所所長		
3	今中佳春		元高校教員	○	
4	岩橋 健	人文(法律)	岩橋健法律事務所 弁護士	紀の川流域委員会準備会議委員	
5	岩畑正行	地域の特性に詳しい委員 利水(水道原水)	Wind TWA会員	○	
6	上本博康	その他(隨筆家)	和歌山市水道局水質試験室長		
7	梅田恵以子	治水(砂防・土石流、河床変動)	立命館大学理工学部 教授		
8	江頭進治	治水・利水・環境(治水、水資源、水質)	和歌山大学システム工学部 助教授		
9	江種伸之		21世紀のまちづくり懇談会[五條市長委嘱] JC五條青年会議所 所属		
10	大谷誠一	地域の特性に詳しい委員	紀伊丹生川ダム建設を考える会 副代表	○	
11	小川和子	地域の特性に詳しい委員			
12	小田 章	人文(経済)	和歌山大学経済学部 教授	紀の川流域委員会準備会議委員	
13	神吉紀世子	利水・人文・(親水、水文化、地域、まちづくり) 瑞境(哺乳類・爬虫類・両丘三類)	和歌山大学システム工学部 助教授		
14	玉井清夫	環境(鳥類)	元和歌山県立熊野高等学校長		
15	土岐頼三郎		(財)日本野鳥の会和歌山県支部長		
16	中川博次	治水・環境(河川工学、河床変動、水質)	立命館大学理工学部 教授	紀の川流域委員会準備会議委員	
17	濱中秀司	利水(漁業)	和歌山県内水面漁場管理委員会 会長代理		
18	古田 鮎	その他(マスコミ)	テレビ和歌山取締役報道局長		
19	牧 岩男	環境(魚類)	大阪教育大学教育学部 教授		
20	まとば いさお	環境(陸上昆蟲類)	和歌山県立自然博物館学芸員		
21	三野 徹	利水(農業)	京都大学 教授	紀の川流域委員会準備会議委員	
22	やぶしのぶ 養父志乃夫	環境(植物、自然環境修復技術)	和歌山大学システム工学部 教授		
23	湯崎真梨子	地域の特性に詳しい委員	テクライツ社長	○	

注1:対象分野の()は委員の専門を示しています。

注2:公募欄の○は、一般公募により選ばれたことを示しています。

「揖保川水系河川整備計画」の策定に向けて

「揖保川水系流域委員会」を設置するにあたっての意見募集

国土交通省では、平成9年の河川法改正に伴い、河川毎に「河川豊備基本方針」「河川整備計画」を策定することとなりました。

近畿地方整備局では、今後20~30年間の具体的な河川整備の内容を示す「揖保川水系河川整備計画」(直轄管理区間)を策定するにあたり、学識経験者から意見を頂くための、「揖保川水系流域委員会」を設置することにしました。

この委員会は、揖保川流域の国が管理する区間を対象に具体的な河川整備の目標及び河川整備の内容について意見を聴く場として設置するものです。

「揖保川水系流域委員会」では、治水、利水、環境、人文(歴史・文化・広報)、経済、地域活動等(まちづくり、川に関するNPO・NGOや住民活動など)で揖保川に関心のある方々により構成し審議を進めて行く予定です。

つきましては、今回の「揖保川水系流域委員会」の設置に当たってご意見等がありましたら下記によりお寄せ下さい。

1. 締め切り:平成13年6月5日(火)まで
2. 提出方法:FAX、e-mailによる
3. 提出先:国土交通省近畿地方整備局姫路工事事務所

調査第二課 諸留課長、上田係長

住所:〒670-0947姫路市北条1-250

電話:0792-82-8211 FAX:0792-82-8663

ホームページアドレス://www.himeji.kkr.mlit.go.jp/

揖保川流域委員会 委員名簿

(五十音順)

氏名	所属	分野
あさみ かよ 浅見 佳世	姫路工業大学客員助教授	植物生態
いえなが よしふみ 家永 善文	前姫路科学館館長	環境全般
いげた たける 井下田 猛	姫路獨協大学法学部教授	環境政策
くしだ たいぞう 櫛田 泰三	揖保川漁業協同組合組合長	漁業
しょう かずゆき 庄 一幸	元中学校校長	上流域の地域特性
しんどう じゅんぞう 進藤 淳三	元社団法人龍野青年会議所理事長	グラウンドワーク 地域経済
たなかまる はるや 田中丸 治哉	神戸大学大学院自然科学研究科助教授	農業水利
たはらなおき 田原 直樹	姫路工業大学教授	都市計画
どちもと たけよし 柄本 武良	姫路市立水族館館長兼 島根県立宍道湖自然館館長	水生動物 多自然型河川工事
なかのう かずや 中農 一也	学校法人誠和学院姫路建設専門学校校長	都市環境デザイン まちづくり
なかもと たかみち 中元 孝迪	神戸新聞社常任監査役	マスコミ
はだしげき 波田 重熙	神戸大学大学教育研究センター教授	構造地質学
ふじた まさのり 藤田 正憲	大阪大学大学院工学研究科教授 大阪大学保全科学研究センター長	水質管理工学 環境生物工学
まさだ とみお 正田 富夫	うすくち龍野醤油資料館館長	地場産業
ますだきよし 増田 喜義	網干史談会会長	歴史・文化財
まるやま のぶゆき 丸山 信行	元姫路市水道局浄水課長兼水質検査室長	上水道
みちおく こうじ 道奥 康治	神戸大学工学部教授	河川工学 環境水理学
もりもと いちじ 森本 一二	元中学校校長	歴史・文化財
よしだ ひさお 吉田 久夫	播州皮革工業協同組合理事長	地場産業
わさき ひろし 和崎 宏	はりまインターネット研究会	地域情報化

「中筋川流域委員会」委員名簿(案)

(五十音順)

氏名	専門分野所属
今井 嘉彦	環境科学(水質) 高知大学名誉教授
今岡 則男	地域代表宿毛市山奈(山田)地区会長
植木 賴政	地域代表中村市八束地区会長
岡村 收	水生動物生態学高知大学名誉教授
岡山 静夫	漁業団体四万十川中央漁業協同組合長
佐藤 晃一	生物資源学(農業) 愛媛大学名誉教授
澤田 五十六	関係市町村中村市長
高畠 孜郎	地域代表中村市真同地区副会長
竹田 均	地域代表中村市區長会副会長
竹村 建司	地域経済宿毛商工会議所会頭
玉井 佐一	防災水工学高知大学名誉教授
多和 博嗣	地域代表中村市中筋地区会長
長尾 常夫	地域代表中村市東中筋地区会長
西内 煉夫	NPO 四万十川流域住民ネットワーク代表世話人
福永 信之	環境保護団体ネイチャーとさ
前田 富美代	女性代表中村市女性団体連絡協議会会長
山下 幸雄	関係市町村宿毛市長

合計17名

事務局:国土交通省中村工事事務所、中筋川総合開発工事事務所

大野川流域委員会名簿

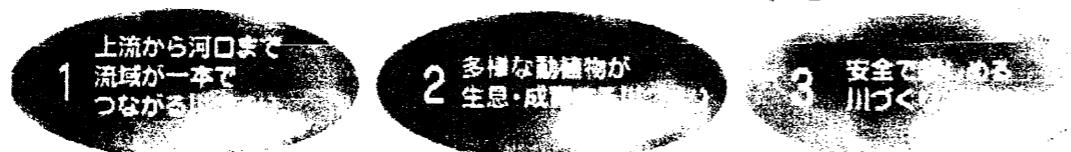
氏名	現所属
あべせいし 阿部征史	大分県土地改良事業団体連合会専務理事
かわのたみ お	大分大学教育福祉科学部教授
くどうてつひ ろ	大分商工会議所青年部会長
こうのとしは る	大野川流域ネットワーキング事務局長
さとうしんいち 佐藤眞一	大分生物談話会会长
さとうせいじ 佐藤誠治	大分大学工学部教授
しまだすすむ 島田 晋	大分工業高等専門学校土木工学科教授
とよたかんぞ う 豊田寛三	大分大学教育福祉科学部教授
なかのあきら 中野 昭	大分工業高等専門学校名誉教授
はさまひさし 狭間 久	大分合同新聞社論説委員長
ますだしんじ 益田信之	元大分県林業水産部次長
よしだかん 吉田 寛	コピーライター
よしだまさお 吉田正雄	大分大学名誉教授

◆ 河川整備計画ってなに？

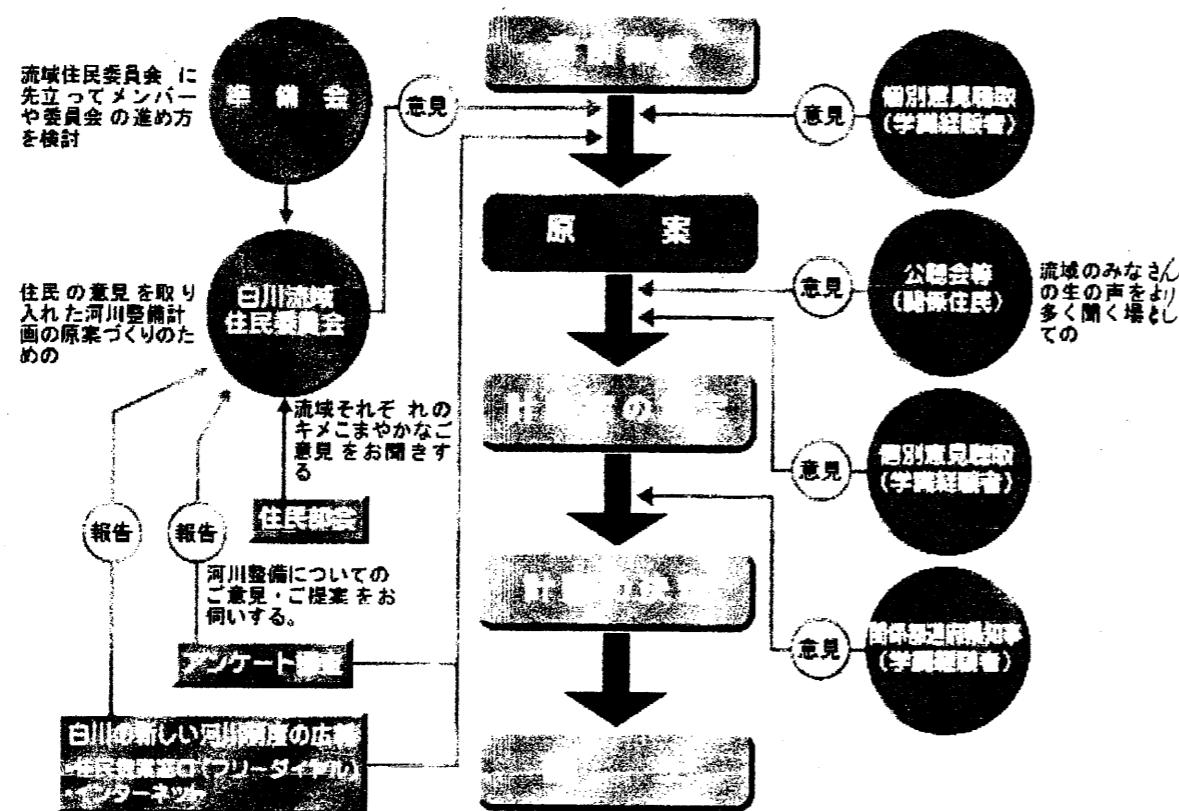
次の世代に誇らしく手渡せるような、夢のある川づくりは、住民のみなさんと白川を管理する国土交通省と熊本県とのコミュニケーションから始ると考えています。

今後20年～30年間の白川の整備内容を住民の方々のご意見を反映して進めていくこと。それが河川整備計画です。

●白川づくりの3つのポイント●



白川水系河川整備計画は下記の流れで策定しています。



第3章 河川整備計画の目標

また、黒川と白川との合流地点下流の立野に洪水調節を目的とした立野ダムを建設し、黒川の遊水地による洪水調節効果と合せて、立野ダムより下流側における洪水のピーク流量を低減します。

(2) 中流ブロック（小磯橋から上流 9.4km の区間にについて）

白川中流部は河道整備に伴う流量増が下流側の市街部・下流ブロックの氾濫を引き起こさないように、市街部・下流ブロックの流下能力向上に合わせて順次整備を進めることとします。

したがって、将来計画における河道は市街部・下流ブロックと同様、3,000m³/s の流下能力を確保することとしますが、今後 20～30 年の整備目標は、現時点での市街部・下流ブロックにおける流下能力と同程度の 1,500m³/s とすることとします。

(3) 市街部・下流ブロック

白川の将来計画では、昭和 28 年 6 月 26 日 (1953. 6. 26) 洪水と同程度の洪水を安全に流すことを目指して、基準地点である代維橋地点での洪水流量 Q=3,400m³/s を洪水調節施設で 400m³/s 調節し、3,000m³/s の洪水が安全に流下できる河道とすることとしています。3,400m³/s はおおむね 150 年に 1 回の確率で発生する洪水の規模ですが、現在同地点での流下能力が 1,500m³/s 程度であることから、一度に将来計画に対応するには膨大な事業費と時間を要します。

そこで、将来計画に向けて段階的に整備を進めることとし、今後 20～30 年の整備目標として近年発生した洪水である昭和 55 年 8 月 30 日 (1980. 8. 30) 洪水、平成 2 年 7 月 2 日 (1990. 7. 2) 洪水と同程度の洪水を安全に流すこととして、基準地点である代維橋地点での洪水流量 Q=2,300m³/s を洪水調節施設で 300m³/s 調節し、2,000m³/s の洪水が安全に流下できる河道とすることとします。この洪水はおおむね 20～30 年に 1 回の確率で発生する規模です。なお、この整備目標が完成後、将来計画に向けてひきつづき整備を進めています。

整備目標と将来計画の基準地点(代維橋)流量

	想定する洪水の規模	整備目標	備考
本計画	2,300m ³ /s (代維橋地点)	2,300m ³ /s のうち 2,000m ³ /s 河道の整備で対応 2,300m ³ /s のうち 300m ³ /s 洪水調節施設で調節	昭和 55 年 8 月 30 日洪水及び平成 2 年 7 月 2 日洪水程度に相当 (1/20～1/30 の確率で発生する規模の洪水)
将来計画	3,400m ³ /s (代維橋地点)	3,400m ³ /s のうち 3,000m ³ /s 河道の整備で対応する。 3,400m ³ /s のうち 400m ³ /s 洪水調節施設で調節	昭和 28 年 6 月 26 日洪水に相当 (1/150 の確率で発生する規模の洪水)

報 告

水源連は川辺川ダム問題における住民討論集会に専門家討論メンバーとして参加しています。

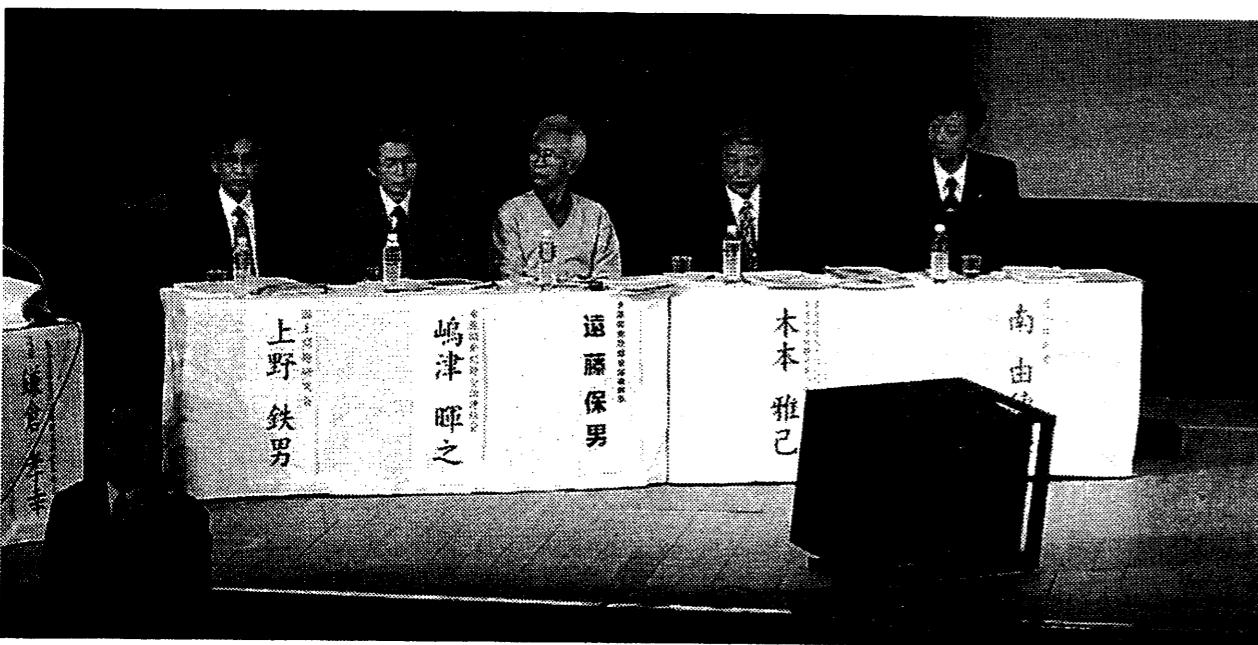
熊本県は川辺川ダム問題に関して、「国の説明責任が果たされていない」という理由で、2001年12月9日に住民討論集会を開催しました。地元相良村の体育館で開催されたこの集会は、約3000人を集め、国土交通省と市民側が直接対峙し、県職員が司会を行うという画期的なものでした。それから、2月24日八代、6月23日相良村、9月15日熊本と回を重ね、10月現在、第4回目が検討されています。

水源連の対応として、第1回は神龜好が、2回目以降は、毎回嶋津暉之、遠藤保夫の二人が、地元の各団体と協調し、事前の資料づくりから参加し、国土交通省と壇上で議論を重ねてきました。

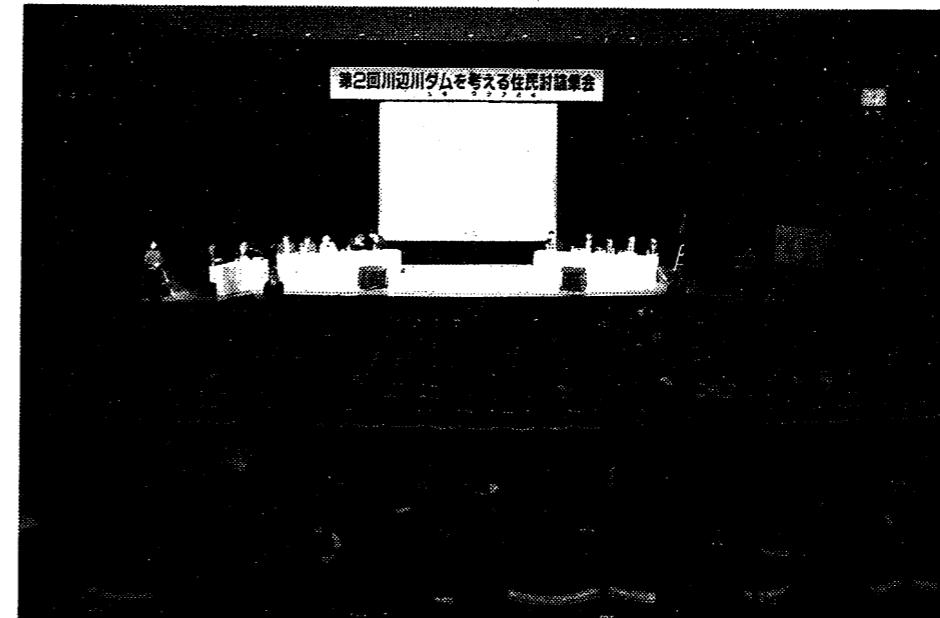
水源連の主な役割は、洪水調節のメカニズムにおいて、川辺川ダムの必要性を論破することです。水源連は、議員を通じ川辺川ダムに関する膨大な資料を請求、それを解析、整理し、いかに川辺川ダムの治水効果が根拠のないものかをわかりやすくプレゼンテーションするとともに、国交省にその疑問をぶつけてきました。その結果、下流の八代地区では、ほぼダムが不要という世論を決定づけ、中流域の人吉でもダムなしで計画洪水を流せるという意識を一般市民の中に根付かせてきました。

川辺川ダム問題は、現在日本のムダな公共事業の象徴的な存在になっています。ダム問題は地元相良村、五木村、球磨村、人吉、八代の流域住民の大きな反対運動を呼び起こし、熊本県内の新聞に記事の載らない日はないくらい、重大な関心事となっています。また潮谷県知事は、「住民が納得行くまで」集会を続けることを明言しています。

水源連は、住民討論集会の運営方法など不備な点は否めないものの、集会開催自体を高く評価するとともに、この熊本の方法が全国のダム反対運動にも、大きく影響を与えるものと考えております。それは、数多くの市民の前で、かなりつっこんだ議論を国土交通省と直接行っていること、それが、インターネットを通じて、リアルタイムで全国に配信されていること、テレビ番組としてその全貌が地元でオンエアされていることなどがその理由です。さらに、議論されている治水論の根幹部分は、ほぼ全国のダム問題にも当てはまります。水源連は、やがて、この議論から得られたものを、全国で活動している各運動団体にフィードバックできればと考えております。今後も治水論における検証、および議論の面で、地元をバックアップしながら、この集会に参加していく予定です。



第二回の討論会の壇上にあがっている、事務局の嶋津、遠藤。

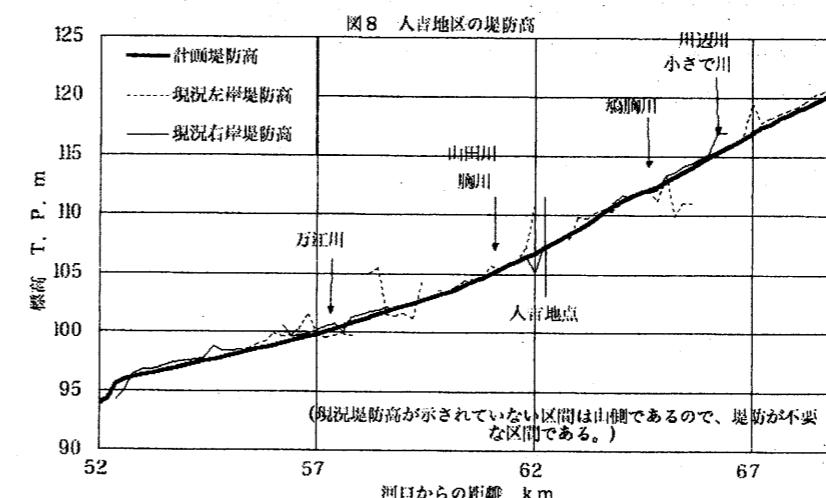


八代市内で行われた、第二回討論会では、計画洪水時のピーク流量に、市民側意見と国交省側意見に大きな隔たりがでた。

第三回資料の抜粋

●基本高水流量と河道の流下能力について

1. 80年に一回の洪水のときに、どのぐらいの水が川に流れるのか。
 - (1) 国土交通省の計算方法は、信頼性が低い。
 - (2) 実際の過去のデータから確率計算すると、国土交通省の数字はあまりにも高過ぎ。
 - (3) 国土交通省は禿げ山だった当時の状況で洪水を想定している。
 - (4) 山が育った現在では明らかに水の出方が違う。
 - (5) 実状に即した計算をすると、洪水時の水量も随分違ってくる。
2. 球磨川は、どのぐらいの水を溢れず流すことができるのか。
 - 2-1 人吉地区
 - (1) 今の人吉で流せる水の量は、5000トン以上
 - (2) 国交省が計画している川底の高さが実際より高いところも多い。
 - (3) 国交省が計画通り川を掘れば過去の洪水も流せてしまう。
 - (4) 計画通り川底が下がれば、ダムだって、必要ない。
 - 2-2. 八代地区
 - (1) 今でも国交省が考える洪水を充分流せてしまう。
 - (2) 洪水の痕を見ると国交省はあまりにも余裕を見過ぎている。
 - 2-3. 球磨川中流部
 - (1) ダムなんか作る前に、国交省が考える河川改修を早急に実施すべき。



プレゼンテーションに使用した
解説用グラフの一例

世界ダム委員会（WCD）市民ガイド 日本語版について

水源開発問題全国連絡会事務局（国際担当）氏家 雅仁
連絡先： BXI04376@nifty.ne.jp

世界ダム委員会の報告書を市民が利用するためのガイドブックを水源連に合わせて出版する。本稿では、ガイドブックの経緯の説明と今後の取組みについて述べる。

1. WCD市民ガイドとは何か： 経過説明

世界ダム委員会（WCD, World Commission on Dams）

- ・世界ダム委員会は、1998年に設立された独立中立機関。
- ・政府関係者・産業界・学識者・NGOなどさまざまな分野から、ダム建設推進・ダム建設反対の双方を含む12名の委員を選出し、2年間の活動期間の中で、世界中の大型ダムの調査を行なった。
- ・調査は、立場の異なる様々な利害関係者が関与して進められた。WCDの調査作業を補佐したWCDフォーラムには、政府機関、国際NGO、影響住民グループ、J B I CなどのODA/金融機関、多国籍金融機関や民間企業など、様々な利害関係者が関与した。

WCD報告書 「ダムと開発：意思決定の新しい枠組み」

- ・2000年11月、WCDの最終報告書「ダムと開発」が公表された。
- ・WCD報告書には、1000を超えるダムの調査結果と、ダム開発における優先事項や勧告が盛り込まれている。
- ・27の勧告の中には、

「ダム建設の必要性の評価」

「包括的な代替案の検討」

「利害関係者が十分な情報を事前に知ったうえで意思決定に関与すること」

「ダム開発事業における全ての決定プロセスに市民の意見を反映する」

など、日本のダム開発においても重要であることが述べられている。

- ・WCD報告書に含まれる勧告には法的な拘束力はない。しかし、立場の異なる様々な利害関係者が、ダムの推進派・反対派の考え方の違いを越えて一致した結論として発表したWCD報告書は、誰もが認めざるを得ない「世界のダム開発の総括」となっている。

WCD市民ガイド

- ・WCD報告書の難点は、400ページに渡る膨大な分量の英語。
- ・ダム問題に取り組む市民・市民団体にとって貴重な調査結果や、今後の活動に役立つ提言が数多く含まれている。

- ・この報告書の要点をコンパクトにまとめ、市民・市民団体が利用しやすい形としたものが「WCD市民ガイド」である。
- ・市民ガイドは、米国のNGO、IRN(International Rivers Network)によってオリジナルの英語版が作成された。
- ・「WCD市民ガイド」は、アジア12カ国・40を超えるNGOのネットワークであるRWE SA(Rivers Watch East and Southeast Asia)の第2回国際会議（2002年2月、フィリピンにて開催）において配布された。（水源連も参加した。）
- ・この会議に集まった各国のNGOがそれぞれの国の言語へ翻訳することになった。

WCD市民ガイド日本語版

- ・国際ネットワークであるRWE SAに対応して日本における活動を進めるための連絡会「RWE SA-J（ルイサ・ジャパン）」が今年3月に設置された。（国際環境NGO FoE-Japan、メコン・ウォッチ、水源連等が参加。）
- ・ルイサ・ジャパンは、今年4月から翻訳・出版作業を開始し、この「WCD市民ガイド日本語版」を本日の総会に合わせて出版した。

2. 今後の取組み： WCDの結論をどう利用するか

WCD報告書には、世界におけるダム開発の総括と、今後のダム開発に対する勧告が明記されている。この勧告に従えば、新規のダム開発は透明で公正な参加型のプロセスを必要とすることになる。

WCDの結論はダム推進派・反対派が立場の違いを乗り越えて到達した一致した結論であり、日本政府やダム開発側もWCD報告書を無視することは出来ない。

WCD報告書は、「私たちの話は終った。次に何が起こるかは読者にゆだねられている」と述べている。政府等ダム開発側がWCDについての動きを見せない上、WCDの成果を利用できるかどうかは市民側にかかっている。

今後の展開（案）

1. それぞれの団体が「WCD市民ガイド」を読み、理解する。
2. 行政等ダム開発側との議論時や、脱ダムのアピール時に、WCDの報告・勧告を引用・利用する。
(例：アメリカのダム撤退宣言のように、脱ダムの常識として利用する。)
3. WCDの勧告と、日本における主要なダム開発の事例を付き合わせる「事例研究：ケーススタディ」を行ってはどうか。水源連事務局と各地の団体との共同作業が必要。総会で検討して欲しい。
4. WCDに関するシンポジウムの開催を検討している。（来年6月ごろ、イオン財団に助成金を申請中。）
開催となった場合、各地の団体からシンポジウムに出席・協力して欲しい。
5. その他、WCD市民ガイドの利用法のアイデアを求める。

以上

清津川ダム専門委員会の答申

清當清津川ダム専門委員会は、昨年7月12日に第一回委員会を開催以来、本年7月5日まで12回の委員会及び現地調査を行い、清津川ダム案施設計画調査に関して、信濃川水系の治水、利水、環境の各面から検討を行うとともに、代替案を含めたダム計画案について検討を行ってきた。検討にあたっては、当委員会内の討議に留まらず、委員以外の農政、気象、植生の専門家の意見を伺い、また、地域の一般の方から直接委員会の場で意見を伺うなどして、多くの方々から寄せられたすべての意見を参考とした。以上のような慎重審議の結果、当委員会は下記の結論に達した。

現在進められている清津川ダムの実施計画調査は中止することが適当である。しかしながら、信濃川流域において洪水から地域を守るために治水の重要性は何ら変わるものではない。このため、災害発生状況や今後の水需要の変化、地球温暖化の進行による異常気象の発生等をふまえ、信濃川の治水計画の中で治水安全度を向上させるために重要な役割を担う泊津川ダム等のダム新設や大河津分水路改修、河道改修等各種の河川整備について、それらの組み合わせのあり方や整備の優先順位を改めて検討し、河川藝術計画を策定することが急務である。清津川ダムの実施計画調査を中止するにあたっての緊急かつ必要最低限の対応として次の措置が必要である。

1. 新潟県や市町村等の水需要者とともに、暫定豊水水利権に依っている水需要や地域の発展に必要とされている水需要等、必要な水資源確保の方策を早急に検討すること。
2. 自然環境調査、水質調査等の基礎的な環境調査を実施し、その結果をこれまでの成果とあわせてとりまとめ、公表すること。

以下にこの結論に至った基本認識を述べる。

I. 治水面

信濃川においては、日本海側最大の都市である新潟市を抱える信濃川流域への人口・資産の集中、明治29年の横田切れ洪水及び昭和56、57、58年等の過去の洪水実績、全国的な治水安全度のバランス等からみて、150年に1度程度起こり得る規模の洪水を対象とした治水計画に基づき河川整備を実施し、地域の治水安全度を向上させることは必要かつ重要と考える、また現在の信濃川周辺の土地利用、過去の洪水実績、地形条件から判断して大規模な引堤あるいは計画高水位を上げるといった治水の代替案は現実的ではない。清津川ダムは信濃川の洪水を調節する施設の一つとして、信濃川の治水計画の中で治水安全度を向上させるために重要な役割を担う施設と考えられるが、大河津分水路改修、河道改修等のその他必要な河川整備を考えると、それらの組み合わせや整備の優先順位については明確になっているとは言い難く、河川整備付画の策定が急務である。

II. 利水面

既に小千谷市等は暫定豊水水利権により取水し水雷裏を賄っており、信濃川流域において、新たな水資源の確保が必要であることは疑いなく、清津川ダムは信濃川流域の水資源確保の面から重要な役割を担う施設であると考えられるが、清津川ダム実施計画調査開始以降の生活・工業・農業用水の新設の水需要は減少傾向にあり、またその将来見通しが不透明であるなか・現時点で直ちに大規模な水資源開発を行う緊急性は薄いと考えられる。

III. 環境面

清津川流域の自然環境については、地元の理解を得て本格的な現地調査が開始されたばかりであり当委員会として判断できる段階ではない。

紀伊丹生川ダム計画、

英断の中止背景が物語るもの

今回紹介してある新聞記事から、紀伊丹生川ダム計画中止の背景を考察してみたい。私が「紀ノ川流域委員会」の委員として2回目の委員会から終始主張してきたことは、この計画には地元住民ならびに漁協組合が反対している、洪水対策としての整備局の治水論は破綻している。また、近年の水需要予測が大幅に下降している、この3点である。

毎回、これらの根拠を説明したビラ、資料、委員会への提案等を各委員ならびに整備局関係者に配布してきた。

昨年6月7日に第1回委員会が開催されて、先日の8月9日で10回の審議が行われてきた訳だが。内容は洪水対策による整備局の治水論に対する反論である。整備局プログラムからいえば予定の治水審議回数を大幅に延長するようになり、各委員からも速やかにプログラムにのった進行が望ましいという発言が相次いだ。とにかく、治水論を議論、審議をした訳である。

4月25日、第8回流域委員会において、マスコミ報道による、ダム縮小計画案の発表の時期についての質問を行ったところ、整備局の返事は6月中に縮小案を発表します、との答えであった。そして、5月16日の中止発表。25日から22日後の決断が中止になった訳である。

6月11日の新聞記事を読んで頂ければ、市民に対して中止に対する整備局の至極当たり前の「水需要減なら計画変更」というタイトルが説得力を持つ。また、「水需要の減少と環境面の双方を配慮すると、多くの制約ができ、結果的に事業として成り立たなくなりました。」との整備局の発言が理路整然と述べられると全くその通りだということになる。さらに、99年9月に出された「ダム審議委員会」での答申付帯事項での「水需要予測の調査」、「環境保全に万全を」、これを重く受け止め、肅々と検討した結果、中止との結論に至りました。といえば、今まで国土省は嘘、偽りは一つもありませんと憚りなく吹聴しているとしか聞こえない。この次元で市民参加での議論を反映するという真骨頂が崩れさり、同じ土台に乗ったかに見えた流域委員会での乖離が修復不可能なものになってしまっていると認識するほかないだろう。

これまでのダム計画は、全て国土省が発案して実施、中止を行うのであって住民、市民の参加は意見聴取に留める、この姿勢は時代背景が変わろうとも首尾一貫すると言わんばかりではないか。

また、このことは5月の川辺川ダム強制収用委員会について竹村河川局長が発言した「議論の行方と本体着工は別次元の話」、もう一つは「説明責任は『これで十分』ということではなく、未来永遠にあると認識している」と明言している。

これは、私の持論、段違いの平行棒論を実に的確、見事に恥ずかしげもなく言い放っている。そして、現在全国で行われているダム論議は正にこの二つのパロディーに集約されているといつても過言ではない。

6月5日の私の主張「住民運動の可能性広げる」と11日の近畿地方整備局河川部長の「水需要減なら計画変更」を読んで頂きこの二つのパロディー、現在行われている全国の流域委員会の縮図に終止符を打つべきさらなる運動を私達は模索しなければならない。

岩畑正行 Wind TWA

渡良瀬遊水池 第2貯水池計画中止決定

渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会
代表世話人 高松健比古

2002年8月6日、栃木県小山市で開催された「渡良瀬遊水池総合開発（監期）事業審議委員会」（以下、遊水池審議委員会）の第7回委員会は、治水と利水を目的とした第2貯水池計画の中止を求める最終答申を、国土交通省に提出しました。

1995年に、建設省の「ダム事業の評価システムの試行」で設置されて以来、全国の他のダム審が次々終了するのをよそに、96年末に事業の一時中断を中間答申後休眠状態に入り、6年近い時を経て、この度ようやく最終答申を出したのです。

その結論は以下の通り。

『渡良瀬遊水池総合開発（監期）事業について、治水の必要性は高いものの、現段階において利水予定者から事業参画の意思表示がないことから、特定多目的ダム事業としての同事業を「中止」し、治水について、別途検討することが妥当である判断する。』

これを受けて国土交通省も8月28日、第2貯水池計画を中止することを正式に決定しました。

国は中止の理由を、第2貯水池の水の需要がなかった、ということで済ませていますが、実際には水質や環境・生態系など私たちが厳しく指摘していた問題の解決ができず、計画を中止せざるを得な

くなった、というのが真実でしょう。

私たち「渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会」では、90年9月の結成以来、一貫してこの第2貯水池計画の反対運動を展開してきました。

この運動に私たちが立ち上がらなければ、第2貯水池は90年代前半で作られていたことは確実で、それが12年という長い年月かかったとはいえ、ここに完全な勝利を得ることができたのは、本当にうれしいことです。

これまでずっとお世話になった水源開発問題全国連絡会、そして共にダム問題と取り組み、厳しい状況の中で闘ってきた全国の皆さんに、心から御礼を申し上げます。

足尾鉱毒事件をきっかけとして作られた渡良瀬遊水池の歴史は、この第2貯水池計画も含め、連綿と続く大規模土木事業の歴史でもありました。

土地買収もなければ家屋の移転も強制収容も不要ない100%国有地で、建設省が自らやろうと思った事業は好き勝手にできる。そういう所での巨大官庁との闘いは、容易ではありませんでした。

特に住民協議会が誕生した90年当時は、渡良瀬第一貯水池（谷中湖）が完成し、「首都圏の水がめ」として運用が開始された時期で、第三セクターのゴルフ場造成と絡んで第2貯水池も、今にも工

事が着工されそうな雲行きでした。しかし私たち一貫して主張すべきことを主張し、地味ではあっても着実に運動を展開してきました。

ここに至るまで語り尽くせない出来事がありましたが、第2貯水池をめぐる運動のポイントを以下簡単にまとめてみます。

1. 建設省利根川上流工事事務所との交渉

私たちは運動を進める中で、担当工事事務所に交渉の場を要求し、その中で厳しく問題点を指摘し続けました。当初建設省側は私たちの存在も主張もはねつけていましたが、私たちの主張が事実に基づいていて客観的に正しいこともあって、次第に姿勢を変え、話し合いが定期的に行われるようになりました。

2. 自前のデータの蓄積と活用

建設省との交渉と平行して、専門家の協力を得て渡良瀬遊水池の動植物を調査し、また第一貯水池（谷中湖）の水質を自ら採水して検査。自前のデータを豊富に蓄積することに努めました。それによって、第2貯水池の予定地は、チュウヒをはじめ越冬するワシタカ類の主要な生息地となっていること、貯水池建設は大きな生態系破壊になること、また谷中湖の水質はヨシ原浄化施設を稼働しても全く向上しないこと、等が明らかになりました。こうしたデータに基づく私たちの主張は、建設省も認めざるを得なくなり、結果として第2貯水池の着工を大きく押し戻すことになりました。

3. 輪を広げるための活動

結成当初からしばらくは大変厳しい状況にあり、私たちは活路を開くために署名運動を展開することにしました。水源連と加盟団体にもひとかたならぬお世話になりました。また、さまざまな形でのシンポジウム開催やキャンペーン活動の展開、自然観察会の実施や広報活動も多面的に行いました。

4. ダム審への取り組み

ダム審設置は、水源連の統一見解通りダム反対運動つぶししか思えないものでした。特に渡良瀬では、前述のように建設省側と住民協議会とが定期的に話し合う一定の路線が確立されていたのに、それを全く無視し、私たちを排除する形で強引に作られたのです。私たちは強く抗議し、開始後は会議の傍聴を求め毎回会場に詰めかけました。抗議と要求をしながら、一方で私たちは、第2貯水池の是非を論ずる連続シンポジウムを住民協議会と建設省側との共催で開こう、と提案。結局これは実現しませんでしたが、ダム審が続いている中で、住民協議会主催のシンポジウムに利根上の所長をパネラーとして参加させることに成功しました。

5. 公聴会への積極的参加

ダム審主催の公聴会に住民協議会は積極的に意見を出そうと呼びかけ、結果として15人の公述人のうち7人を貯水池反対派で占めました。ダム審委員の前で、私たちは自然、水問題、生態系、歴史、地場産業、地元住民、下流住民などさまざまな立場から堂々と意見を述べ、全く同じことしか言わない推進派と際

だった対比を見せました。満員の聴衆にはどちらが正しいか明らかで、審議委員からも反対意見はもっともだ、という感想が聞かれたとのこと。この公聴会は一時中断への大きな流れを作りました。

6. 対案の提示

96年8月にダム審で事業の一時中断という線が突然示され、建設省もそれを認めた97年以降、住民協議会として、ただ第2貯水池反対を叫ぶだけなく、積極的に対案を出そう、という方針で一致し、その結果、遊水池を「歴史と自然の丸ごと博物館」とする『エコミュージアム・プラン』づくりが始まりました。これは、渡良瀬遊水池の歴史の重さと、本州以南最大のヨシ原の自然環境と動植物の豊かさを、多くの人が実感し、学び、楽しむためのプランであり、また自然破壊のない着実な地域振興にもつながるもので。

私たちは99年に原案をまとめ、その後現在まで自ら修正を加えつつ、機会あるごとに発表しています。そして現段階では、もはや単なる「対案」ではなくなり、遊水池の未来像を考える具体的なプランとして公認されつつあるのです。

以上の動きを経て第2貯水池計画は一時中断に至り、以後6年が経過して今回の正式中止に達しました。国側は、治水上遊水池の掘削が必要だ、とも主張してきましたが、最近は、超長期で考えればいいことだ、と事実上棚上げを示唆しています。

利根川上流工事事務所所長参加の私たちのシンポジウムは現在も続いており

2000年以降は特に「渡良瀬遊水池の未来をどうするか」というのが一貫したテーマになっています。その中で、従来のような開発がらみ・公共事業頼みの状態を脱し、エコミュージアムのような賢明な利用策を選ぶべきだ、という結論はすでに出されています。

国土交通省は渡良瀬でも「湿地保全・再生事業」を行おうとしており、その検討委員会も発足しましたが、第2貯水池中止によって、国側と私たちの間にあつた「大きなトゲ」が抜けた今、私たちは真の湿地再生・保全につながる「エコミュージアム・プラン」の実現へ向けて、より働きかけを強めようと考えています。

12年間、第2貯水池中止と並ぶ住民協議会の一貫した運動目標の一つは『渡良瀬遊水池をラムサール条約の登録地に』でした。もう二度とかつてのようなひどい事態を起こさせないために、そして、国の責任でこの地を保全させるために、目標に掲げたこのテーマも、決して遠い夢ではない段階に現在は来ているのです。

《わたらせ遊水池通信》号外

The Council of the Inhabitants of the Tone River area for the Protection of Watarase Marsh

渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会／機関紙

シンボル バード チュウヒ

冬鳥として飛来し、戸原の広い湿地に住む。戸の上を低く飛びながらネズミなどを捕食する。渡良瀬遊水池に多い。

頒価 100円

• イラスト(財)日本野鳥の会 1990年

号外 2002.8.10 発行

[代表世話人] 高松健比古 / 栃木県
真岡市道祖25 ☎0285(82)3071
[編集] 事務局 ☎0282(23)1078

下里予秉斤 1884年(明治17年)創刊 2002年(平成14年)8月7日(水曜日)

渡良瀬遊水地総合開発事業

渡良瀬遊水地

第2回審議委員会が最終答申

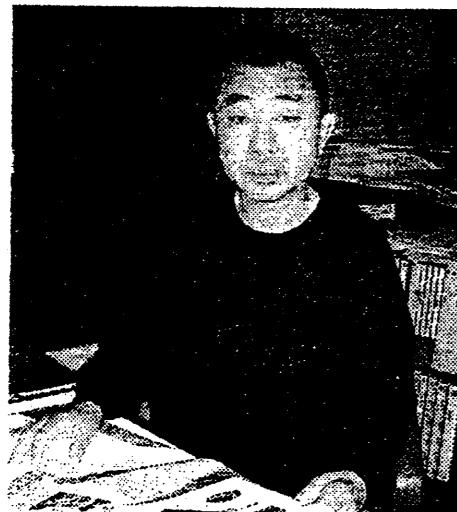
需要低く水質に難

あた。中止の結果には、国は相成したが、反対運動の影響もあるので止。費用の効果の検討も済み、しておいたと思つた。

今回せ、公共事業中止のモデル的意味があるといふ考へて、この、タム建設事業審議委員会（タム開）が紀伊舟先川ダムを「建設（放棄）」へ答申したのが、99年のこと。この直前に環状自動車道（新・ヤバ法）が99年の間に施行され、ねつ連絡（当時）

公共事業中止のモデルケース

住民運動の可能性広げる



岩畠正行さん 市民団体「Wind TWA」代表。三つのW、水・森・戦争（平和）を考え、地域で行動する集まり、か。団体名の由来。食品加工業を営む傍ら、昨年6月に発足した紀の川流域委員会の委員を務める。和歌山市生まれ。

備計画を終る。「ほの三流城駿馬」の公職候補者で、ややもすると流域敷が候補を出さず持つとの見方もある。今後20~30年はタバコが出来ない、いわば確信ひとつだ。だが近畿地方整備局は、今年6月にタバコの計画縮小案を発表する。流域駿で実現しつた。「耕種田たのん不謹慎だ」と反対した経緯もあつたのは、この時期の表現では意外だった。しかも漁獲量でなく土止。山林撤回の意味がある。

緊急発信

キーパーソンに聞く

紀伊丹生川ダム

国庫補助の多額をタダで「緑地共生システム」（橋本市・九度山町）について、国土交通省近畿地方整備局は先日、水需要の低迷を理由に計画を断念したといふ話を聞いたにした。今後、事業部は監視機器資金を経て、上止み田止が実現する。直轄タームの中止は全国13箇所。環境保全の必要性や公共事業の無駄を指摘し、回答への反対ってきた市民団体代表の柳原正介さん（63）＝和歌山市和歌浦南二＝に、中止の背景やこれから問題などを聞いた。

た。

紀伊丹生川ダムを巡る動き

- ・予備調査開始
- 建設省（当時）、実施計画調査開始
- 事業目的、内容の妥当性を審議するダム建設事業審議委員会（ダム審）設置
- ダムに反対する「紀伊丹生川ダム建設を考える会」が結成総会
- 環境影響評価法施行
- ダム審「建設妥当」を答申
- 答申を受け近畿地方建設局（当時）が推進を表明
- 和歌山市が議会で「ダムの水不要」と表明
- 大阪府が水需要を下方修正
- 近畿地方整備局がダム規模見直しを表明
- 紀の川流域委員会で河川整備計画策定の議論が始まる
- 国土交通省、大規模ダムの実施計画調査の新規着手を凍結表明
- 橋本市議会がダム対策調査特別委を廃止
- 玉川漁協が総代会でダム反対を決議
- 国土交通省、計画を断念。事業評価監視委員会に「ダム中止」を諮ることを発表

（和歌山県熊本町）の建設を中心とする」とを明らかにした。水需要の減少が主な理由。園田ダムの建設中止せし、80年に与党のこの公共事業見直しへあがった細川内ダム（徳島県木頭村）など10ダムが加え計12ダムがあるが、それ以来の中止は、近畿では初めて。批判が強

きばかりに加速しそうだ。(10面に関連記事)
同整備局の坪井伸・河川部長ら3人が和歌山市で会見し、一(建設の前提となる)河川整備計画のメニューとして提案しなさい」と発表。「事業継続が困難になつた。今後の予算も要求しない。投資に效しき徳のれる効果が

大阪府や和歌山市への利水も大きな目的だったが、大阪府は昨年3月、水需要の低迷を理由に田畠25万ヘクタールを13万ヘクタール減らし、和歌山市は8年の田畠水は不要と表明。このため同省は計画の縮小を検討していたが、今年2

國交省近畿地方整備局 水需要減少

月になつて、地元漁協も総代会で反対を表明するなど、建設状況的に厳しくなつてゐた。同整備局は来月にも事業評価監視委員会を開き、「中止が相当」と認め、また丹生市が合流する。

の川の流域整備計画を検討するため有識者でつくる「紀の川流域委員会」に報告され、ダム以外の治水対策が議論される。建設計画は79年公表。89年から実施計画調査が始ま入り、最大貯水量60億トンの試算では、総事業費一兆600億円。これまでは約35億6000万円田が各種調査に使われ、今年度も調査費として4億5000万円が計上された。【石川隆直】



富山県の脱ダムの動きと 熊野川受水事業の見直し

黒部川ウォッチング・富山ネットワーク 金谷

富山県では県レベルでは脱ダムの動きは大きく進んでいますので、以下報告します。

富山県は早月川・片貝川・百瀬川ダムに続いて、9月6日に黒川ダムと湯道丸ダムの建設「休止」を発表しました。神通川支流に建設予定だった県営黒川ダムは治水を主目的に147億円をかけて昭和60年より計画が進められていました。しかし、建設の見返りとされた道路建設も予定地途中で止まっており、県の関係者でも工事中止となるのは時間の問題だと言われていました。その最大の理由は、建設用地の三分の一が地権者の強い反対があって買収できなかつたためです。小矢部川支流に建設予定だった県営湯道丸ダムは以前より休工とされていたダムでした。これで県内のダム開発で残されているのは完成間際の久婦須川ダムを除き、県営の舟川ダム、国直轄では利賀ダムだけになりました。富山県では既にダム開発を目的とした河川開発課も河川課に吸収されており、今後は目立った新規のダム開発の動きはないものと思われます。

黒川ダムの「休止」に伴い下流域の治水対策をどうするのか。そのことに関連して9月19日に県議会で菅沢県議が、9月26日に富山市議会で赤星市議が質問したところ、県や市から次のような回答がありました。『新たな治水対策として同じ水系の熊野川ダムで未利用であった水道容量を洪水調整容量に転換することを検討している。この間進めてきた県営熊野川水道用水供給事業は中止し、この事業を前提にした暫定水利権を使った富山市単独の熊野川からの受水事業についても事業の根拠を失うことから導水管などの工事は当面着手できない』

このような解決策は、「黒部川ウォッチング」のメンバーが中心となって昨年2月に結成した市民グループ一富山市の水道事業の値上げと熊野川受水事業を問題にした「富山の水道事業を考える市民有志」が当初から提案してきたことです。その際ジャーナリストの保屋野氏、また水源連事務局の嶋津・遠藤氏からのアドバイスもいただき、「公共事業チェック議員の会」中村敦夫氏より資料請求などでご尽力をいただきました。

富山市では市単独事業を、富山県では熊野川水道用水供給事業を見直す考えがないことを、市や県の交渉の席や議会の場で強調していましたが、わずか一年で方向転換したわけです。今回の方向性は更なる無駄遣いを抑制した一番の方法だと考えますが、熊野川ダム建設から18年間たってようやく見直されるようになったダム

事業のあり方、市民の提案を受け入れず建前を強弁し問題のほとぼりの冷めた頃行政自らが作った「富山県公共事業評価委員会」で見直しの方向をだすといった行政手法、そして事業は実現されないのに富山市民のみ県へ暫定水利権として支払った負担金など、さまざまな公共事業の問題点を浮き彫りにし、今後に向けての課題も新たとなりました。

ともあれ私たちの主張を認める形で、熊野川ダムからの受水事業も中止に追い込まれたことは、更に富山県内の脱ダムの動きを加速することは間違いないでしょう。

注) 県営熊野川水道用水供給事業…無駄なダム建設の典型例として2000年12月21日読売新聞全国版に掲載。ダム建設の約半分水道用水の建設負担金は71億円を占めるが過大な水需要の予測に基づいて熊野川ダムが建設された。そのため、建設後18年経過した現在も浄水施設は作られず日量10万トンを供給する予定の6市町村に一滴も供給されていない状態が続いている。国庫補助を除いた33億円の借金は水道料金で返済されずに、返済総額で約110億円に膨れ上がっている。

連携排砂の強行と黒部川の変化、

そして柳又谷の砂防ダム問題

★今年も連携排砂が強行される

黒部川で7月13日夜から15日にかけて、昨年に続く連携排砂が行われました。今回の排砂は1年間に貯まつた出し平ダムの土砂約8万m³を排出するため、出し平ダムへの流入量が毎秒250m³に達し、排砂ゲートを開放した自然流下中でも毎秒130m³のダム流入量があると判断した結果行われました。排砂中は国から委託されたコンサルト会社の他、14日早朝から金沢大田崎教授と研究室スタッフが駆けつけ、出し平ダムより下流の水質や宇奈月ダム湖底の泥を採取して独自に調査を行いました。

入善・朝日刺し網部会代表の佐藤宗雄氏は「ダム底を見て、間違なくヘドロを流していることを実感している」と語っていますが、事実宇奈月ダムでは出し平ダムから流されたヘドロが尾ノ沼谷合流点付近では40~50cmに渡って堆積しており、ダム湖底だった地点を歩くとひざまで達しました。自然流下状態となる前にはダム底にある最も濁った水が流され、湖底から10m上の駐車場からも異臭が感じられるほどでした。

その後、「黒部川排砂評価委員会」で環境調査の結果が報告され、昨年よりも環境への影響は小さい値が出ていると報告されています。「評価委員会」が下す判断と、実際現地を訪れた現実との格差はどこにあるのでしょうか。田崎先生はそれは

現場を見、現場に依拠して調査をしているかどうかだと言われました。事実、田崎先生たち金沢大学の研究グループは、何度も黒部川や富山湾を訪れ研究を進めています。その結果は、2001年末に「粘土科学」、2002年7月に「地質学雑誌」にそれぞれ発表され、出し平ダムの堆積物が富山湾内に堆積し、ヒラメなどの底生魚に影響を与えていたとしています。調査をコンサルト会社に任せきりにし、多くが排砂の現場すら訪れたことのない評価委員会の先生たちに川や海の悲鳴を聞いていただくことは無理なのでしょうか。

★ダム排砂によって濁りが取れない黒部川

宇奈月ダム建設で黒部川がどう変わったか。ダム上流は峡谷美が失われたことであり、下流では清流が失われたことではないでしょうか。排砂以降、7月20日～9月8日にかけて私は4回ほどトロッコ電車に乗って黒部川を見ていますが、いつ訪れてもダム下流の濁りは取れていません。これは2年前の宇奈月ダム湛水以降、顕著となった現象です。

理由として考えられることは次の点です。①宇奈月ダムは出し平ダムの約8倍、1270万m³もの有効貯水量があるため、排砂や洪水などでいったんダム湖の水が濁ると水が入れ替わるまで長時間要する。②排砂以降濁りがひどくなっているのは、排砂によって沈殿していた浮遊物質が攪拌され底に沈まず、秋から冬になってようやく落ち着いてくると考えられる。③宇奈月ダムの中間部にある新柳河原発電所発電所より下流で濁りがひどくなっているが、発電のため93mの高さからダム湖内に水を落とすため、一帯が絶えず攪拌された状態となっている。

阿曾原温泉下流では天候に関係なくダム放水によって一日に20cmは水位が変わることもあり、満砂状態となっている小屋平ダムでは放水によって鐘釣温泉一帯がどす黒く濁ることもありました。黒部川を見、黒部川を遡行すればこの川は素晴らしい景観と共にダム(関電)によって人為的にコントロールされている川であるということをつくづく実感します。かつてはイワナが泳いでいるのが見えたと言われる宇奈月温泉周辺では、ウグイしか棲めないような水に汚れています。右岸を流れる弥太藏谷の清冽な流れを見れば、何が原因で黒部川の清流を殺しているのかは明らかです。

★他の川でも排砂が日常的に行われています

富山県を代表する河川の一つ神通川では濁りが続き、アユ釣りに不調が続き漁協に苦情が寄せられました。原因是神通川上流にある支流の下小鳥ダムが台風の影響でたまたま濁水の放水を続けていたためです。濁りの粒子が細かく沈殿しないため、川の濁りが長期化しているとのこと。(7月30日付「北日本新聞」記事より)川の濁りは7月中旬から8月にかけて一ヶ月に及びました。

9月1日に神通川にアユ釣りに来ていた「公共事業チェックを求めるNGOの会」代表の天野礼子さんの話では、全国の河川で排砂ゲートを使わなくても、通常の放水でこうした形で細かな土砂を流す排砂が行われているとのことです。岐阜県の根尾川筋漁協の方からも連絡があり、3年前と今回の台風6号で中部電力の大須ダムがこうした形の排砂を行い困っているそうです。青森県赤石川でも同様の排砂が行われ、アユに多大な被害があったそうです。

排砂をしなければダムが延命できない状況の中で、黒部川の排砂問題の行方は全国の川や海を守るために重要な問題となっています。

★支流柳又谷の砂防ダム計画

ダムのあるところはその上流にいくつも砂防ダムが作られていますが、黒部川では現在19基の砂防ダムが建設または工事中です。黒部最後の秘境と言える黒薙川支流の柳又谷に砂防ダム計画が浮上していることから、「黒部川ウォッチング」では現地の視察・調査を行いました。

実施したのは、8月10日～13日までの4日間。当会のメンバーの他に「宇都宮渓遊会」・「砂防ダムはいらない?渓流保護ネットワーク」の方々と合同で取り組みました。当日は「宇都宮渓遊会」の渡部・瀬戸氏らの先導で飛竜峡などの難所も無事通過、砂防ダム予定地の柳河原(別称、楊河原)に子供を含め14人のパーティが二泊しました。その後、有志で上流に向かい支流水谷を経由して稜線を越え朝日小屋に一泊し、北又小屋に抜けました。

この一帯は登山道もない厳しい谷の急流域にあることから専門家による生態調査も行われていませんが、今回集まったメンバーで水生昆虫や特定の昆虫類の採取や植物の写真撮影や流域一帯のビデオ撮影なども行ないました。その中で、参加したもの誰もが柳又谷の豪快さとそのすばらしい流域の様子にこの場所は人為的に手をつけるべきではないと思いを新たにしました。

柳又谷のテント場で今後の活動について話し合い、地元の「黒部川ウォッチング」が事務局となり北又谷含め黒薙川の流域一帯の保全を求めるため「黒部・黒薙川を未来に残す連絡協議会」を発足させ、情報収集と共にこの一帯に砂防ダムなど作らせず現状のまま保全するため申し入れを行うことにしました。

11月の始めには、国土交通省に対して『申し入れ書』を提出したいと思います。水源連の関係者には全国集会などで呼びかけさせていただきます。『申し入れ書』への賛同・協力をよろしくお願いします。

◇ 資料請求や賛同の連絡などは…黒部川ウォッチング・富山ネットワーク

金谷まで

Tel&Fax 076-463-5607

E-mail kanaya2001@nifty.com



菅沢 裕明氏

九月定例県議会は十九日、本会議を再開し、山辺義輔（自民）菅沢裕明（社民）横山栄（無所属）坂野裕一（民主）川原敏彦（自民）の五氏が一般質問した。県内における今後のダム建設に関する質問では、「河川改修方式と比較するなど、十分検討していく必要がある」とした上で「ダムは治水、利水など総合的な効果があり、必要を感じて進めたい」と述べた。

建設の当面休止を決めた黒川、湯道丸ダムについて菅沢氏が取り上げた。沖知事は「降雨状況解析や河川改修代替案による事業費などを検討して、当面中止した」と説いた。

明。黒川ダムの代替措置として検討している熊野川ダム再開発方式について、河川ダム再開発方針について検討している。事業の取り扱いを決める必要な経費」と述べ、理解を求めた。

県議会一般質問

ダム建設「必要に応じて」

2002.9/20

北陸中日

知事「熊野川」「国」と協議の考え方

九月定例県議会は十九日、本会議を再開し、山辺義輔（自民）菅沢裕明（社民）横山栄（無所属）坂野裕一（民主）川原敏彦（自民）の五氏が一般質問した。県内における今後のダム建設に関する質問では、「河川改修方式と比較するなど、十分検討していく必要がある」とした上で「ダムは治水、利水など総合的な効果があり、必要を感じて進めたい」と述べた。

国内初の実施となった昨年に続き二回目。ちょうど十六日には、すべての作業を終えた。十三日の大雨でダムへの流入水量が増えたため、国交省と関電で作る実施機関が開けてダムへ「連携排砂」が、十三日夜、かり行われた。連携排砂は、

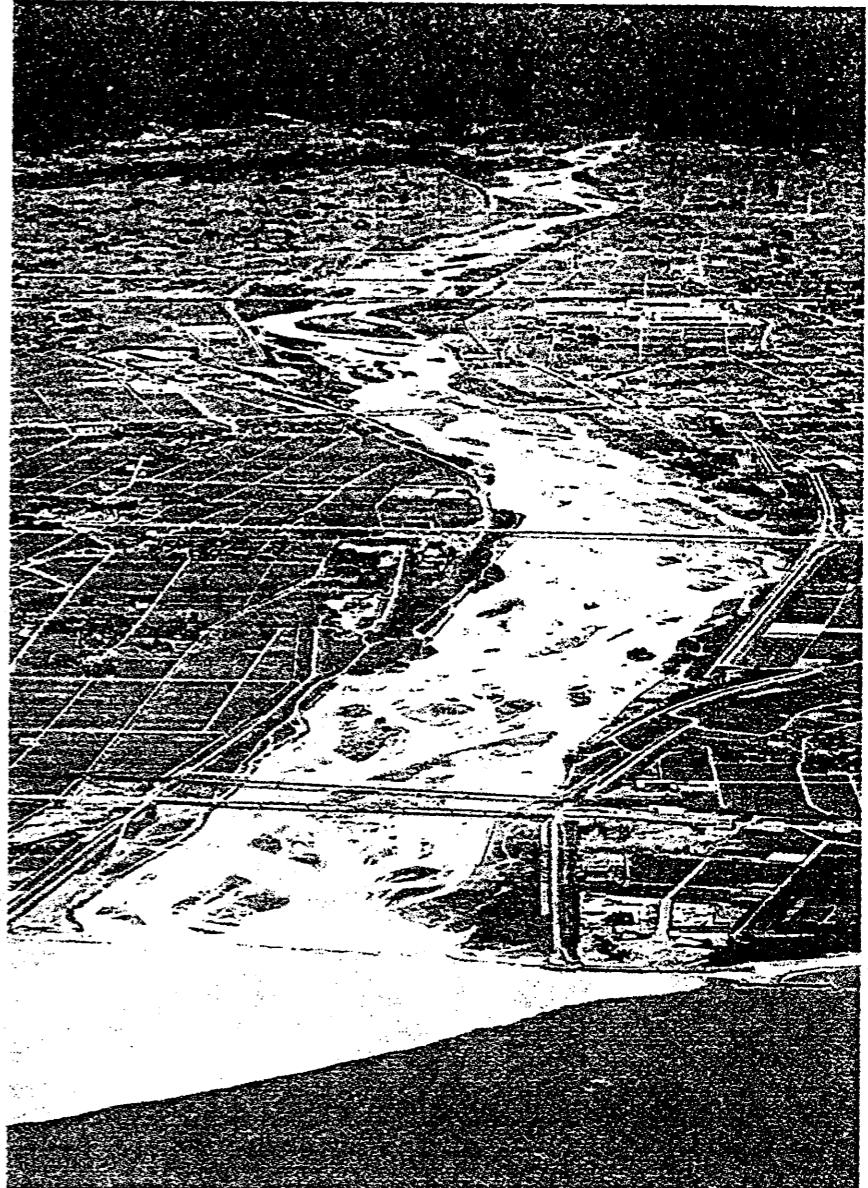
十三日の大雨でダムへの流入水量が増えたため、国交省と関電で作る実施機関が開けてダムへ「連携排砂」が、十三日夜、かり行われた。連携排砂は、

同日午後には水位を回復。下流に排出した土砂をさりに押し流すための追加放流作業に入った。環境への影響を探るために、実施機関は連携排砂中、両ダム直下と下流の

黒部川で連携排砂

2002.7/6
茂木

2昨年に続き田 大量の土砂、日本海へ



前日までの大雨と排砂の影響で、一面濁流に覆われる黒部川（14日午後1時30分、黒部川河口上空で、国交省のチャーターヘリから）

一地点で、水に溶けた懸素量や濃度などを計測。これまでのところ、昨年より環境への影響が小さい値が出ている。実施機関は「後日開催する黒部川ダム排砂評議會で評価をこだわりたい」としている。

一方、排砂の差し止めなどを求めて国などを相手に公害紛争調停をしていふ入善漁協の佐藤宗雄理事は漁業者ひき、河川の汚れを監視。佐藤理事は「排砂実施には慣りを感じていて」と話し、漁協として排砂に反対している泊漁協の脇山正美組合長は「反対している漁協があるので、話し合いもなく排砂が実施された」と怒りをあらわにした。黒部川内水面漁協の袖木春雄組合長は「過去の洪水と比べると、今回の排砂では驚くような被害はないのではないか」と話した。

排砂の影響を研究している金沢大理学部の田崎和江教授や同研究室の学生らも、両ダム直下や河口近くで水質調査を実施。宇奈月ダム湖底の泥も採取し、研究室に持ち帰って分析する。

長野の「乱」から

長野の「革命」へ

伊藤 貞彦

田中知事再選！

劇的な知事選の結果が示された。田中知事再選の第一の意味は何であろうか。多くの既成政党、議會議員、市町村長、各経済団体等（以下旧県政派勢力とする）旧県政を支えてきた者たちの県政像に長野県民の民意が再度明確に「ノー」を宣言したということである。

では、ここで否定された旧県政とは何であったろうか。一言で言えば、国の公共事業に寄食した公共事業中心の県政運営である。それは、補助がつく限りの無駄な公共事業を継続することで、冬季五輪のツケを含め、県の借金を膨らませ続けるというものであった。

しかし、旧県政派勢力は、こうした体制を維持することで得られる利権（集票力も含む）を守るために、県政を私物化し、知事選も支配し続けてきたのである。

だが、それらは恐らく長野県のみの抱える問題ではなく、国政も又多くの県政も共通して抱える問題であろう。

であれば、今回の結果は、全国各地の行政改革を求める多くの運動に対して、力強いメッセージになり得ると信ずる。

田中県政の意義

ところで、田中知事の登場と再選の意義について、更に掘り下げて考えてみたい。

田中知事の出現は、県政の翼賛体制とマンネリ化への批判だという指摘もあるが、それだけでは問題の捉え方が浅いといわざるを得ない。重要なのは、旧県政派勢力が、実は県民の多数の民意を代表していないかったということが、見事に実証されたということである。

とはいって、この勢力の中軸をなす議會議員や市町村長は、無投票で選出された者は論外としても、少なくとも公明選挙で選ばれた者たちははずである。それらが、なぜ民意を代表し得ていないのであろうか。理由は3つある。

一つは、選挙民は議員が当選後に行う公約以外の政治行為にまで同意を与えていないのに、議員のほうは当選すると「勝てば官軍」で勝手なことをやりすぎ、時と共に民意から離反していくということである。次は、この国の選挙制度では供託金を含め選挙費用を考えると、企業主、高収入自由業者、高級官僚、タレント、政党推薦人等、一部の人たちにしか被選挙権は実

質的に与えられておらず、多くの選挙民は自ら立候補し得ぬゆえ、立候補者中より「より増しな」候補を見出で、自らの意をおさえ、それらに投票するほかないという構図による。

3つ目は、当選した候補者の得票数が、その選挙区の選挙民の過半数に及んでいるという場合は殆どなく、多くはただ立候補者中最多数の票を集めただけにすぎないということである。にもかかわらず、当選者達は自分が民意の大多数を代表しているかに思い誤るのであって、そうした誤りは今回の下諏訪町長選でも見事に実証された。大多数の町民は前町長の誤解に反して、「ダム推進」の政策など支持していなかったのである。町長や町議会議員の多数派が、町民の民意を代表していると考えるのは、問題によっては単なる幻想にすぎないといえる。

こうして生じた、議會議員や首長らの意見と民意の食い違いを田中知事は「ねじれ」といった。

「ねじれ」の是正に向けて

田中知事は、自らの市民運動の体験より、よくこの「ねじれの構造」を理解していた。それゆえに、知事は議会とは別の、県民のまだ代弁されていない本音を県政につなぐべく、その方途をさぐってきたのであった。それがいわゆる「どこでも知事室」であり「車座集会」であり「ガラス張りの知事室」であった。これらに対して、旧県政派勢力は危機感を強め、自らの特権を守るべく対決姿勢を強めてきていた。

こうした過程からすれば、知事不信任はそのせめぎあいの結果の爆発であって、県政改革のための不可避の閑門であったといえる。

今回の選挙は、その結果をもって、県政の「ねじれ」を正す運動がもはや後退を許さない強固な存在となつたことを明確にした。旧県政派勢力の長老の一人は「市町村長の意見こそ民意だ」といい、対立候補の一人は「車座集会のようなものは、民主主義の補完物としての意味しかない」といった。この認識の低さ、旧さこそ、無党派としてこの国の真の改革をおし進めつつある改革勢力によって、真っ先に捨てられていくべきものにはかならない。闘いの第二ラウンドとして、わたしたちには旧県政派勢力の解体を持続的に進めていくことが求められている。

徳山ダム裁判（行政訴訟）の事実上の結審と「地元」自治体

＜事業認定取消訴訟（収用裁決取消訴訟を併合）事実上の結審＞

事業認定取消訴訟提訴から3年半、10月9日の口頭弁論で最終準備書面の提出し、原告・弁護団から意見陳述をして事実上結審しました。173頁にのぼる分厚い最終準備書面は、ダムを巡る訴訟では最高水準を誇る徳山ダム弁護団のまさに血と汗の結晶です（徳山ダムHP = <http://www.geocities.co.jp/WallStreet/1214/>でご覧下さい）。この裁判を支えて下さった全国の皆さんに御礼申し上げます。

この裁判を「原告適格なし・却下」という門前払いを心配せずに進めることができたのは、旧徳山村民のE氏が私たちに土地の権利を譲って下さったからです。E氏のご厚意に深く感謝いたします。

＜徳山ダム建設に法的裏付けなし＞

徳山ダムの問題点は多岐にわたりますが、私たちはあえて争点を水需要問題に絞って裁判に取り組みました。裁判中にも工事が止まらない現在の仕組みの下で、少しでも早く裁判を進めたいと考えたからです。

徳山ダム事業は土地収用法3条34号の2（水資源開発公団が設置する水公団法18条1項1号の施設）に該当するとして事業認定を受けています。水公団はフルプラン（水資源開発基本計画）に基づいて水資源開発施設を作る特殊法人ですから、新規利水の目的を失えば事業は成立しません。

【フルプランと徳山ダム】 徳山ダムが最初にフルプラン（旧フルプラン）に登場した1973年までは高度成長期で、確かに水需要は右肩上がりに増えていました。ところがその73年に石油危機があり、都市用水の需要増は止まりました。旧フルプランの目標年次=85年には予測と実績とが甚だしく乖離していることは一見して明らかでした。しかし改訂を7年も引き延ばしたあげく93年に出された現フルプラン（目標年次2000年）は現実を無視し、高率の右肩上がり需要増が続くとして「長良川河口堰も徳山ダムも作る」という結論を出しました（それでも徳山ダムを2000年までの計画に入れることはできませんでした）。バブル崩壊を経て、フルプランと実績との乖離は更に拡大しました。国の立場に立ったとしても、ウォータープラン21（99年）や総務省勧告（01年）に沿うようなフルプラン改訂が必要な筈ですが、いまだに新しいフルプランは出ていません。徳山ダムはフルプランに正式に位置づけられることなく建設が進められています。

【水公団予測の非科学性】 国交省は事業認定庁であると同時に水公団の監督官庁です。さらに事業認定申請にあたっては、国交省が「こういう申請を出しなさい」と水公団に指示していたことも明らかにされました（山崎房長証言）。「初めに強制収用ありき」の出来レースです。

そして水公団に出させた新規利水に関する250頁余りの参考資料（公団予測）は、数字、式、グラフなどを多用して一見綿密に作られたかに見えます。しかし中身を見る

と「過去10年を採るか、20年を採るか」「直近の数字を採るか、省くか」「どの平均値（全国、東海地区、各地域）を使うか」「変化する値か、一定の値か」などについて、ご都合主義で（予測が過大になるように）選択するという類のものです。原告弁護団は、意図的な「誤り」を指摘し、公団予測は非科学的・恣意的な過大予測であること、木曽川水系に新たな水源開発の必要性は全く存在しないこと、さらに事業認定時にそのことが明白であったことを、この裁判を通じて徹底的に明らかにしました。

＜裁判所は公正な判断を＞

裁判所が、証人尋問などを通して明らかになった事実をまっすぐに見、素直に最終準備書面を読んで、公平に判断すれば、結論は自ずと決まるはずです。しかしこれまで日本の司法は行政に対してあまりにも腰が引いていました。子々孫々に誤りのツケ（財政的・環境的）を残さないために、裁判所の公正で勇気ある判断に期待したいと思います。

＜地元自治体＞

【「治水ダムがほしい】 岐阜県梶原知事は9月議会で「徳山ダムの目的の第一は治水である」と言っています。国土交通省・水公団も「多目的なダム」と言いつつ治水を前面に出し、「徳山ダムがないから危険、徳山ダムさえあれば安心」という誤解が流布するようになります。揖斐川流域25市町村は「揖斐川流域住民の生命と財産を守るために」にし向けています。各議会も「治水のため」に促進決議をあげています。

あくまでも治水が目的だと言うのなら、国交省は起業者を変えて治水ダムとしての新たな事業計画を出し直すべきです。そのときには徳山ダムを中心に据えた揖斐川の治水計画は不合理かつ危険であることが一層明白になります。国交省の揖斐川治水計画の説明は煎じ詰めれば「徳山ダム建設は大前提だから、徳山ダムを中心とした計画は合理的だ」というに過ぎないので、流域自治体・住民が「揖斐川の治水は徳山ダムがすべて」と思いこむようにし向けています。国交省自身「総論」としては脱ダムの方向にシフトしつつあります。早くダム建設の呪縛から解き放たれて、本当に住民本位の治水計画を作り上げていきたいものです。

【「水は要らない」「負担は知らない】

工業用水に新規需要が生じないのは余りにも明白です。では水道水はどうか。国交省は地元が徳山ダムが要ると言う、と言います。岐阜県の水資源課に訊くと地元に需要があると言います。

私たちは徳山ダムからの給水が予定されている14市町を一つ一つ訪ねました。共通しているのは「当分（予測できる範囲の将来まで）現在ある水源で間に合う」「県に新しい水源が欲しいと言ったことはない」という返事でした。そこで私たちは県水資源課に質問書を出し、地元の需要の根拠を訊きに行きました（9月25日）。答えは「H6年の岐阜県水資源長期需給計画（=1990年を基準年とし、1998年に見直すことを前提に2010年までを予測したもの。水需要は20年間に60%増加するとしている）だ」。どうしてそ

ういう数字が出てくるのか、と根拠を訊くと全く返事がありません。1998年に見直すとされながらいまだに新しい計画が出ない理由についても答えはありません。水資源課の担当者たちは、とうとう2時間も宙をみつめたまま黙りこくっていました。ナマの統計を見れば岐阜県で新たに大量の新規水需要などあるはずがないことは明らかです。しかし知事の「徳山ダム断固推進」の姿勢のために、岐阜県水資源課は最近の統計に基づいた新しい計画を出せない一出さないのです。

そして新たな水源は必要ないと分かっている市町は県に対して「要らない」と言いません。「県から何もきいていないから何も言いようがない」「水を押しつけてきたらそのときに断る（A町）」「関係市町で話し合わなくてはならないが、うちみたいな小さな町からは言い出せない（N町）」「水源が余分にあることは良いことだ」。水源費及び導水施設についての負担をどう考えるかと尋ねると「何もきいていないから知らない」「国や県が悪いようにはしないだろう（S町）」。こちらが数字をあげて追究すると黙ってしまいます。交付税措置などで何とかしてくれるなどという幻想はもう持てないので、県や国に逆らったら大変だという意識からは抜けられない。もう一步も前に進めない自治体の姿ばかりが目につきます。

〈早く徳山ダム建設中止を!〉

水公団は10月8日、徳山ダム集水域でイヌワシ1羽、クマタカ5羽の幼鳥を確認したと発表した。徳山ダム建設予定地が、全国的に繁殖率が下がっているイヌワシ・クマタカにとってかけがえのない生息地であることが一層はっきりしました。もしダム湖ができてしまったら水辺とその周辺の環境は壊滅してしまいます。今生息している個体の維持も危ぶまれます。

一滴の水の売れない水資源ダム・徳山ダムは、建設費全額（数千億円）を国と自治体からの税金投入で賄うことになります。税金を投入して何の合理性も公共性もない事業を進めてはいけません。

財政破綻と生態系破壊を回避するために、一刻も早い徳山ダム建設中止を求めていきます。

徳山ダム建設中止を求める会・事務局／近藤ゆり子

徳山ダム行政訴訟
原告側「利水のメリットない」
国側「多目的、広い観点で」
岐阜地裁で
主張出そろい年内結審
口頭弁論

が勝つても高裁に行く事件だ」(原告団)と、一審判決で決着が付く見込みは低い。原告団の一人は「ダムが完成すれば、判決にかかるらず運用は止められないが、まだ時間はある。高裁まで争つても、勝てば実効性のある判決になるかも知れない」と期待を寄せる。

調査のクマタカ 5つがいに幼鳥

孟きん類モニタリング

水資源開発公団は、岐阜県藤橋村の徳山ダム建設現場一帯で続いている猛きん類のモニターリング結果を公表した。昨年十一月から今年九月に調査したクマタカの調査対象九つがいのうちで、つがいで幼鳥の巣立ちが確認された。

クマタカは過去三年間、調査対象の九つがい年で巣立ち幼鳥の確認は毎年一羽だったが、今シーズンは大幅に増えた。一方、同様に調査しているイヌワシは、対象の二つがいのうち一つがい年で幼鳥が確かめられた。前年はゼロだった。

新月ダム中止後の気仙沼市の治水利水対策

元新月ダム建設反対期成同盟 事務局長熊谷博之

平成14年(2002年)8月27日(火曜日)

2000年6月大川治水利水検討委員会は、浅野宮城県知事に2年間の検討結果を具申した。[治水は50年確率で基本高水流量870m³/秒とし、経済性を考えダムではなく河道改修による対応が適当であり、その基本計画を2年以内に策定することを求めた。水道の利水計画についても、経済的に多目的ダムは不適であり県、市が継続して安定取水量の確保について検討すべきである。貯水施設の可能性を検討した上でより適当な対策を選択すべきであるが、これまでの新月ダム予定地の地域情勢を考慮すれば、関係住民の十分な合意を得たものにすべきである]という内容である。

検討委員会に治水計画を明示する期限の今年6月、宮城県土木部は[大川の治水計画の検討状況について、基本高水流量の見直しや、それに伴う新月ダムを前提にしない河道計画の変更は、引き続き時間を要する状況にあり2年以内の計画策定と明示はその期間内にはできなくなった。早期に実現するよう努力している]という経過報告があった。基本高水流量の設定について国との調整が済んでいないためだが、年度内には策定する予定だという。「三陸水系流域委員会気仙沼(大川水系)地域委員会」が01年3月発足し、広く市民の意見を聞きながら03年3月を目処に大川の河川整備計画案について協議を続けているので近々発表されるであろう。

利水対策の進行状況

新月ダムの中止により暫定水利権11000m³/日が04年に消滅するため、気仙沼市は平成30年の36000m³/日の水需要予測を基に代替え水源を新たに求める計画を進めている。県の策定する大川の河川整備計画に合わせて、25000m³/日の安定取水のために館山堰の機能向上を図る対策工を要望する一方、慣行水利権の余裕水を季節的に転用する期別取水と、地下水利用によって確保していく対策の検討を進めている。

新月ダム建設反対期成同盟は昨年、大川を日本一の清流にすることをめざして発展的に解散したが、ダム建設に協力してきた新月ダム関係地権者会は、中止によって損害を受けたとして県、市に6億7000万円の補償要求をしていた。しかし昨年8月関係法令を踏まえ調査したが損害補償はできないと拒否された。その後も、ダム付け替え道路で建設された国道284号沿いの会員所有地の買い上げを求めてきたが、その見通しが立たないままさる7月無念の思いだという言葉を残し解散した。これによって新月ダムに関する政治的な問題は全て消滅したといえるだろう。

しかし、30年にも及ぶ年月を費やしてきた地権者はじめ関係住民が受けた心労は癒されることができないまま忘れ去られて行く。それがいまの日本の土木行政であり、政治の原点は福祉であるべきことからすれば真に恥すべき事態である。

0988-0842 気仙沼市字久保207 TEL&FAX0226-55-2707



台風6号による被害にあった大川流域を視察する
岩見河川課長(左)=気仙沼市南郷地区

大川治水 年度内に計画策定 6号風 県担当課長が現地視察

七月十日の台風6号による大雨で、気仙沼市内の二級河川・大川流域に家屋浸水被害などが出た問題で、管轄する県の岩見洋一河川課長らが二十六日、現地視察した。視察後、気仙沼市役所で鈴木昇市長と懇談した。

岩見課長は、懇談の大川治水計画について「時間はかかるが、年度内に策定したい」との姿勢を示した。岩見課長、県気仙沼土木事務所の堀安義所長らは、大川と神山川が合流する南郷地区をはじめ、冠水被害を拡大させた抜川、さらに土砂が堆積した松川地区の五ヶ所を見た。

市から熊谷洋一議長、西城建設部長が台風6号に

よし大川沿いの南郷地区で

五千八棟の床上、床下浸水があつた被害状況や、市内

にあった被害状況や、市内

</div

八ツ場ダムを考える会 活動報告

活動日誌

2001年

11月17日 第3回総会

20日 ハツ場ダムへの負担金支出の中止を求める要望書を群馬県、東京都、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県に「高崎の水を考える会」など県内外の15団体と84人の賛同を以て提出（群馬県、東京都、千葉県のみが回答）

29～30日 福岡県星野村真名子ダム建設反対運動への協力、見学交流会（収入役、議会代表、職員労働組合、事務局…村役場企画振興課）

12月18日 定例幹事会

2002年

1月21日 定例幹事会（場所が変更）

2月 5日 群馬県に対し、ハツ場ダム建設予定地における自然環境保護について公開質問（イヌワシ等の猛禽類の保護対策、強酸性の水質の問題など）

11日 「群馬の脱ダムを考える」集会に参加協力

27日 群馬県より回答
定例幹事会

3月 8～9日 千葉県自然保護連合会、ハツ場ダム予定地見学交流会

24日 「ハツ場ダム問題を考えるin千葉」に参加協力

「首都圏のダム問題を考える市民と議員の会」が設立される

4月 2日 定例幹事会

23日 ハツ場ダム工事事務所に対しハツ場ダム建設予定地における自然環境保護について申し入れ

5月11～12 千葉県自然保護連合・追原を歩く会、予定地見学交流会

31日 定例幹事会

6月 1～2 千曲・信濃川エコツアーメンバー 主催 ATT流域研究所
テーマ「いかに公共事業を脱却するか」当会と交流会

21日 千葉県知事に対し、千葉県自然保護連合、追原を歩く会、群馬県自然保護団体連絡協議会とともに「ハツ場ダムへの負担金の支出中止」を求める要望書」を提出

22～23日 太田市で行われた「環境展」に参加し、写真展示、資料配布を行った。

27～28日 関東弁護士会、予定地視察交流会

7月30日 定例幹事会

9月21日 「首都圏水循環ネットワーク・市民会議」に参加
定例幹事会

10月 7日 //

毎月の「首都圏のダム問題を考える市民と議員の会」会議に参加

2002年度 活動方針（案）

- ① 現在県内で計画されている倉渕ダム、増田川ダム、戸倉ダムなどに対する運動と情報交換をしながらつながりあい、「群馬脱ダムネットワーク」設立に向けてしなやかに活動していく
- ② 「首都圏のダム問題を考える市民と議員の会」の運動と連携を強め、ハツ場ダム本体工事の中止を求めていく
- ③ 地元住民との情報交換に努め、地権者の権利が損なわれないよう協力していく
- ④ 自然環境の保全に努め、特に名勝「吾妻渓谷」の保全を図り、次の世代に引き継ぐことを求めていく
- ⑤ ニュース「やんばダム」やパンフレットなどの広報活動を通じてより多くの市民に理解と参加を求めていく（定例幹事会にも一般会員の参加を歓迎します）

長良川河口堰の廃棄に向けて

長良川河口堰建設をやめさせる市民会議
村瀬 惣一

(プロローグ)

長良川河口堰は、'73年3月事業計画告示、同年愛知県同意、'78年9月（漁業者との間で補償協定が成立して）岐阜県同意、三重県も同様の工業用水の1/2、4m³/秒（但し岩屋ダムで2m³、河口堰で2m³）を愛知県が肩代わりする協定が、'87年11月に成立して同意。

堰本体は、「88年7月起工、「94年3月、1500億円（別に建設省が行った浚渫で300億円）で完成。「95年5月野坂建設相が「本格運用」を決定、7月6日ゲート閉鎖、但し実際に給水を開始したのは「98年4月。債務の償還も「98年4月から。工業用水の方は販売のメドが立っていない。

受水県の水利権（m³/秒）と債務（国の負担を除き、金利を加えた額。23年ローン）は、下記のとおり。

	愛知県	三重県	名古屋市	計
水道用水	2.86m ³ 222億円	2.84m ³ 220億円	2.00m ³ 155億円	7.70m ³ 597億円
工業用水	8.39m ³ 500億円	6.41m ³ 355億円		14.80m ³ 855億円
計	11.25m ³ 722億円	9.25m ³ 575億円	2.00m ³ 155億円	22.50m ³ 1452億円

受水県は、さらに水道用水の導水施設に下記の追加投資を行った（一部未着手）。

即ち、愛知県は知多の東海、知多、常滑、大府、半田の5市ほか、5町、人口50万人余。在来水源の木曽川用水の途中、篠川と河口堰の間を連結、事業費328億円。旧取水口は木曽川の犬山と馬飼であり実績は各10万m³/日だが、馬飼だけでも70万m³の余剰があるのである。

三重県は中勢の津市、久居市ほか8町、人口30万弱。追加投資は754億円。在来水源は雲出川の8.1万m³と自己水源の6万m³。将来の増加見込みは8万m³と言うが、これには自己水源を見ていながらせいぜい2万m³。ならば工業用水に余剰4万m³の1/2を転用すればすむ。同県はまた北勢の桑名、四日市、鈴鹿、亀山の4市ほか6町への給水を計画。追加投資は374億円とされる。この方は2006年だがこれを4年～7年延期する。（北勢は北伊勢工業用水だけでも約40万m³の余剰があるはず。）

名古屋市は導水せず、債務だけ償還する。これが一番トク。

工業用水については後述する。

サーモン・IN長良川DAY

I、シンポジウム「森と海をつなぐもの」（7月6日13:00～17:00）

会場 三重県桑名郡長島町中央公民館

1. 基調講演「公共事業が変わる」天野礼子
2. ドイツにおける再生事業と水に関する法律
　　ウォルター・バインダー（バーリヤ州水資源管理局）
3. サーモンの教え
　　トム・ライムヘン（カナダ、ビクトリア大学教授）

4. 森と海をつなぐもの
　　室田 武（同志社大学教授）
- II、野外イベント「河口堰を早く開けナイト」（7月6日19:00～23:00）

1. 野外シンポジウム「公共事業の止め方」
 - (1) 各地からの報告
 - (2) 公共事業の止め方
　　五十嵐 敬喜（法政大学教授）
 - (3) 現地からの提言
　　丹生川、長良川、諫早、川辺川、三番瀬、日本湿地ネットワーク
2. VD「森と海の絆」
　　C. W. ニコル

3. 森と川をつなぐコンサート
　　辰野 勇、かわさきゆたか、秋元しん
4. オーロラ、スライドショウ
　　「カナダの自然と天の衣」

III、シンポジウム「公共事業の止め方」

- 河川敷（7月7日9:00～11:00）
1. 河口堰運用の現場を評価する。
　　宮本雄一（岐阜大学教授）
 2. 河口堰の水は使われたか。
　　大森 恵（長島町議）
 3. W. W. F. リビング・ウォーター・キャンペーン報告
　　粕谷 志郎（岐阜大学教授）
 4. パネル・ディスカッション「長良川を救うために」
 5. 海外ゲストのコメント
　　ウォルター・バインダー、トム・ライムヘン

IV、NGOランチ・ミーティング（河川敷テント、11:30～13:00）

「自然再生法」与党案とNGOからの提案

出席者 各団体代表

ゲスト 五十嵐教授、吉田正人、
　　トム・ライムヘン、ウォルター・バインダー

最高裁待ちの住民訴訟

水道用水（7.70m³/秒=66.5万m³/日）の方は両県へ押しつけることで、'98年4月から債務償還を開始したが、工業用水（14.80m³/秒=127.9万m³/日）の販売みこみは全く立っていない。この両方の債務償還にあてるため、愛知県は年33億5000万円の、企業会計に対する貸付金を、三重県は20億8000万円の出資金を、各自の'98年度一般会計に予算化した。事実上繰り入れである。これは地方財政法6条に違反する、として両県では繰り入れ阻止と知事に対する賠償を請求する住民訴

訟が行われている。

愛知県では'98年9月14日名古屋地裁へ提訴、'01年3月2日却下、3月15日名古屋高裁への控訴。高裁は'02年2月28日却下。3月13日最高裁へ上告した。却下の理由は既支出分はそのまま、その余については「水需要が増加するとの意見もある」からだとする。

三重県では'99年2月16日津地裁に訴状提出。'00年1月27日却下。'00年2月16日名古屋高裁へ上告した。7月13日原判決を取り消して津地裁へ差し戻し。被告は7月26日最高裁へ上告した。津地裁の原判決は「一般会計から企業会計へのカネの移動は、県のカネを減らしたものではない」との理由。高裁の判決理由は「企業会計へ移したカネは債務の償還にあてられている」というもの。

北勢への給水延期⇒拒否の動きも

愛知県は、知多の5市5町への水道用水の全量を木曽川から長良川に切り替えることで河口堰（本体と導水施設）にかかる債務の全額を回収できるが、特に夏場における水質の悪化で、市民の苦情が噴出している。

三重県は、当初は中勢の2市8町。県は（水質を考慮して1/6のブレンドにする方針の模様だが、これだと全投資額の1/10しか回収できないので、北勢へも'06年（H18年）から給水する計画。追加投資に374億円。この方は5年間延期することになった模様。以下最近の商業紙から拾って見る。

○ 受水時期先延ばし、三重10市町が検討（岐阜新聞'01.6.5）

長良川河口堰を水源とする水道用水の供給を予定している三重県北部の水需要の低迷を理由に2006年から予定していた河口堰からの受水時期を、4年～7年程度延期する方向で検討していることが4日判った。（後略）

（注）4年から7年延期としているのは三重用水の償還が'12年に終わり、ハネ返りが少なくなるからだ。

○ 河口堰受水計画「資料公開を」（朝日新聞'02.5.23）

鈴鹿市情報公開審査会は22日、同市水道局が非公開とした長良川河口堰の受水計画について「公開すべきだ」と水道事業管理者に答申した。（後略）

○ 長良川河口堰からの受水5年延期を決定（中日新聞'02.8.24）

長良川河口堰からの水道用水を新たに受水する三重県四日市市など北勢10市町で作る北勢広域水道事業促進協議会長良川受水部会（事務局四日市市）は23日、2006年度からとしていた全市町での受水開始時期を5年延期し、'11年度からとすることを正式決定した。亀山市は態度を保留した。

北勢10市町は昨年4月から長島など5町で日最大6400m³の一部給水を受け、「06年度から残る5市町を含め47600m³の全面給水を受ける予定だった。（中略）1年延期すると年7000万円の利息がかさむとして5年が延期の限度と判断した。（後略）

○ 每日新聞、朝日新聞なども同趣旨の記事

○ 亀山市が態度保留（中日新聞'02.8.24）

（前略）亀山市は、昨年5月、市の調査で十分な水量が確保できるとして、市長が「飲み水は自前の地下水で賄う」という方針を表明。長良川河口堰の水を受け入れるかどうかについて、市は今年1月、市民代表を入れた上、上水道問題懇談会を設置し協議を進めていた。（中略）この日の受水部会の結論に、同市長は「懇談会で協議中。今の段階で市として確認は同意できない」と説明。（後略）

結局は「破産処理」より手がない

無用のダム建設をどうして止めるか——或いは既に完成した、用途のないダムをどのようにして廃棄させるか——このこの鐵壁の要塞を我々NGOが撃破する手はあるのか。

堰にかかる債務のうち、工業用水分を償還する為に、一般会計から企業会計へ貸付けまたは出資（事実上の繰り入れ）差し止め住民訴訟に勝利すれば両県は償還不能に陥る。その場合、両県は河口堰の工業用水分については「事業再建」（破産）処理にせざるを得ない。即ち両県は、債務を一般会計に移し、その方で起債し（財投ではなく市中調達だから金利は半減するはず）償還する。その場合、債務の1/2は地方交付税で処理される（今年3月、総務省決定）。だが最高裁の判決如何にかわらず、いずれは斯る決断が必要になるはずだ。

水道用水分の突破口は三重県の北勢だろう。すでに亀山市等では受水それ自体を拒否しようとの動きがある。他の3市にも拡大し、給水延期が無期限化⇒返上、となれば北勢への給水は崩壊するだろう。いずれ知多と名古屋市にも波及することを視野に入れて反撃を強めたいと考えている。堰を手放すのが早いほどトクなのだから。

辰巳ダム「貴重種」ミゾゴイ営巣確認

遊休水利権発覚

1. 「貴重種」ミゾゴイの営巣確認／道路工事止まらず

1997年8月、森の都愛鳥会会員により、辰巳ダムの付け替え道路建設現場近くで絶滅危惧種の渡り鳥・ミゾゴイが初めて発見。その後、森の都愛鳥会の独自調査や、県の専門家の協力を得て行った調査によって、2001年、2002年にも付け替え道路だけでなく辰巳ダム本体の建設予定地や水没予定地周辺でも生息が確認され、営巣・繁殖の可能性が高いことが分かってきた。

02年8月には、WWFジャパンは「絶滅危惧種ミゾゴイの生息地の保護に関する要請」を石川県に提出するなど全国的にも注目されている。

ミゾゴイは、日本で3番目に個体数が少ない鳥で、石川県公共事業評価監視委員会(1999年)が辰巳ダム計画継続に同意する時につけた付帯意見のいう「貴重種」であるが、県はミゾゴイの生息確認後、工事を短期間中止したり、細部の設計を変更しているが、基本的には当初計画どおりに道路工事を続行している。委員会の付帯意見は事実上無視されている。

ミゾゴイは、アジア版レッドデーターブック(バードライフ・インターナショナル)で、近い将来絶滅の危険が高い種として、絶滅危惧IB類に分類され、個体数は千羽未満と言われている。日本で繁殖する鳥では、ヤンバルクイナやシマフクロウと同じランクにあり、国際的にもミゾゴイの危機的状況が強く認識されている。

辰巳の会は、森の都愛鳥会などとともに、県に工事中止や環境保全、公共事業評価監視委員会の付帯意見を守るよう、強く要請している。

2. 上流に辰巳ダム一個分が空いている=遊休水利権発覚

辰巳ダム上流に1967年に建設された既存の犀川ダム(石川県と金沢市の共同事業)で、金沢市が持っている工業用水(0.46t/秒)が今後も使われることのない遊休水利権であることがわかった。これは、評価監視委員会で辰巳ダムが評価されていた当時、過去の犀川ダム資料が一切提供されず、上流ダムとの整合性がまったく考慮されなかったが、昨年、犀川ダム関連の公文書が「解禁」され、ナギの会の資料請求と調査から明らかになった。

この工業用水開発は、金沢市港地区の工業団造成計画の一環だったが、工業団地計画は挫折し、市の計画からも放棄された。しかし水利権だけは維持され、金沢市は管

理費などを支払い続けている。こうした遊休水利権は、国の指針でも「水利権を実行しない者は、権利の上に眠る者であるばかりでなく、その遊休水利権が他の緊急かつ有用な水利権の成立の障害となり、河川の有効な利用を妨げる可能性が大である…」(逐条河川法 1966)として厳しく戒めているが、一向に改善されず、各地のダム問題で見られる「膨大な水余り」となっている。辰巳ダムの場合、上流ダムの水道水の水余りと合わせると、実に辰巳ダム一個分に相当する。

以上のような「環境」問題や「水利権」問題は、全国のダム問題に普遍的に含まれている。環境問題は新河川法で、配慮を義務づけているが、遊休水利権・水余り問題は、今年春、総務省が解決のための新制度をつくる方針が示されている。

(渡辺 寛)

二風谷湖水まつり

7月25日~26日

'98北海道Eボート大会 IN 沙流川

（全文）二風谷ダムに次ぐ平取ダムは問題だ

沙流川を守る会 アシリ・レラ

苫小牧東部開発計画は、一九七〇年に、第三期北海道開発計画において取り上げられる。一九七一年には「東苫東部大規地開発計画」が策定された。一九七六年八月には、港湾建設工事が、翌七年には、北海道電力苫東厚真発電所建設工事が開始された。一九七四年に北海道企業局が発表した「苫東用水計画」とは、一本河だったんだろう。

苫東基地の工業用水や核用水が今、必要性が無くなつたにもかかわらず、沙流川支流の額平川上流の豊饒地区に「平取ダム」を造るという。開発の為の開発、行政の為のダムと言われても過言ではない。

沙流川水系からの取水計画は破綻した現在、治水の目的も薄いし、大洪水時でも破壊度の少ない場所で、何故、見切り発車する必要性があるのか。私には分からぬ。金がチラつく以外は、私には見えないダムだ！

この額平川も沙流川本流の上流、日高山脈を源に、千呂露・ニセウ・額平川等の支流（清流）を含めし太平洋に流れ出る全長一〇四km、流域面積一三四五平方kmの一級河川。アイヌ民族を含め、地元の住民には、農業・酪農・庭石・建設・商店と、多大な恩恵をもたらしておだ。この沙流川は、二風谷ダムで汚して破壊してきたにもかかわらず、又もや上流にダムを造るという。

そして出来た二風谷ダムは、湖水まつりを村おこしの行事として取り上げ、町の祭りとして行つてゐる。もうすでにメタンガス発生のダム湖に……。ダムで川を殺し、死んだ川にも湖として売り込み、その人工湖の湖水祭は、恥ずかしくもなく毎年行われており、呆れる。

「アイヌ民族」とは何なのか？ そこで睡らせる「アイヌ民族」は、何も変だと考えられなくしているものは何なのか……。やはり金が当たるのか？ と疑いたくもなる。沙流川の両ダムは、はたしてアイヌ民族にとって必要だと想うのだろうか？

一九九〇年度の当令の調査から見て、專業農家は少なくなりつゝあり、平取町を支える七割強の農業基盤の崩壊は、死活問題にもなる。

全国的に川を殺す洪水目的のダムは、ムダであった事は立証されて、新聞紙上でもたたかれている現在、アイヌの聖地での発掘で新聞などマスコミも問題を重視する事もなく、一時的な景気にぶらさがる道・行政の開発のあり方は、今一度反省する必要があるのでないでしょうか。

二風谷のダムと云い、一トヨタの連結を見たとたんに、又もや上流にダムを造る心配のは……。本当に沙流川にすまなくて、心が痛む。

沙流川総合開発計画の中には、

- (1) 事前に調査計画、設計計画、保障計画、費用配分計画等が、住民の請求によって公開されるといふ。
- (2) ダムに関して、地元住民に直接・間接に影響する問題については、経済的問題だけでなく、心理的・環境的問題も含めて住民の意見をとりいれ、計画に反映させる。
- (3) ダムによる水没者＝不利益者の個々の生活及び村落共同体としての生活水準が、建設前より向上するように。（註・だが地権者だけの問題として見切り発車した）
- (4) 建設されるダム使用目的の如何にかかわらず、治水と利水の競合や、治水上、地元と下流の競合が起つた場合は、地元の防災を優先し、その為の管理・操作をする事などが述べられている。

- (1) A 住民の意見書への回答なし。当令のにも勿論。
- (1) B 住民の公述会も。ダムに無知な住民に対して、専門用語で分かりづらべ……少數の中で、やひせりほい役職の人達の賛成者への作文の立ち読み発表！

(1) C 説明不足と利益かく。

- (2) A 住民に影響を与える、濃霧の変化による作物への影響——今後長い目で見ての収穫への多大な影響。
- (2) B 現在、二風谷ダム湖による濃霧の発生状況、交通事故の発生の予測など、計画は無かつた。
- (2) C 環境問題に大きな影響が……。このような汚れた湖面を見て心痛めている住民の事や、あるいは、そのダムに自殺者がすでに三名も出ている事等々、どう思つてゐるのか？
- (3) A 地権者だけの問題としてとらえるには、余りにも舐撫するものではなかつたのか？
- (3) B 建設前より回上したのだろうか。洪水多発の度、水門を開けて下流域の水田・牧場を呑みこんでしまつた。ダムの放流により、大洪水が多くなり、すべて破壊が大きくなつた事！

相模川キャンプインシンボシウム活動報告

相模大堰建設差止住民訴訟控訴審 (東京高裁)

1993年(平成5年)12月に提訴。2000年(平成12年)5月、第一審(横浜地裁)が第33回口頭弁論で結審し、2001年(平成13年)2月判決。「相模大堰は違法とまでは言えない。」ということで、建設費用の支出差止請求を棄却した。環境については環境基本法はプログラム規定で具体的な内容を規定していないので、施策の違法を問うことはできないとして、全く内容に踏み込まない判決だった。

私たちは直ちに控訴の方針を固め、現在に至っている。提訴から既に9年を経過した。

控訴審では被告側自身が第一審で取り下げた門前払いの主張を「最高裁の判例を踏まえて」と言いつつ再び蒸し返してきた。

その内容はすぎましいばかりの住民敵視であるので紹介する。
①地方自治法の「自治体は最小費用で最大効果を挙げるようにしなければならない」に違反しているというが、これは「挙げなければならない」という義務規定ではなくて「挙げるようとする」という単なる指針であって違反しても違法ではない。

②地方財政法の「地方自治体の経費は、目的達成のため必要且つ最小の限度を超えて支出してはならない」に違反し

ているというが、「目的達成とは「相模大堰」建設を指し、「水源確保」という「目的達成」のための支出は住民訴訟の対象

(損害賠償請求の対象)にならないから、控訴人の主張は失当である。又、賠償請求をするためには、現実に県の財産に損害が生じている必要がある。しかし相模大堰という財産は存在するし、稼働もしているから、財産に損害はなく、賠償を請求する対象がない。控訴人は架空の損害を請求しているだけだ。

このような神奈川県、被告側の論理を認めたら、住民訴訟は不可能である。

控訴審は第6回で裁判長が替わった。前の裁判長は双方の主張、論点を整理するという方針で、私たちは水需要予測、環境法制、現地生態系の証人申請を出す予定だった。

新しい裁判長は控訴審第7回で、かなり長い時間をかけて書類の山をひじくり返してから、「最終的な準備書面を出す段階になってから人証調べをしてくれと申し出るのは、いかがなものですかね?前回最終的な準備書面を出すように言いましたが。この訴訟は何年も続いていたのでしょうか?平成5年からですから、主張も出し尽くしたというので、前回最終準備書面を出すようにいったはずですよ。」

裁判長が交代するやいなや、申し送りもないにいきなり結審をほのめかすとは予想もしていなかった。

法廷に緊張した空気が走る。小野弁護士が即座に「前々回までに、これらが論点整理しながら主張を出し合って、人証に入ることになっていました。まず、主張の整理をしてからと考えています。」と反論する。

裁判長「訴訟を提訴する時に見通しを立てて、主張、立証してゆくものでしょう。常識的に考えても、見通しもなしに次から次に証拠の申し出をされたのは、審議経過も予定もできません。人証の申し出は保留にしておきますが、最終準備書面を考えておいてください。」と次回の期日が11月7日午前11時開廷と決まる。こちらの証人は採用されず、次回の口頭弁論で、結審の可能性が高まってきた。控訴審はいきなり山場さしかかった。

相模川河川整備計画の市民対応

相模川では河川整備計画はまだ策定されていないが、河床調査、動植物調査など策定のための基礎調査は平成15年度までに完了する予定である。また、多摩川の河川整備計画が平成13年に策定された際、行政と市民の共同作業として行われた「河川巡視」も相模川でも始められた経緯もあり、いつでも本格的な河川整備計画の策定作業が開始されてもおかしくない状況だ。多摩川では約2年間で策定作業は終了している。その間ワークショップが開かれ、市民の声が計画に反映しているかのようであるが、原案は行政とコンサルが策定して、大規模な河川工事

(スーパー堤防の建設)はしっかり計画に盛り込まれた。大規模な河川工事の根拠である基本高水流、計画高水流量など基本方針の部分は全く話し合われていない。

相模川ではダムなど大規模工事計画に歴止めをかけるため、5月に「相模川の未来」という市民組織を立ち上げて河川調査や、水源連の遠藤さんを講師に招いて学習会など河川整備計画策定に対応する準備を始めた。

神奈川県で小田原の早川など4つの2級河川について、河川整備計画を策定している。その手法はワークショップを3~4回開催して市民の要望をまとめ、計画の反映させたとしているが、実態は予めコンサル作成した計画案に都合の良い提案だけつまり食い的に計画に盛っているだけだ。整備計画に対するワークショップの明確な位置づけや規定もなく、整備計画市民側の承認をあたえる実に行政に都合の良い存在になっている。

相模川は1級河川で京浜工事事務所が主管しているが、河口6Kmより上流は神奈川県が管理を委託されているので、相模川河川整備計画でも2級河川の整備計画策定の手法が同様に行われる可能性が高いと思われる。

これに対抗するには自立した市民組織が基本高水流量の設定など専門的な課題も検討しなければならないと思う。